

平成 1 9 年度

包括外部監査の結果報告書

「観光事業の財務に関する事務の執行及び経営に
係る事業の管理について」

岐阜市包括外部監査人

加藤 博

目 次

| | |
|-----------------------------------|-------|
| 第 1. 外部監査の概要 | 1 |
| Ⅰ. 外部監査の種類 | 1 |
| Ⅱ. 特定の事件（監査のテーマ） | 1 |
| Ⅲ. 監査対象年度 | 1 |
| Ⅳ. 監査対象部署 | 1 |
| Ⅴ. 監査の実施期間 | 1 |
| Ⅵ. 包括外部監査人及び補助者 | 1 |
| Ⅶ. 特定の事件を選定した理由 | 2 |
| Ⅷ. 外部監査の方法 | 2 |
| Ⅸ. 利害関係 | 2 |
| | |
| 第 2. 岐阜市の観光の概要 | 3 |
| Ⅰ. 観光及び観光行政の概念 | 3 |
| Ⅱ. 岐阜市の観光資源 | 4 |
| Ⅲ. 岐阜市の観光行政の歴史 | 5 |
| Ⅳ. 岐阜市の観光組織 | 1 5 |
| Ⅴ. 岐阜市の平成 1 8 年度の観光決算金額 | 1 7 |
| Ⅵ. 岐阜市の観光実績 | 1 9 |
| Ⅶ. 岐阜市の観光事業における P R 活動 | 2 4 |
| Ⅷ. 今後の岐阜市の方針 | 2 6 |
| | |
| 第 3. 外部監査の結果 | 2 7 |
| Ⅰ. 鶺鴒観光について | 2 7 |
| Ⅱ. 岐阜城について | 4 7 |
| Ⅲ. 岐阜公園について | 5 5 |
| Ⅳ. まちづくり事業について | 7 6 |
| Ⅴ. 岐阜ファミリーパークについて | 8 7 |
| Ⅵ. ながら川ふれあいの森について | 9 6 |
| Ⅶ. 名産品について | 1 0 2 |
| Ⅷ. まつり・イベントについて | 1 0 7 |
| Ⅸ. 岐阜市の観光行政の総括的問題点 | 1 1 2 |

第 1. 外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

II. 特定の事件（監査のテーマ）

観光事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

III. 監査対象年度

平成 18 年度（ただし、必要な範囲で過年度に遡及した）

IV. 監査対象部署

商工観光部（その他関連する部）

V. 監査の実施期間

平成 19 年 7 月 5 日から平成 20 年 2 月 28 日まで

VI. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人

加藤 博 公認会計士

補助者

轟 芳英 公認会計士

豊田 裕一 公認会計士

後藤 篤志 公認会計士

高橋 英明 公認会計士

廣瀬 悟道 公認会計士

下條 俊幸 公認会計士

村井 達久 公認会計士

山田 華子 公認会計士試験合格者

古田 友三 弁護士

VII. 特定の事件を選定した理由

岐阜市は金華山や長良川などの豊かな自然環境や1300年の歴史と伝統を誇る鶺鴒、戦国の時代がしのばれる岐阜城など、歴史的な資源に恵まれている。しかしながら、景気の低迷や、旅行形態、観光需要の変化などによって、観光客は年々減少してきた。

また、岐阜市が2004年に策定した『ぎふ躍動プラン・21』（岐阜市総合計画2004）によれば、「魅力ある都市型観光の充実のため、1. 観光資源の充実、2. 受け入れ体制の充実、3. 広域的な連携交流の推進」を基本方針に、新たな観光需要に対応した仕組みを市民と共通認識の上に確立していくことが重要と位置づけた。

これらのことから、観光についての市民の関心は高く、観光事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について検討することが必要と判断し、監査のテーマとした。

VIII. 外部監査の方法

1. 監査の要点

観光事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について合规性、有効性、効率性及び公平性の観点から監査を行うこととし、具体的な視点を次のとおり定めた。

- ① 観光行政についての明確な目標等はあるか
- ② 施設建設・運営及び事業について市民負担額を上回る公益性があるか
- ③ 施設設置目的は十分に検討されたか
- ④ 施設及び事業は有効性、効率性及び公共性が確保されているか
- ⑤ 施設の設置・運営にあたって有効かつ効率的な事業評価基準があるか
- ⑥ 観光統計資料の収集は十分か
- ⑦ 近隣行政や団体との連携は十分か

2. 主な監査手続

「VIII. 外部監査の方法 1. 監査の要点」に従い、主に実施した監査手続は以下のとおりである。

- ① 質問により、関係諸法令、事業の状況、管理の方法を総括的に調査した。
- ② 上記①を踏まえたうえで、事業の管理及び財務事務の執行状況について関係帳票、証拠書類等を閲覧、照合した。
- ③ 現場視察及び現況を調査した。

IX. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 当報告書の数値については、端数処理の関係で総額と内訳の合計が一致していない場合がある。

第2. 岐阜市の観光の概要

I. 観光及び観光行政の概念

観光資源と観光行政の議論を行ううえで、特に重要なものは観光の概念を定義づけることである。

平成7年6月の政府観光政策審議会は、観光の定義を「余暇時間の中で日常生活圏を離れて行う様々な活動であって、触れ合う、学ぶ、遊ぶということを目的とするものである」としている。下記がその内容である。岐阜市では「観光」について明確な定義を定めておらず、人が県外から市内へ訪問することに関する事業を漠然と「観光事業」として捉えている。岐阜市の認識している上記「観光事業」は主に商工観光部の所轄となり、他の部署で実施している事業のうち上記の政府観光政策審議会の定めた定義に該当する「観光」に関連する事業について、岐阜市は近年「観光事業」としての認識は持ちつつあるものの不十分な状態である。

・レジャー・レクリエーション

見物、ショッピング、スポーツや文化的行事の見物・参加、レクリエーション活動、アマチュアのスポーツ活動、登山、トレッキング、キャンプ

・事業・業務

博覧会・国際会議・大会・競技会・見本市・展示会、コンベンションなどへの参加、宗教的なイベントへの参加

・保健・治療

温泉、湯治、ヘルスリゾートなど普段の生活圏を離れた場所での治療滞在（ただし医療目的のための入院などは除く）。

上記に記載の通り、観光とは産業・教育・文化・芸術・自然保護運動等、人間が関わるほぼすべての分野に携わる総合事業といえる。

従って、岐阜市は観光事業を重要な産業基盤として位置づけており、観光事業を十分に発展させるためには、これらの関連分野との十分な連携及び綿密な調整が必要不可欠となるといえる。

II. 岐阜市の観光資源

以上の観点に照らし合わせた岐阜市の観光資源の主なものについて以下列挙する。

岐阜市商工観光部作成のパンフレットに記載の観光資源を挙げると以下の施設及び事業であり、これらは上記定義と概ね合致しているものといえる。

・自然的観光資源

金華山、岐阜公園、長良公園、岐阜ファミリーパーク、ながら川ふれあいの森、梅林公園、境川緑道公園、松尾池・萩の滝、長良川堤の桜、日中友好庭園、要桜、中将姫誓願桜

・歴史的観光資源

岐阜城、長良川鶉飼、歴史博物館、岐阜大仏・正法寺、三重塔、織田信長居館跡、道三塚、山内一豊・千代婚礼の地モニュメント、三田洞弘法（法華寺）、常在寺、崇福寺、立政寺、鏡島弘法（乙津寺）、円徳寺

・温泉

長良川温泉、三田洞神仏温泉、フライツァイト温泉

・祭り・行事

長良川鶉飼、梅祭り、美江寺まつり、ぎふ信長まつり、岐阜まつり、道三まつり、手力の火祭り、長良川薪能、菊人形・菊花展、池の上みそぎ祭り、長良川花火大会

・まちなか歩き

川原町界限、柳ヶ瀬商店街、長良川プロムナード

・その他施設

名和昆虫博物館、加藤栄三・東一記念美術館、金華山ロープウェイ、リス村、小紅の渡し、岐阜市少年自然の家、岐阜公園来園者休憩所（立礼茶席）、鶉飼観覧船造船所

・名産品・産物

岐阜和傘、岐阜提灯、岐阜渋うちわ、鮎菓子、富有柿、地酒、佐波いちご、松風・味噌松風、枝豆まんじゅう、鮎の一夜干し・鮎昆布巻、いかだばえ、薬膳料理、鮎料理

上記の通り、岐阜市には多くの観光資源が存在するが、上記のうち岐阜市の建設にかかる施設のうち主なものは以下の通りである。

【岐阜市所有の主な観光施設】

岐阜城

岐阜公園

日中友好庭園

岐阜公園来園者休憩所（立礼茶席）

岐阜ファミリーパーク

岐阜市少年自然の家

ながら川ふれあいの森
岐阜市歴史博物館
加藤栄三・東一記念美術館

これらの施設の建設及び運営にあたって、多額の岐阜市の予算が当てられている（詳細については後記）ため、過去からの経緯とともにその効果、効率性等について監査を実施するに当たり注目することとした。

Ⅲ. 岐阜市の観光行政の歴史

岐阜市では地場産業が低迷している現況においては、観光事業の地域経済に与える影響が大きいため、岐阜市は観光事業を重要な事業として位置付けてきた。観光事業の経緯を見る上で、岐阜市が過去から現在に至るまで掲げてきた岐阜市の観光施策の変遷について確認する必要がある。岐阜市の観光施策は、「第一次総合計画」、「第二次総合計画」、「第三次総合計画」、「第四次総合計画」、並びに「ぎふ躍動プラン・21（岐阜市総合計画2004）」において公表されている。以下これら総合計画等のうち観光事業に関わる部分について要旨を記載し、その内容について吟味する。

岐阜市の観光施策及び観光施設の年表

| | | |
|-------|-----|---|
| 昭和47年 | 4月 | 岐阜市第一次基本構想 |
| 昭和48年 | 12月 | 岐阜市第一次総合計画 |
| 昭和52年 | 7月 | 岐阜ファミリーパーク計画決定 |
| 昭和53年 | 9月 | 岐阜市第二次基本構想 |
| 昭和55年 | 3月 | 岐阜市第二次総合計画 |
| 昭和60年 | 7月 | 岐阜市第三次基本構想 |
| 昭和60年 | 11月 | 岐阜市歴史博物館開館 |
| 昭和61年 | 8月 | 岐阜市第三次総合計画 |
| 平成3年 | 5月 | (財)加藤栄三・東一記念美術館開館 |
| 平成7年 | 3月 | 岐阜市第四次基本構想 |
| 平成7年 | | ながら川ふれあいの森基本設計 |
| 平成8年 | 9月 | 岐阜市第四次総合計画 |
| 平成9年 | 2月 | 岐阜城平成の大改修開始 |
| 平成14年 | 4月 | 水の資料館開館 |
| 平成15年 | 12月 | ぎふ躍動プラン・21（岐阜市総合計画2004）基本構想 |
| 平成16年 | 3月 | ぎふ躍動プラン・21（岐阜市総合計画2004） 金華山・長良川まるごと博物館整備構想 |
| 平成18年 | 10月 | 岐阜町発祥の地・まちなか歩き構想 |

1. 岐阜市第一次総合計画（昭和48年12月発行、観光事業関連抜粋）

1. 基本方針

本市は観光資源としての歴史的諸条件に非常に恵まれている。さらに本市の地理的有利性とあいまって、四季を通じて観光客は年々増加の傾向を示している。

本市の観光の特色は、その資源の多様性にあるといえる。すなわち、金華山や長良川、さらにこれらを背景とした長良川の鶺鴒および温泉といった自然資源によるもの、岐阜城や市内に散在する古寺のような史跡、あるいは柳ヶ瀬を中心とした繁華街といったものに分類される。さらにスケールの点からいっても、長良川の鶺鴒のような国際的なものから、市民のレクリエーション的なものまで広範囲にわたっている。

これらを基盤として、国際文化都市にふさわしい本市の観光開発の基本方針は次のとおりである。

- ①自然的観光資源と都市的観光要素の融合をはかった本市独特の魅力をもった観光文化を創造する。
- ②本市の豊かな人間環境が、まちを訪れる人々に日本の伝統文化の美しさと人間的潤いを与えるように工夫し、まち全体が観光資源としての価値をもつようにする。
- ③年間を通じて常に観光の魅力が発揮できるような観光施設の開発や観光プログラムを演出する。

2. 計画と対策

将来、観光需要は国民所得の向上と、余暇の増大に伴い増加するものと思われる。特に地域的レジャー人口と広域的レクリエーション人口の増大が考えられるが、前者を対象とした日常レクリエーション施設として金華山の保護とあいまって、長良川畔にかけて自然公園などを考える。

また、後者については長良川畔から奥長良および方県・網代方面に週末・季節的レクリエーション施設を整備するとともに、近畿圏との交通の緊密化をはかり、中部圏における広域的観光ルートの基盤としての役割をうけもつものとする。

①金華山、長良川周辺の保護と整備

森林美の金華山と清流の長良川は岐阜市の資産であり国際的観光地となっている。この山と川の自然景観を保全し、一帯を自然公園としてその環境を守るとともに自然博物館、歴史博物館などの観光諸施設を自然環境と調和させ配置し、秩序ある開発を進めるものとする。

②鶺鴒の保護

長良川の鶺鴒は、岐阜市の代名詞として、内外にその名声を博しており、金華山・長良川を背景とした、まさに火と水の芸術であり、一大風物絵巻である。この比類のない伝統芸術を保護し後世に伝えるため、清澄な水の維持と鶺鴒関係の資料館を設置するなど積極的な対策を講ずる。

③観光ルートの設定と外人観光客の誘致

すぐれた自然環境と、由緒ある神社・仏閣・旧跡など文化的遺産を有機的に関連づけた観光ルートを設定整備するとともに、国際的にも名高い鵜飼を中心に外人観光客の誘致につとめる。

④柳ヶ瀬地区アミューズメントセンターの開発

柳ヶ瀬は岐阜市商業の中心地区として発展してきたが、市民の広場の存在と歓乐的要素をもった街として、年間を通じて、特色ある催しものを演出する。いうなれば『プログラム観光』ともいべきものの創造である。この催しは、ファッションショー、郷土芸能といった本市の地域性を反映しているものであり、本市へいつ訪れてもこれらが観賞できるものとする。そして、それらは柳ヶ瀬地区が醸し出す高い格調と、人々に潤いをもたせる雰囲気とが調和してつくりあげられるべきである。

⑤観光の宣伝普及

豊かな観光資源に恵まれている本市を広く紹介するため、広報宣伝活動の充実強化に努める必要がある。さらに広域的観光ルートの設定によって、関係各市町村と協力して共同宣伝を行う必要がある。

⑥観光みやげ品の工夫・育成

観光みやげ品については郷土の特色を生かした新製品の創造を奨励するとともに郷土の特産である提灯・和傘・うちわ・美濃焼などの実演・展示を行うなど、新規工夫によって観光資源の育成をはかる。

⑦観光客の受け入れ体制の整備

岐阜を訪れた人たちに『ぎふ』の印象を深くきざみつける必要がある。そのため、四季を通じて鵜飼の伝統を展示できる観光会館など諸施設の建設整備や、心あたたまる接遇の方法を考えるなど観光客の受け入れについて万全の方策を講ずる。

2. 岐阜市第二次総合計画（昭和55年3月発行、観光事業関連抜粋）

1. 施策の基本的方向

金華山の緑と長良川の清流は、岐阜市の資産として世界に誇るものでありその地域一帯を含めた自然景観、環境の保全につとめるとともに、観光・レクリエーション地域としても積極的な活用をはかる。

今後、日常生活圏における身近なレクリエーションの持つ意味が大きくなり、日常生活の中でより積極的に位置づけられていくこととなるので、身近なレクリエーション環境の整備や、市内に点在、潜在する観光資源を有機的に結ぶ観光・レクリエーションコースの設定、施設の整備などを積極的にすすめる。

国際的な民族文化財としての鵜飼の保護伝承につとめるとともに、鵜飼が行われる長良川とその沿岸、周辺地域について、鵜飼の景観、情緒を守るための施策を推進する。

郷土の観光・レクリエーションに関する情報の提供と鵜飼の歴史と文化を継承するための拠点として、また、郷土の特産品の展示、紹介の場をもった観光物産施設を整備する。

広域観光・レクリエーション、国際観光を推進するため、県、周辺市町村、関係機関との関係をいっそう強める。

2. 計画

(1) 観光・レクリエーション環境の保全

①自然景観の保全

本市の象徴でもある金華山、あるいは舟伏山、百ヶヶ峰など周辺地域の景観保全につとめるとともに、遊歩道、ハイキングコースなどを整備し、身近なレクリエーション地域としての活用をはかる。

②文化的遺産の保護

民族文化財としての鵜飼の保護伝承のため、鵜匠、船大工、船夫などの後継者の育成をはかる。鵜飼に関する資料の収集や保存展示するための施設を整備する。鵜飼の古典情緒を守り、景観を保全するため、鵜飼開催時における長良川沿岸地域の交通、照明規制、観覧施設の整備などを検討する。

歴史的風土に根ざした史跡、名勝など文化的遺産の保護につとめるとともに、観光・レクリエーションの施設としての活用をはかる。

(2) 観光・レクリエーション環境の整備

①施設等の整備

岐阜城、ユースホテルをはじめ、既存の観光・レクリエーション施設において、利用者のよりいっそう利便をはかるための施設整備をすすめる。

埋もれている史跡、知られていない施設などの顕在化と紹介につとめる。

岐阜まつり、信長まつりなどの観光行事の充実をはかるとともに、市民総参加による『ふるさとまつり』などを創出する。

郷土の特産品の展示、紹介や、土産品の紹介、販売、鵜飼資料の保存・展示・実演の場や、観光・レクリエーションに関する情報提供の場として機能する観光物産会館の建設をすすめる。

また、本市の特性や伝統的技術を生かした、すぐれた土産品の開発の促進につとめる。

②受入体制の整備

本市を訪れる観光客が、鵜飼や岐阜の風物、歴史などについての知識を容易に得られるよう、また、見知らぬ土地で不安なく、しかも落ち着いて観光・レクリエーションを楽しめるよう、観光情報の提供、観光案内の充実や、観光客の心のふれあいを大切にする市民意識の高揚につとめる。

(3) 広域観光・レクリエーション、国際観光の推進

①広域ルートの形成

広域化する観光・レクリエーションの需要に対応するため、周辺市町村との関係をい

っそう密にするとともに、岐阜県広域観光ルートの設定に積極的に参加する。

また、東海3県や中部9県の観光ルートとの関係を強める。

②国際観光の推進

世界に誇る民俗文化財としての鶺鴒を国際観光のかなめとして、外国人観光客の誘致、国際会議、大会の開催などを積極的に働きかける。

各種国際会議、大会、見本市などの開催できる機能をもった施設の整備を促進する。

③宣伝、誘致事業の充実

内外の新聞、雑誌、テレビなど報道機関の積極的な活用、観光宣伝キャラバン、見本市、展示会への参加、旅行・運輸機関との関係などを通じ、鶺鴒や史跡、観光と結びつけたファッション産業などを魅力として宣伝するために、観光宣伝事業を拡大し、観光客の誘致をはかる。

また、鶺鴒のシーズンオフ対策の一環として長良川温泉についてもPRに つとめ、年間を通じて旅行客の訪れる観光都市をめざす。

3. 岐阜市第三次総合計画（昭和61年8月発行、観光事業関連抜粋）

1. 基本方針

(1) 地域産業の再生を促すコンベンション都市づくり

本市の主要産業であるアパレルや機械金属業界では、岐阜ファッション・フェスタやファッション・ショー、あるいは産業機械展など大きな催しを開催し、産地イメージの高揚と情報交換を図っている。また、高等教育機関では、学会やシンポジウムなどを開催するなど学術交流を行っている。

岐阜市制100年に当たる昭和63年には、県において、ぎふ中部未来博覧会の開催が計画されている。

これらイベントの充実、誘致を図ることによる直接的な効果のほか、生産誘発効果として、建設、印刷、輸送、飲食、コンベンション・サービス、観光業など地元経済の活性化、さらに、本市のイメージの高揚により、高次の都市機能の集積を図る。

観光と産業を有機的に結び付けたコンベンション都市づくりを推進していくために、国際的な会議が開催できる施設の建設やアクセス道路の整備、受入れ体制の推進など魅力ある都市的整備を進める。そして、経済、学術、文化、スポーツなど本市の発展につながる種々のイベントが全国的、国際的規模で継続的に開催できるコンベンション都市づくりを進める。

(2) 長良川・金華山塊を核とした観光づくり

風光明媚な長良川、夏の風物詩・鶺鴒、繁華街柳ヶ瀬、あるいはアパレルなど自然景観、産業、文化が一体となったファッション都市づくりを通して、市民生活と地場産業に結びついた観光の振興を図る。

旅行形態の変化や観光の多様化に対応するため、宿泊を伴う鶺鴒を中心に、家族連れなどが自然とのふれあいのなかで、四季を通して、終日楽しく過ごせるよう金華山周辺

の観光開発を進める。また、博物館や美術館など文化施設の充実を図り、学ぶ観光への対応も進める。

駅前から柳ヶ瀬、長良川へ、あるいは鷲山や加納城址へとファッション、レジャー、やすらぎ、伝統工芸など、市内観光ルートの整備と、周辺市町村との連携を深め、回遊性に富んだ広域観光ルートの整備も進める。

2. 基本施策

(1) 地域産業の再生を促すコンベンション都市づくり

①コンベンション都市岐阜のねらいを、地元産業界に対して直接的、間接的効果の高いコンベンションを積極的に誘致し、それらの消費活動、情報の集積、発信などにより地域経済を活性化させることにおく。

②積極的に誘致、開催を促進するコンベンションは、地域経済波及効果の高い、小規模であっても質の高い、地域の個性を発揮できるものをねらいとする。

③コンベンション都市は、都市が一体となって都市そのものを商品として売り出していく都市であることから、地元各界のコンセンサスを得て、まちぐるみでコンベンションを受け入れていくことのできる仕組みづくり、受入基盤づくりを進める。

④市民のもてなし心の醸成、魅力ある都市環境整備、観光資源の整備、創出を図り、コンベンションに参加しようとする人たちの参加意欲をかきたてるような条件づくりを進める。

⑤コンベンションの開催によってもたらされる効果を、域内で最大限吸収できるシステムを構築するため、人、物、情報の交流に関するすべての産業分野を再編成する形で、コンベンション産業として位置づけ、その振興、育成を図る。

(2) 長良川・金華山塊を核とした観光づくり

①地域振興の一環として、長良川、金華山などの自然景観や産業、文化が一体となった特色あるまちづくり、ファッション都市づくりを基に、市民生活と地場産業に結びついた観光地づくりを地域全体の知恵を結集して推進する。

②本市観光を、鶺鴒と金華山観光という図式から、本市の有する資質を多面的に付加した多様性に富む観光へと改善し、個性化、多様化が進む観光ニーズに対応した、美しく魅力のある観光地づくりを進める。

③質的水準の高いテーマ性を持った観光資源の整備・創出や、家族、小グループ単位の旅行や青少年層、婦人層に対してもきめ細やかな配慮の行き届いた受入体制づくりを進め、着実に時間をかけて観光地づくりを進める。

④来訪者に対するもてなし心により、観光資源や環境の保全、開発、運営などをまちぐるみで推進するとともに、そのような活動に参加できる人材を積極的に育成し、活用を図る。

⑤本市の観光を変化に富んだものへ改善するとともに、特色ある個性的なものとするた

め、金華山周辺地区一体の自然及び歴史的な環境を活用し、潜在する資源を発掘し、この地区のシンボル性、拠点性をより一層高め、本市を代表する客間として整備を進める。

4. 岐阜市第四次総合計画（平成8年9月発行、観光事業関連抜粋）

1. 重点プロジェクト・コア100万計画＝にぎわいプラン

(1) 概要

この計画は、市民の誇りである長良川・金華山周辺地区と中枢機能の再強化が必要な駅周辺・柳ヶ瀬地区という2つの拠点地区の活性化を進めるとともに、個性豊かな地域づくりや周辺市町村との連携強化に努め、本市が目指す将来都市像の実現を図るものである。

本市が持つ強みである『都市の中の自然』を整備強化することで、美しい都市空間を創出し、また、岐阜100万都市圏を対象とした高度な都市サービスの提供を可能にし、100万都市圏のコア（核）として、本市を成長・発展させる計画である。

このプロジェクトの推進によって、一層多くの人々が集い、交流し、街ににぎわいと活力が生まれ、また、イベント・コンベンションを通じて、国内外に向けて情報が発信される都市が創出されることになる。

(2) 長良川・金華山周辺地区

①観光の振興

1,300年の歴史を持つ鶯飼は全国的にも知名度が高く、岐阜を特色づける重要な観光資源である。また、岐阜公園周辺は、岐阜の歴史と文化を今に残している。

このような伝統ある観光資源の保全・活用を図り、観光の振興を図る。

このため、岐阜城、岐阜公園の再整備を行い、より一層の観光客の誘致に努める。

また、歴史的な街並みの整備、水源広場の整備などによって新たな観光資源を発掘・創出し、魅力の向上を図る。

施設整備のみならず、市民一人ひとりが、あたたかい『もてなしの心』を持って観光客をはじめとする来訪者と接することが大切であり、このため、市民・観光関連業者等へ協力を要請していく。

②コンベンションの振興

地域に大きな経済波及効果をもたらすコンベンションにより、まちの活性化を図り、コンベンションに集まる国内外の人々に岐阜の知名度を高めるとともに情報発信を図る。

長良川国際会議場のオープン、世界イベント村の誕生により、いよいよ国際会議観光都市として躍進する条件が整いつつあるが、さらに発展するためには主にソフト面での施策が必要となってくる。

そのためには、コンベンション・ビューローを中心に、国内外からコンベンションを

誘致することはもちろんのこと、さまざまな支援を幅広く進めていくことが重要になるし、誘致支援団体の協力も必要になる。

また、市民一人ひとりの『もてなしの心』をもった受け入れ体制とアフターコンベンションとしての魅力ある観光資源の発掘が必要であり、さらに、集客力の強化のため、本市への来訪者のためのアクセスの整備が必要となる。

2. 観光・レジャー産業

(1) 基本方針

- ①『国際会議観光都市』である本市としては、鶺鴒をはじめとする豊かな観光資源を生かし、観光の振興を図り、広く国内外に紹介するなど、来訪者にとって魅力ある観光都市づくりを推進する。
- ②新たな観光資源の創出や既存資源の再整備を進め、参加・活動・滞在型観光都市へと転換を図るとともに、アフターコンベンション機能の充実に努める。
- ③近年、観光形態が点と点を結ぶルート観光指向へと変化しており、こうしたことに対応するため、周辺市町村との連携のもと、広域的な観光ネットワークづくりを進める。
- ④市民一人ひとりがもてなしの心を持ち、観光客や来訪者をあたたかく迎え入れるという意識づくりを積極的に進める。

(2) 主要施策

①新たな観光資源開発と既存資源の再整備

ア：本市に埋もれている観光資源を発掘するとともに『(仮) 長良川あゆパーク』など集客効果の高い観光資源の開発を進める。また、鶺鴒についても、質的な向上を図るなど魅力のアップと観光ニーズに適合した事業運営の改善に努める。

イ：本市の文化的・歴史的に貴重な観光資源である金華山頂の岐阜城や岐阜公園の内苑を拡充整備する。

②広域観光ネットワークづくり

本市の観光資源を核に、恵まれた自然資源である長良川の流域の関係市町村などの連携のもと、広域観光ネットワークづくりを進める。

③もてなしの心の醸成と受け入れ体制づくり

本市を訪れる観光客が街の魅力を満喫し、快く過ごせるよう市民が真心をこめたもてなしの心を持ち、宿泊施設、観光・レジャー施設のサービスの充実に努めるなど受け入れ体制の整備を促進し、積極的な宣伝に努める。

5. ぎふ躍動プラン・2 1（岐阜市総合計画 2004）（平成 1 6 年 3 月発行、観光事業関連抜粋）

1. 基本方針

課題である現代的な観光需要に適合していくため、癒しや体験型などゆっくり楽しむスローツーリズムへの取り組みなどにより、今まで気付かずにいた資源の再発見と新たな資源の創出を目指すとともに、金華山・長良川まるごと博物館整備構想や長良川プロムナード計画の推進を通じた鶺鴒の魅力向上や岐阜公園の拡充整備など、既存観光資源のリニューアルに努める。さらに、岐阜圏域や圏域外との連携を図りながら、魅力ある広域観光ネットワークの確立を図る。

多くの人々にとって魅力あるものとは、その土地固有の歴史や自然と人々の特色ある営みや文化、そこから生まれる生産物や料理、そして何よりもこれらを提供する人々の『もてなし』の心である。これらを都市基盤整備によって確立される様々な都市機能と融合させながら、まちづくり・地域づくりなどの特色ある活動を盛り上げ、結果としてこれを見てもらうこと、そしてそれが集客につながるような仕組みを形成していく。

2. 目標

本基本方針の指標は、都市型観光の総合的な充実度を表現する指標が適切であるが、様々な観光指標を総合化したものがないため、観光の質的充実度を表す代表的な指標として、鶺鴒の満足度を指標とする。

| 指標名 | 現況（H15 年度） | 目標（H20 年度） |
|----------------------|------------|------------|
| 鶺鴒観覧船乗船客アンケートによる満足度* | 6.4% | 5%未満 |

* 鶺鴒観覧船乗船客アンケートは 8 月から 9 月にかけて、天候や混み具合などそれぞれ異なる条件下で、観覧船全船において 4 回実施

3. 具体的施策（施策名：金華山・長良川まるごと博物館整備構想）

①川を活かしたまちづくりゾーン（鶺鴒）

清流長良川と、そこで繰り広げられる鶺鴒をテーマにまちづくりを行う。そして将来的には、例えばユネスコの無形文化の傑作の宣言への登録なども視野に入れながら、世界レベルのテーマゾーンを目指す。

②緑を活かしたまちづくりゾーン（自然）

40 万都市の中央にそびえる金華山の自然をテーマにまちづくりを行う。

また、市民ボランティアによる金華山ルネッサンス事業を展開し『自然』の保全に努める。

③歴史を活かしたまちづくりゾーン（道三・信長）

岐阜城の城下町の歴史的景観や資源を活かし、道三・信長をテーマにまちづくりを行

う。古いまち並みを形成している川原町地区では景観まちづくり協議会が設立され、地元の商家が空き家となった古い町家を保存修復し、観光・文化活動拠点として再生されるなど、まちづくりへの取り組みが始動している。

・ 具体的計画

- 長良川河畔地区街並み整備
- 金華地区まちなみ景観整備
- 歴史公園としての岐阜公園再整備
- 歴史博物館リニューアル
- 旧長良川ホテル跡地利用
- 左岸ふれあい回遊整備
- 金華山の再生・整備
- 土地利用コントロール
- その他の事業

4. 今後のまちづくりの方向性

上記事業を推進するため、市民と行政が協働し、横断的な取り組みができるよう市民ワークショップの開催、さらにはまちづくり協議会やNPOなどとの連携を図る。

また、金華山、長良川の自然や古いまちなみ等の景観保全、継承、修復等の環境整備をはじめ、施設間の回遊性強化のためのネットワークの整備を図る。

さらに、ゾーニングやテーマに沿った自然、歴史、文化、産業、そこに住む人々の暮らしやまちなみ等を再調査・再評価するとともに地区全体を野外博物館として位置付け、まちなか歩きなどのスローライフが味わえ、歴史・緑・川を堪能できるまちづくりに向けての整備を行う。

具体的展開

- ①本物の自然・歴史・文化遺産の整備・発掘と創出・発信
- ②歴史文化の保存・継承と自然環境の保全
- ③NPOなど市民団体の育成
- ④鵜飼の質の向上と、回遊性を高める施設間の移動経路整備

以上のように、岐阜市の観光行政の歴史を振り返ると、岐阜市の総合計画における観光施策は、過去から金華山・長良川を中心とした内容を踏襲しており、各政策の基本的な考え方や施策を示してはいるものの、観光ビジョンという観点からすれば必ずしも明確になっているとは言い難い。しかし、観光スタイルの変化に合わせ、近年ではスローライフやまちなか歩きのような具体的な構想等も打ち出し始めている。

IV. 岐阜市の観光組織

先述したとおり、観光の概念について、産業・教育・文化・芸術・自然保護運動等、人間に関わるほぼすべての分野に携わる総合事業ととらえるため、岐阜市の組織のうち観光に関わる部署は多く存在する。

以下に岐阜市の組織図を記載する。なお、網掛けの部署は、包括外部監査人が上記観光概念に基づく『観光』に関わると考える部署である。



| 商工観光部 | 農林振興部 | 市民生活部 | 市民福祉部 | 市民健康部 |
|---|--|--|------------------------------------|---|
| 商工観光政策室 地域産業振興室 ファッション産業活性化室 新産業創出支援室 企業誘致室 雇用促進室 労務経営支援室 観光コンベンション室 鶺鴒観覧船事務所 | 農林振興政策室 農林園芸振興室 畜産センター 農地整備室 中央卸売市場 食肉地方卸売市場 | 市民生活政策室 生活安全室 計量検査所 市民室 国保・年金室 | 市民福祉政策室 指導監査室 介護保険室 福祉事務所 | 市民健康政策室 衛生試験所 第二看護専門学校 保健所 (健康づくり室) |

| 市民病院 | 人・自然共生部 | 環境事業部 | 都市防災部 | まちづくり推進部 |
|-----------------------|--|---|--|--|
| 診療部門 事務局 看護専門学校 | 人・自然共生政策室 循環型社会推進室 大気自然室 水自然室 みどり自然室 | 環境事業政策室 環境施設室 産業廃棄物特別対策室 産業廃棄物指導室 環境事業室 東部クリーンセンター 掛洞プラント 寺田プラント 斎苑 | 都市防災政策室 防災対策室 消防総室 消防室 救急室 予防室 指令室 中消防署 南消防署 北消防署 | まちづくり推進政策室 都市計画室 まちづくり景観室 開発指導調整室 建築指導室 公共建築室 |

| 都市建設部 | 基盤整備部 | 上下水道事業部 | 市民参画部 | 薬科大学 |
|--|--|---|--|---------------------------------------|
| 都市建設政策室 拠点整備室 市街地再開発室 鉄道高架整備室 駅前広場整備推進室 公園整備室 区画整理室 住宅室 | 基盤整備政策室 土木管理室 土木調査室 道路建設室 道路維持室 河川室 水防対策室 公共用地室 | 上下水道事業政策室 営業室 上水道事業室 下水道事業室 施設室 水質管理室 維持管理室 | 市民参画政策室 市民協働推進室 市民相談室 男女共同参画室 人権啓発センター 国際室 生涯学習室 文化・芸術室 | 学部・大学院 事務局 学生部 附属図書館 附属薬局 |

| 女子短期大学 | 教育委員会 | | 柳津地域振興事務所 |
|--------------------|--|---------------------------------|-----------------------------------|
| 学科 事務局 附属図書館 | 教育政策室 教育施設室 教育柳津分室 学校指導室 学校保健室 商業高等学校 社会教育室 図書館 | 科学館 歴史博物館 青少年教育室 市民体育室 | 地域振興総室 地域市民室 地域福祉室 地域建設室 |

V. 岐阜市の平成18年度の観光決算金額

岐阜市では上述のとおり、観光概念での切り口で考察する場合、担当部署が多岐に渡っているが、これらを総括した岐阜市の観光行政決算金額は下記のとおりである。

下記に記載のとおり、岐阜市では平成18年度決算では先述の定義による観光事業として約30億円の支出を行い、うち約21億円を一般財源(市民負担)より支出している。なお、岐阜市の観光事業は、商工観光部の観光事業と各部署の観光に関連するものから構成されているため、観光事業特別会計と一般会計のうち各部署の観光に関連するものを抽出し集計した。

1. 平成18年度岐阜市観光事業特別会計決算書

(商工観光部 観光コンベンション室・鵜飼観覧船事務所・商工観光政策室)

【歳入】

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 決算金額 |
|--------|------|---------|---------|
| 観光事業収入 | 事業収入 | 観覧船使用料 | 309,083 |
| | | 城郭入場料 | 38,281 |
| | | 雑入 | 3,885 |
| | | 計 | 351,250 |
| | 財産収入 | 財産運用収入 | 3 |
| | | 財産売却収入 | 15 |
| | | 計 | 18 |
| | 寄附金 | 寄附金 | 1,000 |
| | 繰入金 | 一般会計繰入金 | 424,948 |
| | 合計 | | |

【歳出】

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 決算金額 |
|-------|-----|--------|---------|
| 観光事業費 | 総務費 | 総務管理費 | 260,645 |
| | | 公債費 | 8,273 |
| | | 計 | 268,918 |
| | 観光費 | 観覧船経営費 | 473,006 |
| | | 城郭運営費 | 35,291 |
| | | 計 | 508,298 |
| | 予備費 | 予備費 | — |
| | 合計 | | |

2. 一般会計

【歳入】

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 商工観光部 | 農林振興部 | まちづくり 推進部 | 都市建設部 | 教育委員会 | 市民健康部 | 合計 |
|--------------|---|---|-------|--------|--------------|-----------|---------|-------|-----------|
| 国庫 支出金 | — | — | - | - | 3,310 | 162,710 | 14 | - | 166,034 |
| 県支出金 | — | — | - | - | - | - | - | - | - |
| 使用料及 び手数料 | — | — | - | 190 | 5,287 | 94,406 | 7,049 | 2,016 | 108,948 |
| 寄附金 | — | — | - | - | - | - | - | - | - |
| 諸収入 | — | — | - | 93 | 1,180 | 138 | 15,401 | - | 16,812 |
| 市債 | — | — | - | - | - | 131,700 | - | - | 131,700 |
| 繰越金 | — | — | - | - | - | 1,999 | - | - | 1,999 |
| 一般財源 | — | — | 1,494 | 30,080 | 33,711 | 1,276,937 | 369,440 | 6,530 | 1,718,192 |
| 合計 | | | 1,494 | 30,363 | 43,488 | 1,667,891 | 391,905 | 8,546 | 2,143,687 |

【歳出】

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 商工観光部 | 農林振興部 | まちづくり 推進部 | 都市建設部 | 教育委員会 | 市民健康部 | 合計 |
|------------|--------------|--------------|-------|--------|--------------|-----------|---------|-------|-----------|
| 商工費 | 商工費 | 商工業振興 費 | 1,494 | - | - | - | - | - | 1,494 |
| 農業水産 業費 | 林業費 | 林業振興費 | - | 30,363 | - | - | - | - | 30,363 |
| 土木費 | まちづくり 推進費 | まちづくり 推進費 | - | - | 43,488 | - | - | - | 43,488 |
| | | 公園費 | - | - | - | 794,278 | - | - | 794,278 |
| | | 公園整備 事業費 | - | - | - | 639,373 | - | - | 639,373 |
| | | 緑化整備 事業費 | - | - | - | 234,240 | - | - | 234,240 |
| 教育費 | 社会教育費 | 歴史博物館 費 | - | - | - | - | 268,446 | - | 268,446 |
| 教育費 | 社会教育費 | 青少年育成 費 | - | - | - | - | 123,459 | - | 123,459 |
| 衛生費 | 保健衛生費 | 温泉費 | - | - | - | - | - | 8,546 | 8,546 |
| 合計 | | | 1,494 | 30,363 | 43,488 | 1,667,891 | 391,905 | 8,546 | 2,143,687 |

VI. 岐阜市の観光実績

岐阜市の観光実績について議論する上で、どの指標を使用して実績を把握することが適切かについて検討する必要がある。一般的には「観光」という視点でその実績及び効果を測定するためには、各施設の集客数、他市よりの流入人数、産業を巻き込んだ経済効果の測定などであろう。

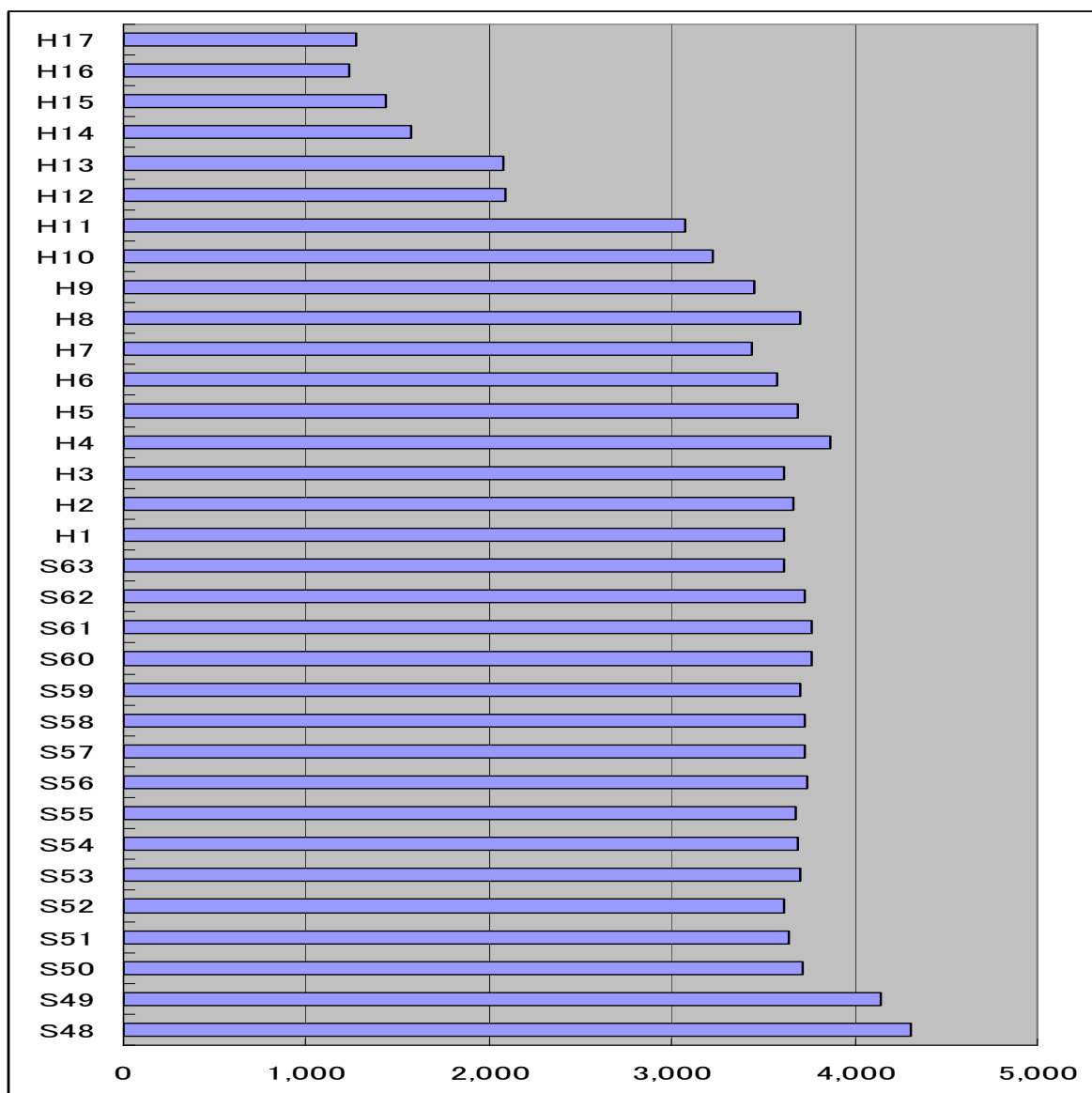
岐阜市は、現在岐阜市（または岐阜市が専門家に調査を依頼した場合を含む）独自の調査を基本的には行っていない。鶺鴒観覧船乗船客数や岐阜城入場者数のほか、補助金交付団体の実施する事業については実施団体からの報告を入手している事例はある。しかし、「観光事業」全体としての把握は行っていない。岐阜市では、岐阜県（岐阜県観光レクリエーション動態調査要領）が県内の観光事業に関するエリアごとの集客数、消費量（経済効果）を集計しているため、その結果を入手している。ただし、岐阜県での集計によると、集客数については年度による観光地点数などの測定方法が変更され、また消費量については岐阜市単独ではなく近隣の市町村と合算した岐阜エリアで集計されている年度もある（特に近年）。なお、集客数として集計した岐阜市の観光地点の主なものは以下の通りである。

| 下記集計場所 | 観光地点名 | 摘要 |
|--------|-------------------|----------------|
| 集計除外 | 伊奈波神社 | 参拝であるため除外 |
| 下記アに集計 | 岐阜公園 | |
| 下記イに集計 | 鏡島弘法 | |
| 下記イに集計 | 大龍寺 | |
| 下記アに集計 | 岐阜城 | |
| 下記イに集計 | 三田洞弘法 | |
| 下記アに集計 | 岐阜市歴史博物館 | |
| 下記イに集計 | 岐阜岐阜ファミリーパーク | |
| 下記イに集計 | 長良公園 | |
| 下記イに集計 | 畜産センター | |
| 下記イに集計 | プラザ掛洞 | |
| 下記イに集計 | 長良川温泉 | |
| 下記アに集計 | 長良川鶺鴒 | |
| 下記イに集計 | 手力の火祭 | |
| 下記イに集計 | 池ノ上みそぎ祭 | |
| 集計除外 | 世界イベント村ぎふ | コンベンション施設のため除外 |
| 下記イに集計 | 長良川花火大会 | |
| 下記イに集計 | 道三まつり | |
| 下記イに集計 | ぎふ信長まつり | |
| 下記イに集計 | ぎふ梅林梅まつり | |
| 下記イに集計 | 喜多郎コンサート | |
| 下記イに集計 | GIFU ナイトビュー事業 | |
| 下記イに集計 | 祭 いまこい 中山道河渡宿 | |
| 下記イに集計 | ハートピア祭 | |
| 下記イに集計 | モーターフェスティバルコルモラーニ | |
| 下記イに集計 | 花市華座 | |
| 下記イに集計 | 岐阜公園イルミネーション | |

岐阜市の看板観光地である岐阜公園、岐阜城、長良川鵜飼を岐阜公園エリア（いずれも徒歩で移動が可能な観光エリア）とし下記アに集計している。また、その他の施設、公園、祭などは下記イに集計している。上記の表に記載した観光地点のほかに「ぎふ中部未来博」等のイベントが過去にあるが、一過性のイベントであるため下記集計結果から除いている。

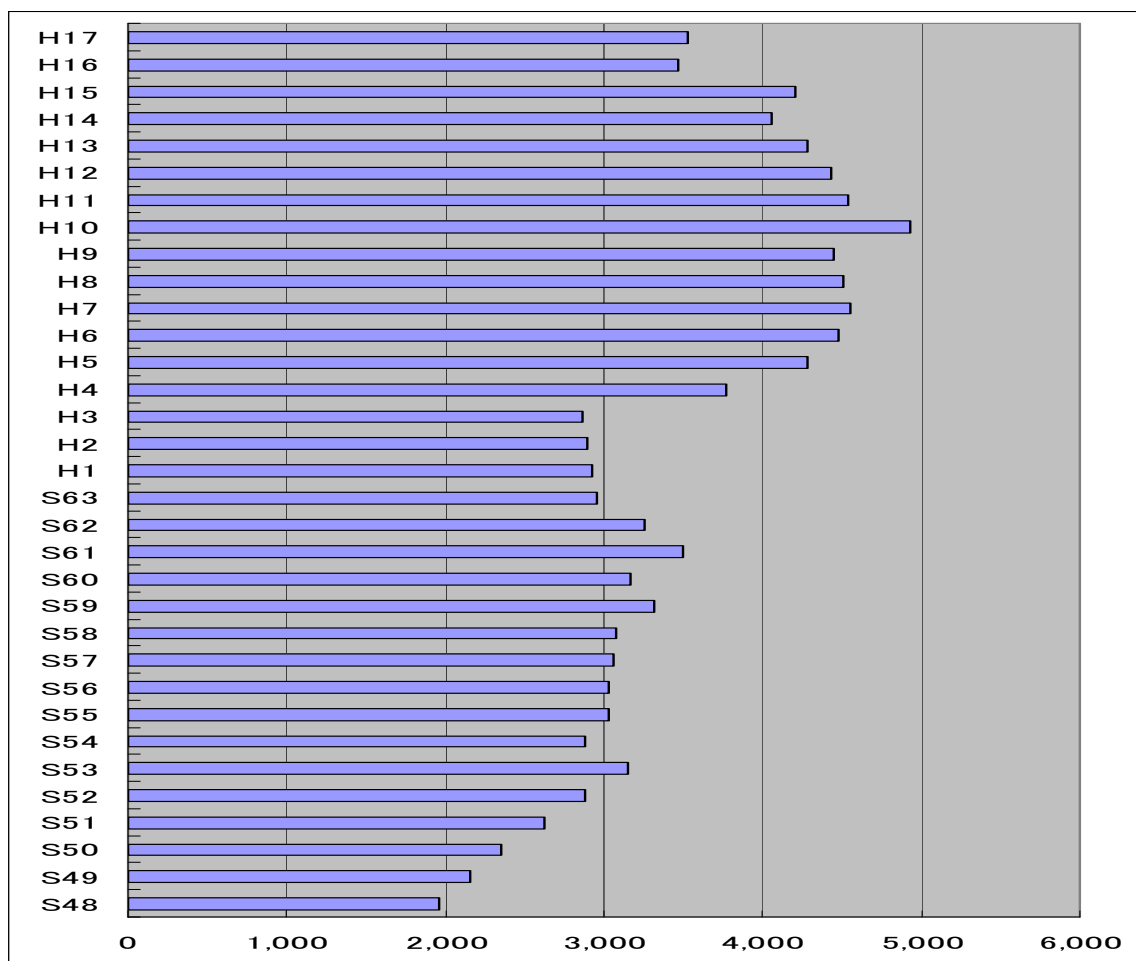
また、消費額（経済効果）については、岐阜市単独のデータがないため岐阜圏域（岐阜市及び近隣市町村）の日帰り客及び宿泊客に係る年間の消費額を集計している。

ア：岐阜公園エリア（岐阜公園、岐阜城、鵜飼）の観光客数（年度、千人）



イ：上記ア以外の岐阜市の観光客数

(年度、千人)



(注1) 上記の表から「信長オープンセット」「ぎふ中部未来博」は一過性のイベントのため除いている。

(注2) 「伊奈波神社参拝」は S51 年まで集計していないため継続性の観点より除いている。

(注3) H4 年より「信長まつり」「岐阜まつり」を集計加算（毎年 800 千人程度）している。

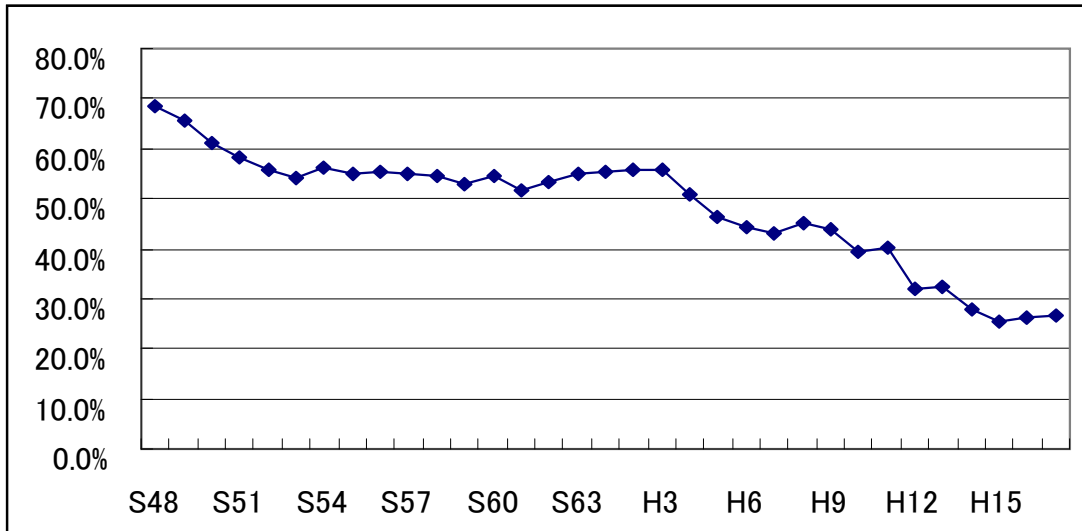
(注4) H4 年より「岐阜ファミリーパーク」を加算（毎年 600 千人程度）している。

上記表のアについては、岐阜市の看板となる観光名所であり、先述した基本構想の中で観光の中心として位置付けているエリアである。「第 1 次基本計画」が告示されその影響を受けたであろう S48 年以来現在に至るまで、観光客数は減少傾向にある。

また、上記表のイについては、集計結果の範囲が年度により異なるため、単純に上記の表から観光客が増加しているとはいえない。上記の脚注に記載の H4 年より加算しているものを加味（控除）すれば、概ね現在に至るまで上記イの表の 1 年あたりの観光客数は 3,000 千人前後で推移しているといえる。

上記ア及びイから、岐阜市の観光地点に占める岐阜公園エリア（上記ア）の集客数の割合の推移は以下の通りである。

【岐阜市観光地点に占める岐阜公園エリア集客数の割合】

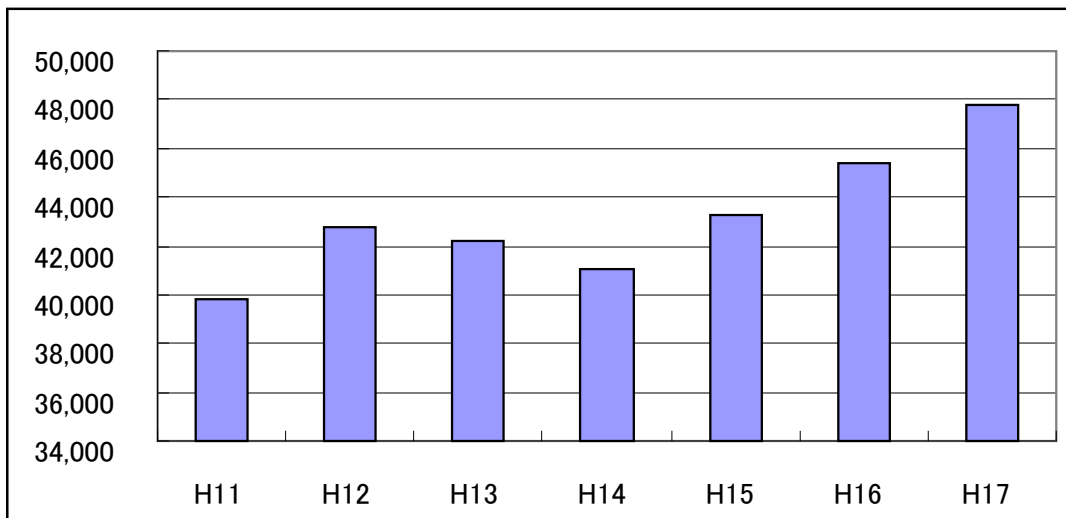


上記の表にあるとおり、昭和 48 年以降、岐阜市の観光地のうち岐阜公園エリアの集客数割合は減少しており、平成 17 年度の割合は昭和 48 年度時点の割合に比べ半分以下となっている。

これは、岐阜公園エリアの観光客数の絶対数が減少したことと、岐阜市内に岐阜公園エリア以外の公園（岐阜ファミリーパークなど）が複数建設され、岐阜市全体の集客数に含まれていることが主な原因であると思われる。

また、過去 7 年間の岐阜市の観光による経済効果（日帰り観光客及び宿泊観光客の消費額）は以下の通りである。

岐阜圏域（岐阜市、山県市、本巣市等）の消費額（単位：百万円）



（注 1）岐阜圏域のうち岐阜市が約 9 割程度占めている。

平成 17 年度は万博「愛・地球博」の開催年度であり、岐阜市が万博会場である愛知県の近郊都市であるため、宿泊客が増加したため消費額が多く集計されている。

上記の表に記載のとおり、観光は毎年 400 億円以上の経済効果を岐阜市内にもたらし、地域経済の発展のため重要な事業であるといえる。岐阜市の市税歳入が毎年 600 億円程度であるから上記経済効果がいかに重要であるかが伺える。

また、観光による経済効果が増加すれば、諸経費を控除した所得に対する市税の増加も見込まれ、岐阜市の財源の増加にも寄与する。行政における事業は公益性・公共性も加味するため採算のみで可否を問うことは出来ないが、年間 400 億円の民間への経済効果があれば経費率を仮に 80%とした場合、市税収入は 3 億円程度歳入される。先述したとおり岐阜市は観光行政として年間 30 億円程度の歳出をしている。観光事業はその手法によって「てこの原理」で経済効果が増加する事業である。現在岐阜市の行う観光事業を営利事業として捉えた場合採算が取れていないが、岐阜市の関与している事業を個別に内容を吟味し、効率的にかつ高い効果を期待できるよう検討すれば、岐阜市の財政にも寄与するであろう。

Ⅶ. 岐阜市の観光事業における PR 活動

行政が行う観光事業としては、観光事業費の補助及び負担金の支出、観光施設の建設及び運営費負担等、多岐にわたるが、ことさら重要なのは行政としての PR 活動であろう。観光事業の成否に最も影響を与えるのが PR 活動であり、PR 活動の得手不得手は、世間での認知度、観光客数、人気の程度に大きく影響する。代表的な例としては、宮崎県の東国原知事のマスコミを利用した PR 活動により、宮崎県の名産品及び観光客はうなぎのぼりとなり大成功を収めている。

過去より岐阜市は PR が得意とは言えず、全国的に認知度が低い状態である。岐阜市の魅力を十分に伝えられないため、観光客数が年々減少傾向にあるといえる。以下、岐阜市が PR 活動として行っているキャンペーン等の H18 年度の実績、屋外展示広告等に係る費用の拠出額について記載する。

1. キャンペーン等

H18 年度の岐阜市の観光キャンペーン活動及び活動人員は以下の通りである。

(単位：人)

| 内 容 | 日 付 | 場 所 | 岐阜市職員 | 協会職員* | その他民間等 | 合 計 |
|-------------------|----------|------------|-------|-------|--------|-----|
| 旅フェア2006 | 4/20～23 | 幕張メッセ | 2 | 4 | 6 | 12 |
| 鵜飼開幕告知キャラバン | 5/8 | 名古屋市内新聞社 | 2 | 2 | 1 | 5 |
| 夏イベントキャンペーン | 7/7 | 名鉄名古屋駅 | 2 | 3 | 5 | 10 |
| 横浜キャンペーン | 6/15～17 | 横浜新都市プラザ | 2 | 1 | 1 | 4 |
| 大阪キャンペーン | 10/19・20 | 大阪ディーズスクエア | 2 | 1 | 1 | 4 |
| ぎふプレゼンテーション | 6/5 | 名古屋市 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| 旅まつり 2007 | 3/24・25 | 名古屋久屋大通 | 3 | 1 | 3 | 7 |
| 東海北陸ブロック情報提供会 | 7/13・14 | 岐阜県東京事務所 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| JATA 世界旅行博 2006 | 9/21～24 | 東京ビッグサイト | 1 | 4 | 3 | 8 |
| ぎふ DC キャンペーン | 11/20～22 | 首都圏大手旅行会社 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| ぎふ DC キャンペーン | 2/7・8 | 仙台市 | 1 | 1 | 4 | 6 |
| ぎふ DC キャンペーン | 2/15・16 | 名古屋市 | 1 | 1 | 5 | 7 |
| ぎふ DC キャンペーン | 2/19・20 | 大阪市 | 1 | 1 | 3 | 5 |
| ぎふ DC キャンペーン | 3/1・2 | 東京 | 1 | 1 | 4 | 6 |
| ぎふ DC キャンペーン | 3/5・6 | 福岡市 | 0 | 2 | 2 | 4 |
| ぎふ DC キャンペーン | 3/12・13 | 広島市 | 1 | 1 | 3 | 5 |
| ITF2006 (台北国際旅行博) | 11/2～6 | 台北世界貿易センター | 1 | 0 | 1 | 2 |

*岐阜市観光コンベンション協会 (岐阜市職員の派遣及び OB 含む)

2. 屋外広告等

過去5年間の岐阜市の屋外広告等にかかる支出は以下の通りである。

(単位：千円)

| | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 十六銀行東京支店（ウインドウ広告看板） | 342 | 342 | 342 | 342 | 342 |
| 中部国際空港ターミナル広告看板 | - | - | 473 | 2,369 | 2,369 |
| JR 岐阜駅構内広告看板 | - | - | 258 | 441 | 441 |
| 名鉄新岐阜駅構内広告看板 | - | - | 52 | 89 | 89 |
| JR 高山駅待合所電飾看板 | 304 | 304 | 274 | - | - |
| JR 下呂駅待合所電飾看板 | 304 | 304 | 274 | 274 | - |
| 柳ヶ瀬ビジョン宣伝広告 | 378 | 378 | 378 | 378 | - |
| 岐阜バスボディ広告 | 1,134 | 1,134 | - | 720 | - |
| JR 高速バスボディ広告 | 609 | 609 | - | 441 | - |
| 合計 | 3,071 | 3,071 | 2,051 | 5,054 | 3,241 |

岐阜市ではキャンペーン活動等のPR活動について、岐阜市職員および岐阜市コンベンション協会職員が中心となり、また、一部民間の意見を取り入れるために共同して活動を行っている。

しかし、上記のキャンペーンの作業人員の表にもあるとおり、岐阜市の職員及び岐阜市コンベンション協会職員のみでの活動も一部見受けられる。先述したようにPR活動は観光事業の成否を決定付ける非常に重要な活動といえる。キャンペーンのみならず他のPR活動すべてにおいて、民間の観光関連の業者、関係者、旅館業者等の意見を幅広く取り入れ、アイデアを出来るだけ入手して協力し合うことが重要である。

岐阜市でのPR活動にかかる民間との協力体制が希薄であれば、その結果、成果物も実態から乖離し、岐阜市は実態をつかんでいないと批判される可能性がある。例えば、観光客のニーズを比較的捉えている民間観光関係者では女性客を中心としたPR方法を行ったほうが効果的であるとの考えがあるのに、岐阜市が男性的なPR等を実施した場合には、PR内容が実態ニーズと乖離し効果が十分に発揮できない可能性が生じてくる。現状では、岐阜市が民間との情報交換が十分であるとは断定できず、上記の例示についても十分に起こりうると思われる。

先述のとおり、観光事業にPR活動が重要であるが、岐阜市はPR活動について十分でなかったため、今後は、民間との情報交換等に重点を置き、PR活動を成功させなくてはならないと考えられる。

VIII. 今後の岐阜市の方針

岐阜市は従来まで、岐阜市の「観光」に対する考え方について、「鶺鴒」や「岐阜城・岐阜公園」などのイベント事業や観光施設に重点をおいて位置付けていた。これは、先述したとおり、岐阜市の HP やパンフレットで紹介されているものが、すべてイベントや施設等であることから明らかである。「観光とは何か」、という問いかけに対して、単純に施設やイベントの開催を指す考えが従来の岐阜市の観光に対する考えであるといえる。

しかし、近年、他のエリアの有名観光地などでも、単に施設やイベントを目的として他のエリアから訪問するのではなく、その目的エリアを散策する「観光」が多く見られるようになってきた。岐阜市でも平成 19 年度から「岐阜町発祥の地・まちなか歩き構想」を掲げ、これに伴う「岐阜公園周辺地区の計画」及び「岐阜公園基本計画」を立案実行している。また、組織も平成 19 年度に「まちなか歩き推進室」を設け、上記計画などの実行に寄与している。

では、上記記載の「岐阜町発祥の地・まちなか歩き構想」とは如何なるものであろうか。まず、基本理念として「後世に伝えるみちづくり・ひろばづくり・かわづくり」を掲げ、「人々に語りかけ魅了する、心に感じるができる、後世に残し伝えたいと願うようなまちづくりを実現する」ことをテーマとしている。また、基本目標として「一、歴史を感じる（「岐阜」の地に流れた歴史を感じさせるまちづくりを実現する）、「二、文化を感じる（「岐阜」の地で育んだ文化を感じさせるまちづくりを実現する）、「三、心を感じる（「岐阜」の地に生きた人々、その心を感じさせるまちづくりを実現する）」の 3 つを掲げている。また、具体的な数値目標として、現在岐阜公園の来客数が約 90 万人であるが、このまちなか観光施策により、今後 5 年間で岐阜公園来客数を現在の 1.5 倍の約 150 万人とすることを目標としている。

具体的には、岐阜市の町に 8 つのまちあるきルートを設定し、各ルートのテーマにあわせた道路空間が作られるというものである。上記ルートは「川原町通り」「芭蕉の小道」「戦国の大道」「御鯨街道」「信長天下布武への道」「文学の道」「大手道」「水の道」の 8 つである。これらの周遊ルートを魅力あるものとするため、現在魅力の具体的な創出方法を検討している。また、周遊ルートに回遊性・連続性を持たせ、面的な魅力創出の方策を検討し、特に魅力の高い区間をゾーンとして捉え、魅力と魅力（ゾーンとゾーン）を繋ぐ地区の計画を立案し、具体化に向けて進行中である。

このように、現在岐阜市は従来の「点」として捉える「観光」に対する考え方から、「線」または「面」として捉える考え方に移行してきているといえる。ただし、現在は構想及び計画について進行中であり、その構想に伴う市民の負担に対する効果等については不明である。

第3. 外部監査の結果

I. 鵜飼観光について

1. 概要

(1) 鵜飼の歴史

長良川鵜飼のパフレットによると、鵜飼について、『伝統的な漁法を古代から今に受け継ぐ長良川の鵜飼は、およそ 1300 年（西暦 702 年の史料より）の歴史があり岐阜の夏の風物詩として受け継がれています。「鵜匠」という地位を与えた織田信長や、鮎鮪を好んで献上させた徳川家康など、時の権力者に保護されてきたといわれています。明治 23 年からは鵜匠に宮内省（現在の宮内庁）式部職という位が授けられ、その伝統が受け継がれ、鵜飼は「芸術」にまで高められました。伝統装束に身を包んだ鵜匠が鵜を自在に操って鮎を狩る様は、見る人を幽玄の世界へ誘い、燃え盛る篝火に古典絵巻を感じていただけるはずです。』と説明されている。

西暦 702 年の史料とは、「古事記」や「万葉集」に鵜飼が登場するだけでなく、美濃国各牟郡中里の戸籍に鵜養部目都良売（うかいべめづらめ）という鵜匠の娘の戸籍が確認されていることに基づいている。その後、室町時代には将軍足利義数が墨股川（現在の長良川）で鵜飼を観覧したり、織田信長が武田信玄からの使者、秋山伯耆守に鵜飼を見せるといった史実が残っている。江戸時代に至っては、1615 年、大阪夏の陣の帰途、徳川家康、秀忠父子が岐阜に逗留し鵜飼を観覧しているのをはじめ、1688 年夏、松尾芭蕉が 2 か月間岐阜に滞在し鵜飼を観覧している。そのときに詠んだ「このあたり めにみゆるものは 皆涼し」は、現在でも自然豊かな長良川の河畔に立つことにより実感することができる。また、「おもしろうて やがてかなしき 鵜舟哉」は鵜舟が過ぎ去ったあと、ただ、そうそうたる水音と風の声だけが残り、辺り一面幽寂につつまれたとき、旅人としての郷愁をそそられたといわれる。

近代以降では、岩倉具視、昭和天皇、皇太子ご一家が鵜飼をご覧になっており、平成に入っては、天皇ご一家、秋篠宮同妃両殿下が鵜飼をご覧になっている。

遊船事業は明治 31 年に長良川遊船会社が設立されたのが始まりで、大正 13 年に岐阜市保勝会が買収するなどの経緯を経て、昭和 2 年から岐阜市の直営事業となっている。その後、鵜飼観光は堅調に推移し、統計が残っている昭和 40 年以降は連続して年間 20 万人を超える乗船客数で賑わってきた。なかでも、司馬遼太郎の小説「国盗り物語」が NHK の大河ドラマとして放映された昭和 48 年とその翌年には、乗船客数が年間 30 万人を超えるという記録も残った。しかし、バブル崩壊を経て平成 6 年に年間 20 万人を下回り、ここ数年は、年間 11 万人程度の観光客数で推移している。

(2) 鵜匠

鵜匠の職位

長良川の鵜匠は、明治 23 年に宮内庁式部職鵜匠という位が授けられ、代々世襲制で伝統漁法を受け継いでいる。現在 6 名の鵜匠が職務に就いている。

鵜匠の仕事

鵜匠の仕事は大きく分けて、鵜飼開催中と鵜飼終了後の 2 つに分けることができる。鵜匠は、一年を通じて 25 羽ほどの家族同様の「鵜」と生活を共にしているため、毎日の餌やりは当然のこと、「鵜」と触れ合うことにより「鵜」の体調管理に努め、その良し悪しを判断することも大事な日課となる。このため家族揃っての旅行などはほとんどできないという厳しい環境で生活している。

①鵜飼開催中

5 月 11 日から 10 月 15 日までの間は、「中秋の名月」の 1 日と増水、警報が出た時以外は休むことができない。また、舟に乗っている間は、常に 10 羽から 12 羽の鵜を操り、中腰で仕事をしなければならない。鵜は水中に入ると大変力を出し、成人の男性でも 3 羽か 4 羽の鵜を持つのが精一杯である。また、篝火のすぐ下で鵜を扱うため、常にやけどの跡が絶えない。鵜匠は通常 1 時間ほど、御料鵜飼（注）には 2 時間 30 分ほど腰を折った中腰で仕事をし、伸ばすことができないという、はたから見るよりも過酷な職務を担っている。

②鵜飼終了後

鵜飼が終了するとシーズン中の労をねぎらうと共に、疲労した鵜の体調回復に努めたり、新鵜の調教等を行う。また、翌年に使う篝火用の薪を作ったり、腰蓑、足半、手縄等を作ったり、傷んだ船の修理等に追われる毎日を過ごす。

（注）原則として毎年 8 回、宮内庁に送るために行われる鵜飼で、明治 23 年に御用鮎漁を勤める漁場として長良川に御猟場が定められ今日に至っている。

(3) 伝統漁法

装束

| | |
|----------------|--|
| 風折烏帽子（かざおりえぼし） | 黒または紺色の麻布で、頭に巻き付けて篝火から頭髪を守る。 |
| 漁服 | 黒または紺色の木綿製の服を着る。 |
| 胸あて | 火の粉や松ヤニの油よけ。 |
| 腰蓑（こしみの） | もち藁（わら）製で、水しぶきを払い、体が冷えるのを防ぐ。 |
| 足半（あしなか） | 普通のワラジの半分の長さで、水中で脱げにくく、魚の油や水あかで滑らないようになっている。 |

鶺鴒舟

| | |
|------------|------------------------------|
| 篝（かがり） | 篝火を燃やす鉄製の籠。 |
| 松割木（まつわりき） | 鶺鴒の照明に使う松の割木。 |
| 篝火（かがりび） | 鶺鴒の照明。火の揺らめきが、鶺鴒に鮎を発見しやすくする。 |
| 手縄（たなわ） | 鶺鴒を操る縄で、鶺鴒匠が10～12本を同時に操る。 |
| 鶺（う） | 海鶺鴒を鶺鴒匠が飼い馴らす。 |
| なか乗り | 鶺鴒匠、とも乗りの助手。 |
| とも乗り | 鶺鴒舟を操る責任者。 |

鶺鴒漁法の手順

| | |
|---------|---|
| ①鶺鴒の選択 | 体調を考慮して、その日出漁する10～12羽の鶺鴒を毎日選ぶ。 |
| ②鶺鴒舟の準備 | 篝火の薪となる松割木、吐籠（はけかご）など鶺鴒に必要な道具を舟に積み込む。また、篝を吊るす篝棒は、樹液でスムーズに動かすため、ムクゲの枝葉を一緒に差し込む。 |
| ③鶺鴒籠を舟に | 鶺鴒舟の準備が済むと鶺鴒籠に入った鶺鴒を舟に乗せる。 |
| ④まわし場へ | 漁の準備をする上流へと鶺鴒舟を走らせる。 |
| ⑤日没を待つ | 日没までたき火を囲んで待つ。 |
| ⑥くじ引き | 毎日6隻の出漁順が、くじ引きで決められる。 |
| ⑦鶺鴒漁の開始 | 鶺鴒籠から鶺鴒を一羽ずつ取り出し、鶺鴒の状態を見ながら手縄（たなわ）を結び付けていく。 手縄は、のどに巻く方を首結（くびゆい）、羽の下にたすき状にかける方を腹かけという。（鶺鴒の状態や鮎の大きさにより締め具合を加減する） 篝火をともし、出漁する。 |

（4）鶺鴒観覧船

観覧の内容

| | | |
|--------|--------|--|
| ①受付 | | 鶺鴒観覧船事務所窓口にて受付を済ませ、乗船券を受け取る。 乗船券には船名が記載されている。 |
| ②鶺鴒説明 | 17:50頃 | 鶺鴒観覧船のりばにて、鶺鴒匠による鶺鴒説明がある。 |
| ③乗船 | | 指定された観覧船に乗船する。 |
| ④出船 | | 鶺鴒観覧ポイントへ向かう。 長良川・金華山などの風景を楽しむ。 |
| ⑤川岸に停泊 | | 鶺鴒が始まるまでの時間を、食事・宴会等で過ごす。 |
| ⑥鶺鴒開始 | 19:45頃 | 鶺鴒の始まりを合図する花火が上がり、鶺鴒が始まる。 |

| | | |
|-------|--------|--|
| ⑦狩り下り | | 観覧船が鶺舟と併走して川を下る。 鶺匠の手縄さばきや鶺が鮎を捕らえる様子を見ることが できる。 なお、天候・河川の状況により「狩り下り」が できないこともある。この場合は「付け見せ」とい って、船を岸に停泊させて観覧する。 |
| ⑧総がらみ | | 鶺舟6隻が川幅いっぱいに横隊となり、一斉に鮎を 浅瀬に追い込む鶺飼のクライマックス。 |
| ⑨下船 | 20:30頃 | 余韻を楽しみながら下船する。 |

開催期間

5月11日から10月15日

ただし、中秋の名月及び増水等で鶺飼ができない日は、中止となる。

鶺飼時間

19時45分頃（時季やイベントにより変動がある。）

乗合船の料金表

（消費税込み）

| | 出船時間 | 運航日 | 大人 | 小人 |
|--|--------|-------|--------|--------|
| Aコース | 18時15分 | 全日 | 3,300円 | 2,900円 |
| Bコース | 18時45分 | 平日 | 3,000円 | 2,600円 |
| | 19時15分 | 土日祝祭日 | 3,300円 | 2,900円 |
| 花火大会開催日は、両コースとも運航しない。（7月最終土曜日、8月第一土曜日） | | | | |

| | 出船時間 | 運航日 | 大人 | 予約 |
|----------------------|--------|-------|--------|-------------------------|
| 恋の長良川船 （カップル専用船） | 18時45分 | 日曜日 | 3,300円 | 電話予約のみ （ネット予約 不可） |
| 華の長良川船 （レディース専用船） | 18時45分 | 火・金曜日 | 3,000円 | |

レディース専用船は19年度より実施

| | 出船時間 | 運航日 | 料金 | |
|-------------|--------|----------------|----|-------------------------------------|
| おまかせ パック | 18時15分 | 木曜日 お盆期間の数日 | 大人 | 5,000円 弁当+缶ビール1本（未成 年者はお茶2本）付 |
| | | | 小人 | 4,000円 弁当+お茶1本付 |

貸切船の料金表

(消費税込み)

| | 料 金 | 備 考 |
|-------|----------|--|
| 50人乗り | 132,000円 | 花火大会当日は、5割増 ・7月最終土曜日 ・8月第一土曜日 17時30分ころから希望時間に出船 可能 |
| 40人乗り | 106,000円 | |
| 30人乗り | 80,000円 | |
| 20人乗り | 53,000円 | |
| 15人乗り | 40,000円 | |

(5) 全国の鵜飼

鵜飼は全国12ヵ所で行われている。

| | | | |
|---------|---------|-------------------|----------|
| 笛吹(山梨県) | 小瀬(関市) | 木曾川 (犬山市・各務原市) | 長良川(岐阜市) |
| 嵐山(京都府) | 宇治(京都府) | 有田(和歌山県) | 大洲(愛媛県) |
| 三次(広島県) | 岩国(山口県) | 杷木(福岡県) | 日田(大分県) |

宮内庁式部職鵜匠の位をもって漁にあたる鵜匠がいるのは、岐阜県内で行なわれる長良川と小瀬の鵜飼だけであり、観光客の集客規模、観覧船の設備等においても、岐阜長良川鵜飼は他の11ヵ所に比べて抜きん出た観光事業となっている。

2. 外部監査の結果

(1) 観光客の推移

①概要

平成元年から平成18年までの鵜飼乗船客数、宿泊客数(注)、及び同宿泊客による鵜飼乗船客数の推移表とグラフは以下のとおりである。

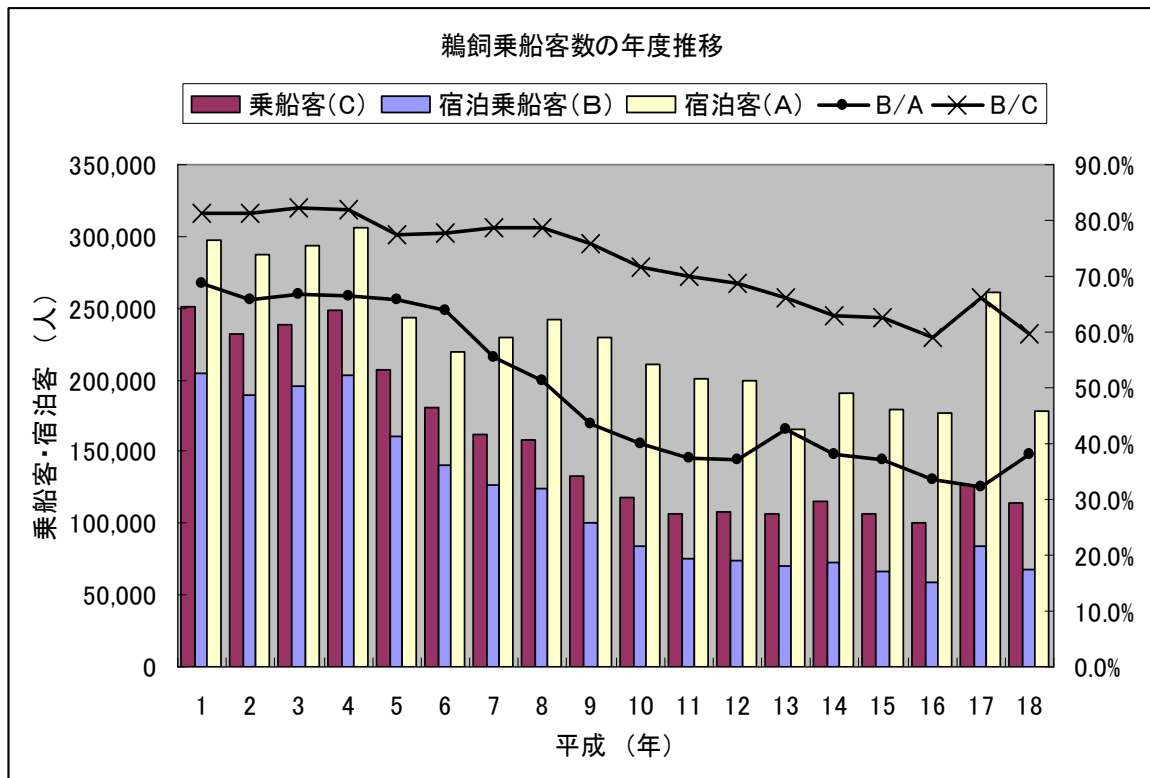
(注) 宿泊客数は長良川温泉旅館協同組合加盟施設(長良橋周辺の8施設のホテル・旅館で構成する協同組合)(以下「8施設のホテル・旅館」という。)の鵜飼シーズン(5月11日から10月15日)中の宿泊者数をいう。

鵜飼乗船客数の推移表

| 平成 年度 | 鵜飼乗船 客数 (C) | 宿泊客によ る乗船客数 (B) | 宿泊客以外 の乗船客数 (C-B) | 宿泊客数 (A) | B/A % | B/C % |
|----------|-------------------|-----------------------|-------------------------|-------------|----------|----------|
| 1 | 250,858 | 204,007 | 46,851 | 297,501 | 68.6 | 81.3 |
| 2 | 232,246 | 188,851 | 43,395 | 287,136 | 65.8 | 81.3 |
| 3 | 238,662 | 196,114 | 42,548 | 293,481 | 66.8 | 82.2 |
| 4 | 248,427 | 203,578 | 44,849 | 305,955 | 66.5 | 81.9 |
| 5 | 207,334 | 160,407 | 46,927 | 243,260 | 65.9 | 77.4 |
| 6 | 180,777 | 140,498 | 40,279 | 220,155 | 63.8 | 77.7 |

| | | | | | | |
|----|---------|---------|--------|---------|------|------|
| 7 | 161,821 | 127,133 | 34,688 | 229,453 | 55.4 | 78.6 |
| 8 | 158,438 | 124,647 | 33,791 | 242,719 | 51.4 | 78.7 |
| 9 | 132,403 | 100,369 | 32,034 | 229,839 | 43.7 | 75.8 |
| 10 | 117,554 | 84,289 | 33,265 | 210,995 | 39.9 | 71.7 |
| 11 | 107,241 | 74,913 | 32,328 | 200,333 | 37.4 | 69.9 |
| 12 | 107,515 | 74,035 | 33,480 | 199,205 | 37.2 | 68.9 |
| 13 | 106,762 | 70,569 | 36,193 | 165,923 | 42.5 | 66.1 |
| 14 | 115,174 | 72,484 | 42,690 | 190,410 | 38.1 | 62.9 |
| 15 | 106,527 | 66,621 | 39,906 | 179,562 | 37.1 | 62.5 |
| 16 | 100,243 | 59,253 | 40,990 | 176,393 | 33.6 | 59.1 |
| 17 | 127,118 | 84,146 | 42,972 | 261,505 | 32.2 | 66.2 |
| 18 | 113,677 | 67,828 | 45,849 | 177,903 | 38.1 | 59.7 |

(注) 平成 17 年度は愛地球博開催の影響で観光客数が増加している。



統計データより、鵜飼乗船客数は平成 4 年までの約 24 万人からここ数年の約 11 万人まで、大きく落ち込んでいることがわかる。このような推移を要因別に分析すると、次の三つの項目に分けて整理することができる。

i. 宿泊客が減少したことによる鵜飼乗船客の減少。

平成 5 年頃の宿泊客による乗船割合 (B/A) 約 65% が仮に今日まで維持されたとしても、宿泊客自体が約 30 万人から約 18 万人へと 12 万人減少したことから、これを原因として鵜飼乗船客は約 8 万人減少したと考えられる。

$$(30 \text{ 万人} - 18 \text{ 万人}) \times 65\% \approx 8 \text{ 万人}$$

これは、バブル崩壊に伴う景気低迷による宿泊需要全体の低下や、名古屋市など他都市に魅力のある宿泊施設ができたことによって、宿泊需要が奪われたことが原因と考えられる。

ii. 宿泊客のうち乗船する人の割合 (B/A) が低下したことによる鵜飼乗船客の減少。

ここ数年の宿泊客数は約 18 万人だが、以前のようにその約 65% が乗船すれば約 12 万人の乗船が見込める。しかし、乗船割合が 35% 前後まで低下したため「宿泊客による乗船客数 (B)」は約 7 万人となり、鵜飼乗船客は 5 万人あまり減少したと考えられる。

$$18 \text{ 万人} \times (65\% - 35\%) \approx 5 \text{ 万人}$$

これは、純粋な鵜飼離れであり、長良川周辺に宿泊していながらも鵜飼船に乗らなかった人たちの割合が増えた結果である。

iii. 宿泊客以外の乗船客数 ($C - B$) の増減。

表を見ると「宿泊客以外の乗船客数 ($C - B$)」は、平成 10 年前後に 3 万人台前半まで落ち込んだものの、最近では 4 万人台を回復し、ほぼ平成元年当時の水準まで戻りつつある。よって、「宿泊客以外の乗船客数 ($C - B$)」は鵜飼乗船客数の減少要因とはなっていない。

このことは先に述べた鵜飼乗船客数の減少 13 万人 (24 万人 - 11 万人) が、i の 8 万人と ii の 5 万人の合計で説明できることからわかる。

「宿泊客以外の乗船客数 ($C - B$)」がここ数年増加傾向にある理由は、後述する「おまかせパック」の設定や、「カップル専用船」、「レディース専用船」といったコースを設けるなど、従来にはなかった取り組みが、観光客のニーズに答えているためであると思われる。

②監査の結果

(ア) 宿泊客に占める鵜飼観覧船乗船割合について

ii における乗船客数の減少約 5 万人は、前述したように純粋な鵜飼離れであり、長良川周辺に宿泊していながらも鵜飼船に乗らなかった人たちの割合が増えた結果である。

「8 施設のホテル・旅館」が設定する「うかいパック」の料金設定やサービス内容に観光客が不満を持っていないか、鵜飼観光自体の魅力が他都市の観光に比べて相対的に低下していないか、マンネリ化によってリピーターを集客できていないのではないか、などといった観点から鵜飼離れの原因を洗い出し、岐阜市やホテル・旅館がそれぞれの立場に応じて早期に有効な対策をとることにより、「宿泊客の乗船割合 (B/A)」を高めていく必要がある。

(イ) 宿泊客以外の鵜飼観覧船乗船客数について

「宿泊客以外の乗船客数（C－B）」の中には、多少離れていても「8施設のホテル・旅館」以外のホテル・旅館等に宿泊して乗船する観光客も含まれることから、（C－B）の増加のうち一部分は（B／A）が低下した要因ともとれ、「8施設のホテル・旅館」としては慎重に検討すべき課題であろう。

岐阜市は、これら「8施設のホテル・旅館」が長良橋周辺に位置し、鵜飼を楽しもうとする観光客の宿泊施設として中心的な役割を果たしていることから、鵜飼観光を盛り立てていくためには、「8施設のホテル・旅館」に対して料金設定やサービス内容が適切に自己点検できているかについて働きかけを行うべきである。

(2) 収支状況

①概要

鵜飼観覧船事業は岐阜市の直営であり、同事業から得られた利益（歳入超過）は一般財源への繰出しとされ、損失（歳出超過）が生じた場合には一般財源によって補填される。過去5年間の観覧船経営による歳入・歳出の状況（決算額）は以下のとおりである。

鵜飼観覧船による歳入・歳出の状況

(単位：千円)

| 平成年度 | 歳入 (観覧船使用料) | 歳出 (観覧船経営費) | 歳入－歳出 |
|------|----------------|----------------|----------|
| 14年度 | 316,043 | 479,001 | ▲162,958 |
| 15年度 | 291,500 | 463,099 | ▲171,599 |
| 16年度 | 272,206 | 464,855 | ▲192,649 |
| 17年度 | 347,051 | 511,313 | ▲164,262 |
| 18年度 | 309,084 | 473,006 | ▲163,922 |

これを見ると、毎年1億6千万円程度の歳出超過が常態化していることがわかる。

平成18年度の観覧船経営費の内訳は以下のようになっている。

鵜飼観覧船経営費の内訳

(単位：千円)

| | 観覧船経営費の主な内訳 | 費用の性格 | 内容 |
|------|-------------|-------|--------------|
| 賃金 | 211,883 | 変動費 | 船員、臨時職員等の賃金 |
| 報償費 | 177,775 | ほぼ固定費 | 鵜匠の報酬 |
| 需用費 | 19,762 | ほぼ固定費 | 燃料費、観覧船修繕費等 |
| 役務費 | 28,233 | ほぼ固定費 | 手数料、保険料、通信広告 |
| 原材料費 | 8,984 | ほぼ固定費 | 木造船の材料費、補修費 |
| その他 | 26,369 | ほぼ固定費 | 賃借料、委託料、消費税等 |
| 合計 | 473,006 | | |

②監査の結果

(ア) 収支改善努力の必要性について

観覧船経営費の主な内訳と歳入額（309,084 千円、113,677 人）から、鵜飼事業の限界利益率（注）は 31%（ $= 1 - 211,883 / 309,084$ ）であり、固定費の合計額は 261,123 千円なので、損益分岐点売上高（歳入と歳出が均衡する観覧船使用料）は 842,332 千円（ $= 261,123 / 31\%$ ）と推定できる。これを乗船客数に換算すると、収支均衡するためには乗船客数を 3 1 万人程度集客する必要があることとなる（平成 1 8 年度の一人当たり乗船料 2,719 円（ $= 309,084 千円 / 113,677 人$ ）で試算）。

また、反対に現状の乗船客数で収支均衡するためには、固定費の合計額を 96,000 千円程度まで圧縮する必要がある（ $= 309,084 千円 \times 31\%$ ）。

以上より、岐阜市は現状のままでは鵜飼事業から生ずる歳出超過分を毎年一般財源から支払い続けることになる。過去 5 年間の歳入及び歳出の状況はいずれも横ばいであり、集客努力とコスト削減努力が結果に結びついていない状況である。歳出超過を少しでも解消するためには、鵜飼の魅力を高め、かつアピールして集客数を増やす努力をこれまで以上に払うとともに、合理化による軽費節減にさらに努める必要がある。

（注）限界利益とは、費用全体を売上に伴って発生する変動費と、常に一定額発生する固定費に分けた場合における、売上高から変動費を差し引いた部分をいい、限界利益率とは、売上高に占める限界利益の割合をいう。一般に限界利益率が高ければ、少ない売上高で固定費を回収でき利益をあげやすい。

(3) 観光客向けの施設・サービス

①概要

岐阜県外や県内他市から訪れる観光客は、一般に岐阜市内の交通インフラや鵜飼情報に不案内であることが多いと思われる。鵜飼観光を事業として成功させるためには、観光客が直面する施設やサービスを行き届いたものにし、観光客がストレスを感じることなく、快適で円滑に鵜飼を楽しめるための環境を整えていく必要がある。

民間事業者が担うべき役割も含め、鵜飼観光客が直面する施設・サービスには、次のようなものがあると考えられる。

| 各種インフラ | | 必要と考えられる機能・サービス |
|--------|--------|---|
| 情報案内 | パンフレット | 観光客の目に止まりやすい場所に、新しく分かりやすいパンフレットを配置する必要がある。 |
| | ホームページ | 新鮮な情報を、観光客の関心度合に応じて浅くも深くも提供できるよう、明瞭性と内容の充実が求められる。 |
| 交通手段 | バス | 十分な便数、明瞭なルート案内によって、観光客を円滑に搬送する必要がある。 |

| | | |
|------|----------|---|
| | タクシー | お値打な料金と親切な対応で観光客を目的地まで搬送する必要がある。 |
| 宿泊施設 | ホテル・旅館 | 適正価格で、行き届いたサービスを提供する必要がある。 |
| 待合施設 | 飲食物販売 | 豊富で魅力ある弁当、飲み物、土産品が提供されている必要がある。 |
| | 待合所 | 天候に関わらず、ゆったりとした気分で乗船を待てるよう、十分な屋内スペースと、その場所での分かりやすい乗船案内サービスが必要である。 |
| 受付窓口 | 現地窓口 | 親切丁寧な対応が求められる。 納得のいく料金設定と観光客のニーズにそえるような様々なコースが設定されている必要がある。 |
| | 電話予約 | 親切丁寧な対応はもちろん、長い受付時間帯が望まれる。 |
| | ホームページ予約 | コース内容や料金を網羅的に分かりやすく表示し、簡単に予約手続きが行えるとともに、キャンセル等の例外処理にも対応できる必要がある。 |

②監査の結果

(ア) JR岐阜駅前のバス乗場における観光客向けの案内について

観光客がJRで岐阜市を訪れた場合、鶯飼観覧船事務所（のりば）までの交通手段としては、乗合バスかタクシーを利用することになる。しかし乗合バスを利用する場合、JR岐阜駅前にはロータリー型に各方面に向けた多くのバス駐車場があり、長良橋方面の駐車場を見つけるだけでも観光客にとって容易ではないと思われる。また、見つけた長良橋方面のバス停には、「岐阜公園・長良橋方面行き／三田洞・高富方面行き」と記載されているため、「三田洞・高富方面行き」のバスが到着した場合、土地勘のない観光客は乗車してよいものかどうか判断に迷ってしまう。

「岐阜公園・長良橋方面行き／三田洞・高富方面行き」という表示は、三田洞や高富のバス停が岐阜公園バス停や長良橋バス停の先にあることを承知している岐阜市民の利用を前提とした表示であり、観光客の利用を意識した表示とはなっていない。このような観光客に対する不案内を解消するため、岐阜市は当該バス停に鶯飼観光案内の大きな標識を立て、何番から乗ればどのバスに乗っても長良橋バス停へ行くことができる旨を明示すべきである。また、岐阜市は乗合バス運営会社に対し、観光客を意識した事業運営を行なうよう協力要請していくことが望まれる。

(イ) カップル専用船・レディース専用船のPRについて

平成18年度試行として運航したカップル専用船は、他の客からの冷やかし行為等を受ける心配がないこともあってニーズがあり、人気が高いことが確認できた。このため平成19年度から本格的な運航に入っており、運航日は日曜日だけだが、予約数に応じて船の数を増やして対応している。平成19年度はさらにレディース専用船を試行しており、男性客の目を気にしなくてよいことから、カップル専用船同様人気を集めているとのことである。これらの企画は従来にない斬新な発想であり、観光客のニーズに応えるものとして評価できる。

ただし残念なことは、これらの専用船を用意していることが、パンフレットには記載されているが、岐阜市鵜飼観覧船事務所のホームページ（岐阜長良川鵜飼 <http://www.ukai-gifucity.jp/ukai/GUJW0100.asp>）には掲載されていないことである。これら専用船の乗船客数は通常の観覧船に比べれば少人数であるため、電話予約と比較してキャンセル率が高いインターネット予約を受け付けると、必要な船の数が不安定となるため、電話予約しか受け付けていないとのことである。しかし、インターネット予約を行わないことと、カップル専用船やレディース専用船を広告宣伝することは別に考えてよいはずである。カップル専用船及びレディース専用のインターネット予約はしておらず、電話だけで受け付けていることを明示した上で、両専用船に関する情報をホームページ上で積極的に紹介して集客の増加を図っていくべきである。

(ウ) 「おまかせパック」について

財団法人岐阜観光コンベンション協会は観覧船支援事業として「おまかせパック」のサービスを提供している。「おまかせパック」は従来「市民鵜飼」とも言われ、平日における乗船客増加を図ることを目的として便利さと手軽（割安）さを掲げて設定されたコースである。

| おまかせパックの内容 | | | |
|------------|---|---------|--|
| 料金 | 大人 (中学生以上) | 5,000 円 | <内訳> 乗船料 3,300 円 弁当 缶ビール1本 (未成年者はお茶2本) |
| | 小人 (3歳以上小学生以下) | 4,000 円 | <内訳> 乗船料 2,900 円 弁当 お茶1本 |
| 開催日 | 鵜飼シーズン（5月11日～10月15日）中の毎週木曜日、及びお盆期間中の数日。 | | |

| | |
|------|---|
| 予約方法 | 乗船日前日の午前中までに鵜飼観覧船事務所へ電話で予約。 追加・変更・キャンセルも乗船日前日の午前中まで鵜飼観覧船事務所へ電話で受付。 |
|------|---|

おまかせパックを設定した目的が便利さと手軽さによる乗船客の増加にあることから、比較的安価な弁当が自動的に付いて来ることについて一応の理解はできる。しかし、観光客は必ずしも便利さと手軽さの両方を求めているとは限らず、遠方から相応の費用をかけて岐阜市を訪れ、鵜飼についても相応の期待をしているにもかかわらず、たまたま便利そうだということで「おまかせパック」を申し込んだところ、付いてきた弁当の内容に落胆してしまうというケースも十分にありうると思われる。観光客のニーズは多様であり、これらに丁寧に応じて顧客満足を積み重ねていくことが重要である。そのためには複数の料金体系を設定し、便利だが内容は旅館等の提供する弁当と遜色のないものを提供するコースも選択できるようにする必要がある。例えば料金体系に松コースと竹コースを設定し、松コースには豪華な弁当やおつまみが付くなど値段設定に応じた内容のサービスを提供していくべきである。

また、観光客にとって曜日によりサービス内容が異なることは混乱の原因となりやすい。「おまかせパック」は現在木曜日に限って利用できるサービスであるが、少なくとも平日はすべて利用可能にするべきである。

(エ) 飲食物の提供サービスについて

鵜飼船の予約や当日の受付業務は鵜飼観覧船事務所に勤務する岐阜市職員が担当し、上記「おまかせパック」についてのみ財団法人岐阜観光コンベンション協会が介在して弁当の手配や料金収納等の業務を行っている。これは自治体である岐阜市が弁当を手配するなど民間事業者と直接係りを持つことは公平性の観点から問題があるためである。これを反映して飲食物付のコースは上記「おまかせパック」か、各旅館・ホテル等が宿泊とセットで提供する「鵜飼パック」しかなく、それら以外の観光客は鵜飼船の予約と飲食物の調達を自分で行わなければならない状況であり、観光客の立場を考えたサービス提供ができていない。しかし、観光事業はサービス業そのものであり、顧客サイドに立って利便性を高めていかなければ鵜飼観光の発展は期待できないと思われる。そのためには岐阜市は飲食物付のパックコースをいくつか設定するべきである。その際、民間事業者から弁当等を調達するに当たっては、単価契約による入札を行うか、または財団法人岐阜観光コンベンション協会の介在を受ければ、公平性の問題は回避できると考えられる。

(オ) 鵜飼観覧船のりばにおける弁当類の販売について

先にも述べたように、鵜飼観光において観光客は原則として船の予約と弁当等の調達はそれぞれ自分で行わなければならない。このため、勝手のわからない観光客のなかには弁当類を調達しないまま鵜飼観覧船事務所（のりば）まで来てしまい、そこで飲食物

がないことに気付くというケースも十分に考えられる。

現在、鵜飼観覧船事務所前に立って弁当や飲み物の販売店がないか見回してみると、それらしき店舗はまったく視界に入らない。これは、事前に買い込んだり弁当業者や旅館等に予約したりすることが、いわば当たり前のようになっているからであるが、このままでは常に上記問題を抱えたままになってしまう。待合所内において、おつまみ・酒類を販売していると後日説明を受けたが、監査人が気付かなかったと同様に観光客にとっても発見しにくいと思われ、不親切と言わざるを得ない。岐阜市はサービス向上の観点から待合所の看板を利用する等によりもっと積極的な広告宣伝を行い、観光客に対して商品の存在を知らせる工夫をすべきである。また、周辺のみやげもの店や待合所の出店業者に対して、弁当類の販売も行うよう働きかけるべきである。

(カ) 乗船客に配慮した待合施設づくりについて

鵜飼観覧船事務所（のりば）の前は道路であり、道を挟んで開設している待合所は観光客が乗船を待つのためのスペースが不足している。このため鵜飼説明が始まるまでの間、乗船客は観覧船事務所前の道路でたむろしていることが多い。しかし、この時間帯は弁当類を運び込むための業務用車両が頻繁に出入りし危険であり、雨天時には乗船待ちの観光客が限られた軒下に固まっていなければならない状況である。鵜飼が岐阜市の象徴的な観光事業として位置づけられているわりには、まったく観光客に配慮した施設づくりができていない。新しいスペースを確保するか、屋根付のベンチの設置を検討するなど、観光客の便宜を図る工夫をもっとするべきである。

(キ) 鵜飼中止時の観光客向けサービスについて

河川の増水等による鵜飼中止はやむを得ないことであるが、鵜飼を楽しみに遠方から来た観光客にとってみれば、「何とかして欲しい」という気持ちになるのが自然であり、こうした観光客の心理に少しでも応えることが、ぎふ長良川鵜飼に対する印象を高めることにつながるものである。

そのための施策の一つとして、鵜飼の実演場を設けてはどうかと考える。北海道の旭山動物園が観光客で賑わっているのは、動物の躍動感を間近で見ることができるように工夫した結果だと思われるが、鵜飼についてもアクリル製の幅5m程度の水槽を用意して、鵜が鮎を水中で捕らえる様子を横から見ることであれば、観光客に対してこれまでにない付加価値を提供できるものと考えられる。実際の鵜飼とは異なるため、12羽もの鵜を使用する必要はなく、鵜匠が水槽の上から2羽ないし3羽を操るという実演を、増水による中止時にサービスとして実施することによって、観光客の不満もある程度解消すると思われる。

鵜飼観光客向けのサービスを向上させるためには、突然の鵜飼中止時における観光客への対応を検討すべきである。

(ク) 貸切船の料金設定について

貸切船の料金は概要で述べたとおりであるが、これを乗船客一人当たりの料金に換算してみると、以下のように一人当たりほぼ同額となるように設定されている。

貸切船の料金表

| | 料 金 | 乗船客一人当たりの料金 | 乗船スタッフの数 |
|-------|----------|-------------|----------|
| 50人乗り | 132,000円 | 2,640円/人 | 5人 |
| 40人乗り | 106,000円 | 2,650円/人 | 5人 |
| 30人乗り | 80,000円 | 2,666円/人 | 4人 |
| 20人乗り | 53,000円 | 2,650円/人 | 3人 |
| 15人乗り | 40,000円 | 2,666円/人 | 2人 |

市の説明によると、多人数で乗船できる大きい船には相応の人員が配置されるため、規模のメリットは働かないとのことであるが、観光客サイドの感覚としては、乗船客数が増えれば割引が有るのが自然である。

また、仮に規模のメリットが働かないとしても、乗船客数が増えるにつれて割引率が大きくなるように料金設定をすれば、観光客側は少しでも多くの仲間を確保して、できるだけ大きい船を借りようとする動機付けになることから、結果として収入の増加に結びつくことになると考えられる。このため、貸切船の料金設定において、多人数が乗船できる大きい船ほど、定員一人当たりの乗船料が安くなるような料金設定を検討すべきである。

(4) ぎふ長良川鵜飼乗船者アンケート

①概要

鵜飼観覧船事務所では、現在年4回から5回程度、鵜飼乗船客を対象にアンケート調査を行い、不満や要望事項などの把握に努めている。アンケートの実施日は通常鵜飼(狩り下り)、付け見せ鵜飼、出船数が多い日及び出船数が少ない日という4種類の条件を選んで実施している。アンケート用紙及び平成18年度のアンケート集計結果は以下のとおりである。

ぎふ長良川鵜飼乗船者アンケート

下船時に船員へお渡しください。

乗船日 平成 年 月 日 ()

乗船形態 貸切船(船名) 乗合船(船名)

●お住まいはどちらですか。

岐阜市内 岐阜県内() 県外()

●鵜飼観覧は何回目ですか。

初めて 2回目 3回以上(回目)

●当日の受付、乗船案内の対応はいかがでしたか。

満足 ほぼ満足 普通 やや不満 不満

●船員の乗船誘導はいかがでしたか。

満足 ほぼ満足 普通 やや不満 不満

●観覧船出船時に船員による挨拶、注意事項、救命器具の説明はありましたか。

有り 無し

●船員による鵜飼の説明はありましたか。

有り 無し

●全般を通して船員のマナーはいかがでしたか。

満足 ほぼ満足 普通 やや不満 不満

●本日の鵜飼はいかがでしたか。

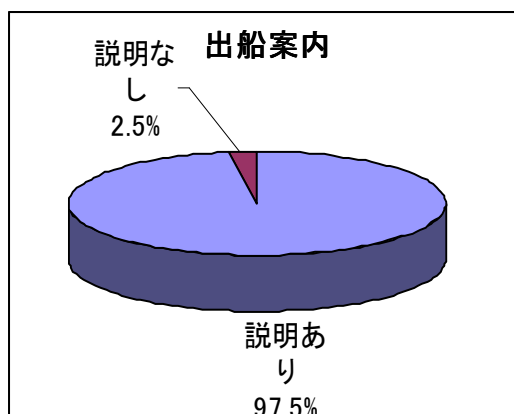
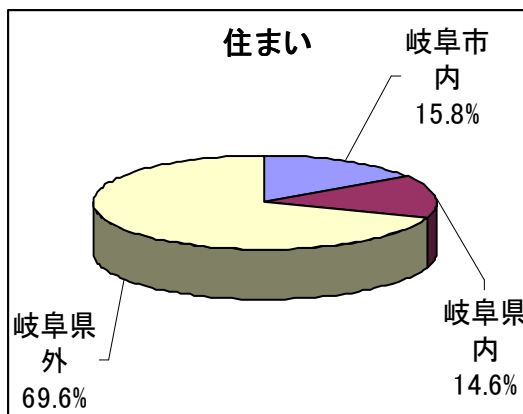
満足 ほぼ満足 普通 やや不満 不満

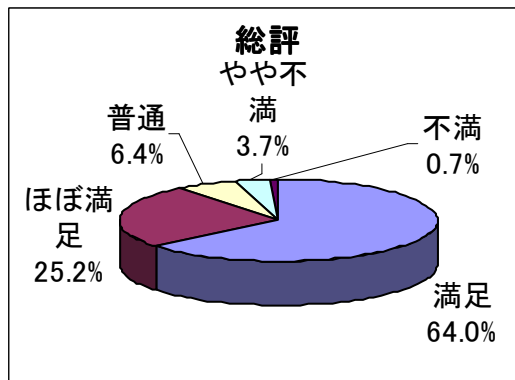
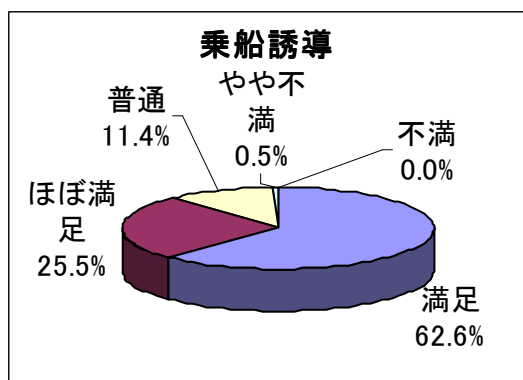
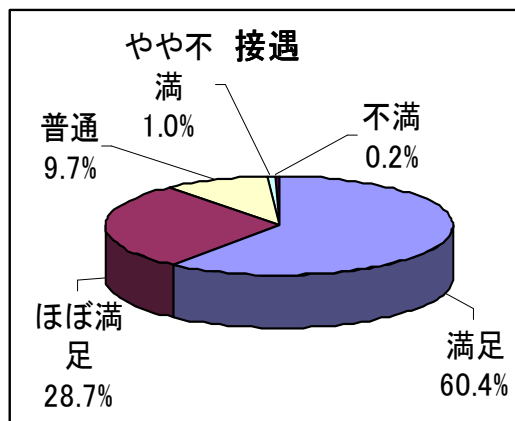
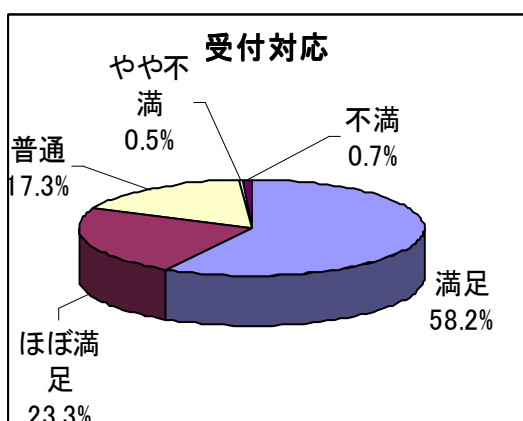
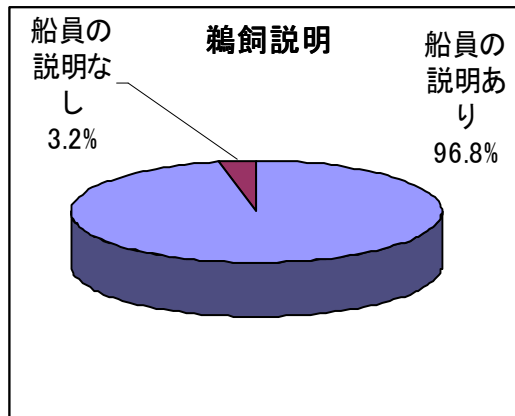
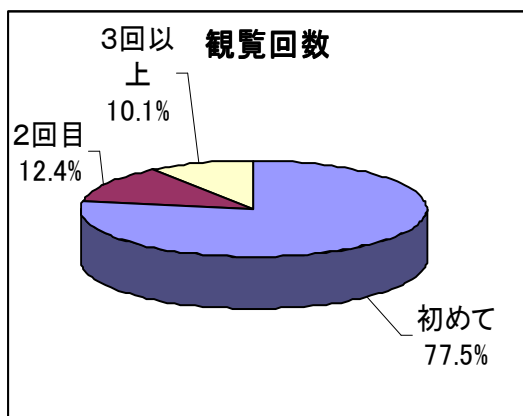
●その他ご意見がございましたらご自由にお書きください。

このアンケート結果を参考にし、サービスの向上に努めて参りたいと思います。今後とも、ぎふ長良川鵜飼をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

本日のご乗船並びにアンケートへのご協力、誠にありがとうございました。

「平成18年度鵜飼乗船者アンケート集計結果」





②監査の結果

(ア) アンケートの質問内容について

条件の異なる場合に分けてアンケートを実施しているが、過去3年分の集計結果を見ると、いずれの条件においても毎回概ね上記円グラフに示されるような傾向になっていた。よって、今後、同じ質問内容を継続しても、単にそのまま円グラフにするだけでは得ることは少ないと思われる。例えば、過去のデータから乗船客の70%~80%が県外からの観光客であることは、既に把握できた情報であるし、観覧回数についても毎回75%程度が初めての乗船客で、リピーターは25%程度に留まっていることも把握できている。

「鵜飼は一度目は感動するが、もう一度見たいとは思わない」などという感想を度々耳にするが、このような感想になる原因がどこにあるのかを探るためには、観覧回数別

にアンケートを集計したり、市内・県内・県外の別にアンケートを集計するべきである。また、出船時に船員が挨拶、注意事項、救命器具の説明をしたか（出船案内）や、船員による鵜飼の説明があったか（鵜飼説明）については、その有無だけを質問しているが、実施することは当然であり、しかも毎回 100%近い乗船客が「有り」と答えていることから、出船案内・鵜飼説明が徹底されていることは明らかである。質問するのであれば、わかりやすかったか、聞き取りやすかったかなど程度の良し悪しに重点を置いて質問すべきである。

アンケート調査を行う目的は「満足した」「楽しかった」等の感想を得るためではなく、「どの様にしたら魅力ある鵜飼にすることができ、乗船客を増加させることが出来るか」のヒントを得るためにある。目的を踏まえて、質問内容・分析方法を再点検するべきである。

(イ) アンケート回数について

鵜飼観覧船事務所はアンケート結果の「その他ご意見」を要約したリストを作成しているが、これを読んでいくと大変参考になる意見が多い。現状の鵜飼をプラスに評価する意見としては、次のようなものがあった。

- ◀ 「その他ご意見」のうちプラスに評価する意見 ▶
- ・ 船頭さんのユニークなキャラクターが面白く、気さくな説明も良かった。親切な説明ありがとうございました。
 - ・ 篝火がきれいで幻想的だった。長い伝統に生で触れることができうれしい。
 - ・ 子供から老人までの団体に心配してましたが、とても親切に対応していただき大変感謝しています。良い思い出になりました。
 - ・ 鵜が川に潜り水面に顔を出す仕草がとても可愛かった。いつまでも歴史ある岐阜の名物を残していくよう頑張ってください。
 - ・ 18年ぐらい前に来た時は鵜匠説明もなかったように記憶していますが、今回は乗船前の説明もあり、船員の説明も詳しくてよかった。
 - ・ 昔と違い傍で見せてくれるので満足度は高い。これからも頑張ってください。
 - ・ すぐ近くで見学でき、感動しました。女性船頭さんにも満足しました。
 - ・ トイレ船は、素晴らしいアイデアだと感心しました。
 - ・ 写真を撮りやすいように配慮してくれてありがたかったです。
 - ・ 風情があり、岐阜の景色とマッチしてとても良かった。機会があれば又乗りたい。
 - ・ 初めて見ました。感動しました。又来たいと思いました。次回来たときも〇〇船長がいいです。
 - ・ 昔とは大変変わって来ました。これからも頑張ってお客様の期待に応えてください。

《「その他ご意見」のうち提案や苦情についての意見》

(提案)

- ・ 双眼鏡を貸すサービスがあると良い。
- ・ 河原にかき氷やわらび餅などを売る出店を出してはいかがか。
- ・ ホームページを見ても鵜飼船がどうやって進むのかわからない。もっと詳しくどういう風に進むのか説明すると良い。
- ・ 踊り船については、岐阜の民謡の方がより雰囲気が出るのではないか。
- ・ 禁煙船を造ってほしい。もっと席に余裕がほしい。
- ・ 乗り場の所にお弁当が売っているともっと楽しめると思う。
- ・ もっと宣伝した方がよい。
- ・ リピーターを呼ぶためには、川下りなど鵜飼プラスアルファの工夫が必要。
- ・ もっと乗船場の案内板を周辺の道路に付けるべきだと思います。
- ・ 年に何回か乗る人用に年間割引きパスポートをぜひ考えてください。
- ・ 停泊時間が長いので、もう少し船を動かしてほしい。
- ・ 乗船前に全体のスケジュールを説明してほしい。
- ・ 席を入れ替わるなど、もう少し配慮してほしい。
- ・ 船上でビールやおつまみを販売するのも良いのでは

(苦情)

- ・ 待ち時間が長い。その間何かほしい。
- ・ おまかせパックとかがよくわからない。
- ・ 食事後の時間のイベントを考えてください。
- ・ 花火はきれいだが、風情が壊れる。客の花火の煙のにおいで川のにおいが消える。
- ・ 説明が聞き取りにくい。マイクを使ってほしい。
- ・ 鮎を見る時間が少ない。
- ・ 付け見せ鵜飼は良くない。あっという間に終わって残念。
- ・ 見物少ない。観光料金高い。サービスは少ない。
- ・ 鵜舟のスピードが速すぎて鵜飼の様子があまりよく見えませんでした。
- ・ 隣の乗船客のマナーが悪すぎ。船員に毅然とした態度をとってほしい。
- ・ 食事の内容を考えてほしい（おまかせパック）。
- ・ 鵜飼が始まるまでは退屈でした。
- ・ 待つ時間に比べ、鵜飼を見る時間が短かった。

鵜飼そのものの魅力を評価する意見と同じくらい船員の対応を評価する意見が目立つ。乗船客は船員に高い関心をもっており、船員の対応が乗船客の満足度に大きく影響するものと考えられる。

一方、鵜飼に対する苦情や提案の内容には様々な貴重な意見やユニークな意見が見られる。これらの有用な意見を十分に集めるためには1シーズンに4～5回のアンケート回数では不十分と思われる。従来以上に多くのアンケートを実施してより多くの声を集め、サービス向上に資するべきである。

③意見

(ア) アンケート結果が示す実態について

上記円グラフを見ると、受付対応、接遇、乗船誘導、総評の全てにおいて「満足」が過半であり、「ほぼ満足」を含めると、回答者の80%～90%が肯定的な回答をしている。しかし、これをもって上質な鵜飼運営ができていると判断することは、危険であると思われる。何故なら、回答者は観光という楽しい心理状態の中で回答しており、しかも評価の対象となる船員たちが目の前にいる状態で回答しているのである。これらは、どちらも回答内容を肯定的な方向へシフトさせる偏向バイアスがかかった状態であるといえる。ところが、アンケート回答者が将来もう一度鵜飼観覧を行なうかどうかの意思決定をする時は平時であり、当然ながらそこに船員はいないため、遠慮や思いやりの心理も働かない。つまり、実情はもう少し否定的に考えるほうが妥当である。

このような偏向バイアスを排除してアンケートをとるためには、例えばインターネット予約により蓄積されたメールアドレスの有効活用が考えられる。この方法によれば、回答内容が直接パソコンに入るため、業務の効率化にも資すると思われる。また、葉書を渡し後日回答してもらう方法もある。

(イ) 「改善事項」投入箱の設置について

アンケート回数を増やして有用な意見をより多く収集すべきことは上述のとおりであるが、乗船客にとってアンケートに一つずつ回答することは面倒な人もいると思われる。煩わしさを軽減しつつ貴重な意見を収集するため、アンケートとは別に「改善事項」投入箱の設置を検討することが望ましい。これによって、先に示したような貴重な意見が、乗船客に負担をかけることなく収集できるものと思われる。

(ウ) 河原での待ち時間中の退屈解消について

アンケートの集計結果を見ると、停泊中の待ち時間が長いことへの苦情が多く寄せられている。宴会を主目的とした団体にとってはそれほど気にならないかもしれないが、純粋に鵜飼観覧を楽しみに来た家族連れなどにとって、現在の停泊時間は、弁当を食べるには十分過ぎる時間があり、退屈を感じてしまう。

観覧船が動いていれば景色も変わり、次に何が起こるかという期待感もあることから、退屈しないで済むと思われる。そこで観覧船のコース設定をもう少し上流まで伸ばして

はどうだろうか。川床が浅いとか、禁漁区域に入るといった問題があるのであれば、冬期など生態系にあまり影響がないと考えられる時期に浚渫したり、禁漁区域内では風景の鑑賞と説明に留め、遊覧するだけにすれば、単に停泊しているよりも満足度を高めることができると思われる。

また、停泊中のサービスとしてアンケート結果にもあるように、河原で鮎の塩焼きを実演販売したり、その場でゆでた枝豆や焼とうもろこし等の販売をすることも待ち時間の解消には有効であると思われる。

(5) 事業評価

①概要

岐阜市は実施している各種の事業に対する事業評価をホームページに掲載し、透明性の確保に努めている。鶺鴒事業についてもトップページから順にたどって評価内容を閲覧することができる。しかし、その内容を見ていくと、残念ながら事業評価といえるような内容にはなっていない。また、ホームページ等で一般に公開される時期も、翌事業年度の9月と遅く、翌事業年度での施策に活かされにくい制度となっている。

②監査の結果

(ア) 目標の設定根拠や評価の尺度について

平成17年度と平成16年度の事業評価を比較すると、乗船者数、運航日数、決算額といった事後的に決まる数値情報が異なるのみで、目標欄や事後的評価である所属長評価欄は以下に示すようにほとんど同じ文章が繰り返されているに過ぎない。

鶺鴒観覧船事業の事業評価

| | | |
|-----------------|---|--|
| 目 標 | 157 日間で 120,000 人の鶺鴒観覧乗船客を目指す。狩り下り鶺鴒の実施により満足度の高い鶺鴒観覧を提供する。 | |
| 所属長評価 | 有効性（政策、施策への貢献度） | 大いに貢献している |
| | | 鶺鴒事業は、岐阜市の観光事業の最前線であり、また地域に対する経済波及効果は、多大である。 |
| | 達成度（成果及び事業効果） | やや上がっている |
| | | 事業効果は、上がっている。 |
| | 妥当性（実施方法等の妥当性） | 妥当である |
| 人件費の削減に、今後努力する。 | | |
| 総合評価 | 現状で継続する | |
| | 鶺鴒は、岐阜市の宝であり観光の最前線である。地域に対する経済的波及効果は、多大であり、今後も継続する必要があるが、人件費比率の削減に努力する。 | |

概要(収支状況)でも述べたように乗船客数12万人では収支均衡は程遠く、「120,000人」という目標は合理的な根拠に基づくものとは考えにくい。鵜飼事業は観光事業であることから、必ずしも決算上の収支が均衡する必要はないとも考えられるが、その場合でも観光客が岐阜市内でどの程度の消費活動を行うのか調査を実施し、最終的には市税収入の増加分を把握することによってマクロ的に収支均衡を図っていく必要がある。このような観点から当年度の目標とは別に長期的目標を設定すべきである。

また、当年度の目標(短期的目標)は、単にここ数年の推移の少し上のレベルに設定すればよいというのではなく、これまでの推移と当年度新たに実施するPRやイベントの効果、外部環境の変化等を勘案して、達成可能な範囲内の上限に設定するという、遂行責任の伴った目標である必要がある。目標欄にはこうした根拠とともに、数値目標の形で、事前に掲載していくべきである。

所属長評価はいわば自己評価であるためか、抽象的で甘い評価になっている。有効性や達成度は何を尺度に測定した結果として有効であったのか、達成されたのかを具体的に記載すべきである。目標欄の120,000人についての達成度であるならば、平成17年度は達成されているが、平成16年度は達成されていない。また、平成17年度は達成されたといっても愛知万博(愛地球博)の開催年度であり、岐阜市もPRしているため、観光客の増加が当然見込まれるにも関わらず、平成16年度と同じ目標人数を掲げていることは、万博を考慮していない証拠といえ、目標値はよく検討された結果とは考えにくい。

なお、人件費の削減が掲げられており、概要(収支状況)で掲載したコスト構造を踏まえると合理的な運営方針であると思われる。ただし、人件費には鵜匠、船員、臨時職員など多くの対象が考えられることから、例えば「船員の人件費を、一隻当たりの人数を見直すことにより約〇〇千円の削減をはかる」というように具体的に記載すべきである。

II. 岐阜城について

1. 概要

岐阜城は、美濃国の井之口(現在の岐阜県岐阜市)に建てられた城で、織田信長が居城とする以前は、稲葉山城と呼ばれていたともいわれているが、信長以前の斎藤氏が居城としていた時代の同時代史料には「井口城」「金華山城」として登場する。難攻不落の名城として知られる山城だが、歴史上6回の落城にあっている。山頂部の平坦面は少なく、井戸も雨水を蓄えるもので、戦国時代末期の大人数による長期籠城戦には本質的に不向きであった。織田信長時代には、山頂部には信長の家族や人質が暮らしていたことが、永禄12年(1569年)来岐した宣教師ルイス・フロイスの書簡からうかがえる。

明治43年(1910年)、模擬の城が再建されるが、昭和18年(1943年)に焼失。

昭和31年(1956年)、鉄筋コンクリート建築で岐阜城を復元。地理的展望がすばらしい観光名所として有名になる。

平成9年(1997年)、大改修が行われる。

岐阜城観覧案内

| | | |
|------|--|--|
| 入場料 | 大人（16歳以上） 200円 小人（4歳以上16歳未満） 100円 ※団体割引…30人以上2割引 | 次の方は無料 障害者手帳・療育手帳の受給者及び介護者。 70歳以上。 家庭の日（毎月第3日曜日）に入場する中学生以下。 |
| 開館時間 | 年中無休 5月12日～10月16日 8:30～17:30 10月17日～3月15日 9:30～17:30 3月16日～5月11日 9:30～17:30 | 時期により夜間開館あり |

入場者数の推移

| 年 度 | 入場者数 | 備 考 |
|------|---------|-------------------|
| 昭和31 | 197,631 | 昭和31年7月25日開城 |
| 32 | 248,616 | |
| 33 | 230,962 | |
| 34 | 195,577 | |
| 35 | 228,179 | |
| 36 | 254,344 | |
| 37 | 239,131 | |
| 38 | 273,893 | |
| 39 | 265,662 | |
| 40 | 237,475 | |
| 41 | 220,733 | |
| 42 | 216,014 | |
| 43 | 222,740 | |
| 44 | 236,175 | |
| 45 | 225,443 | |
| 46 | 239,275 | 開城15周年記念 |
| 47 | 255,000 | |
| 48 | 422,115 | NHK大河ドラマ「国盗り物語」放映 |
| 49 | 281,906 | |
| 50 | 248,471 | |

| | | |
|-----|---------|------------------------------|
| 51 | 212,327 | 入場者数累計500万人目 |
| 52 | 218,169 | |
| 53 | 231,295 | |
| 54 | 234,496 | |
| 55 | 227,770 | |
| 56 | 267,374 | 開城25周年記念 |
| 57 | 289,031 | |
| 58 | 283,371 | |
| 59 | 257,981 | |
| 60 | 254,122 | |
| 61 | 262,415 | |
| 62 | 249,236 | |
| 63 | 258,727 | |
| 平成元 | 264,657 | |
| 2 | 267,291 | |
| 3 | 259,705 | |
| 4 | 433,587 | NHK大河ドラマ「信長」放映 |
| 5 | 287,500 | |
| 6 | 223,941 | |
| 7 | 218,532 | 入場者数累計1000万人目 |
| 8 | 194,206 | 8月12日～岐阜城改修のため休館 |
| 9 | 76,935 | 9月10日～リニューアルオープン |
| 10 | 184,770 | |
| 11 | 178,252 | |
| 12 | 165,215 | 築城800年 |
| 13 | 175,369 | |
| 14 | 195,507 | パノラマ夜景開始(注)、 夜景人数 12,455人 |
| 15 | 178,814 | 13,205人 |
| 16 | 175,785 | 14,778人 |
| 17 | 195,304 | 14,600人 |
| 18 | 207,187 | NHK大河ドラマ「功名が辻」放映 13,541人 |

(注) パノラマ夜景は春から秋にかけて、年間120日程度実施している。

平成9年岐阜城外部改修工事の概要

(単位：千円)

| 件名 | 工事内容 | 工事費用 (うち市民からの寄附金) |
|------------------------------|--|---|
| 岐阜城外部改修工事 | ・屋根瓦葺き替え及び外壁改修 | 平成8年 77,250 (25,198) 平成9年 180,250 (25,028) 小計 257,500 (50,227) |
| 岐阜城資料館前 公衆便所新築及 びその他工事 | ・岐阜城資料館前公衆便所新築工事 ・売店跡地及び周辺歩道整備工事 ・岐阜城館内改修工事 ・資料館整備工事 ・貯水槽取替え工事 | 平成9年 105,157 (0) |
| | | 合計 362,657 (50,227) |

2. 外部監査の結果

(1) 収支状況

①概要

平成17年度及び平成18年度の収支状況は以下のとおりである。なお、歳入と歳出の差額は観光事業費(特別会計)を通じて一般会計繰入金により調整されている。

岐阜城の収支状況

(単位：千円)

| | | 17年度 | 18年度 |
|-------|---------------|------------|-------------|
| 歳入 | 入場料 | 35,990 | 38,281 |
| | 雑入 | 2,102 | 2,125 |
| 歳出 | 報酬(館内管理嘱託1名) | (注1) 5,381 | 2,868 |
| | 共済費 | 639 | 364 |
| | 報償費(出品展示3回分) | - | 300 |
| | 旅費 | 91 | 34 |
| | 需用費(光熱、修繕、印刷) | 3,386 | 3,482 |
| | 役務費 | 416 | 469 |
| | 委託料 | 29,090 | (注2) 25,948 |
| | 使用料・賃借料 | 924 | 886 |
| | 負担金、補助金、交付金 | 39 | 39 |
| | 公課費(消費税) | 502 | 897 |
| 歳入－歳出 | | ▲2,378 | 5,115 |

(注) 1.平成17年度は愛知万博開催期間中であり、時間を延長して2人の嘱託職員で対応していたため、報酬支払額が多くなっている。

2.平成 18 年度における委託料 25,948 千円の内訳は次のとおりである。

| | |
|---|-----------|
| 業者K（指名競争入札） 入場券販売 2 名 清掃（岐阜城館内、岐阜城周辺） | 18,837 千円 |
| 業者A（合理化特別措置法に基づく随意契約） 公衆トイレ、浄化槽の清掃 | 6,500 千円 |
| その他 | 611 千円 |

②監査の結果

(ア) 採算性について

年間入場者数の推移がほぼ 18 万人前後で推移していることと、歳出の主要部分が委託料も含めて固定的な人件費であることから、毎年の収支状況は平成 17 年度や平成 18 年度と大差はなく、概ね収支均衡の状態にあると推定できる。

しかし、岐阜市は平成 9 年の大改修において約 3 億円の資本的支出をしているのであるから、これを回収しなければ採算（注）がとれていることにはならない。仮に 50 年で均等に回収するとした場合でも毎年 6 百万円の収支黒字を計上しなければならない。そのためには、入場者数増加に向けた施策のほか、委託料や報酬といった人件費の削減にも努力する必要がある。

（注）観光施設において収支均衡や採算ベースに乗せる必要があるのかという意見があると思われる。この点について監査人としては、観光客が岐阜市内において消費活動を行なうことによる経済的波及効果を含めた上で、マクロ的に岐阜市の収支が均衡すればよいと考えている。しかし、このような考え方を適用できる対象は、岐阜市にとって最も中心的な観光事業である鶺鴒観覧船事業だけであり、その他の観光施設にも同様の考え方を適用した場合、波及効果を二重に考慮することになってしまう。よって、岐阜城や以後の観光施設については、施設単体としての採算性で検討を行なっている。

(イ) 年度推移データの活用について

岐阜市は城郭収入について、入場者数や収支状況の年度推移を把握しているが、これらのデータを活用した比較分析は行っていない。

しかし、収支状況を改善していくためには、毎年の収入・支出を比較分析することによって収入を最大化し、無駄な費用を削減する活動が不可欠である。とくに岐阜城ではここ数年パノラマ夜景を実施しており、最もふさわしい年間開催日数や開催日、延長時間等を探っている状況である。そのためにも収支データを活用して財務分析を行い、入場料の価格設定や無駄な費用の削減に活かすべきである。

(ウ) 人件費の圧縮について

現在、資料館を含む岐阜城の運営に携わっている人員の数は3名と若干の清掃員である。3名のうち1名は館内管理のための嘱託職員であり、岐阜市が教員OBを直接採用している。残りの2名は入場券販売員で、指名競争入札により落札したK社から清掃員とともに派遣されている。

嘱託職員の業務は館内管理という名目であるが、入場券販売員や清掃員の勤怠管理、出納管理が主要業務であり、必要に応じて観光客への歴史説明や苦情処理対応が必要になるといった程度である。このため勤務時間中常時携わっている業務は特になくといえる。

岐阜市は嘱託職員にも入場券販売の業務を兼ねさせることによって、入場券販売員一人分の人件費の圧縮を図るべきである。なお、観光客への歴史説明については、まちなか博士を活用するなど、ボランティアを募集することも有効であると思われる。

(エ) 業務委託先の選定について

概要で述べたとおり、岐阜市は入場券販売員2名分と城郭周辺の清掃作業分の委託料18,837千円を指名競争入札で落札したK社に支払っている。

岐阜城は、大阪城や名古屋城のような広大な平城とは異なり、金華山の山頂に位置する山城であって、城郭周辺といってもごく限られた面積しかない。よって、観光客が落とすゴミの量もわずかであり、必要な清掃員は1日当たり0.5人から1人で足りると考えられる。このため、K社に支払う人件費は多くて3人分であるため、委託料18,837千円は適正価格よりも高額なのではないかという疑問が感じられる。

指名競争入札制度は、岐阜市があらかじめ信頼のできる業者を数社指名して、その中で競争入札を行う制度であるが、ここ数年毎年K社が落札しているという事情も踏まえ、より競争性と透明性を高める観点から、一般競争入札を採用する方向で検討するべきである。

(2) 事業評価

①監査の結果

(ア) 目標の設定根拠や評価の尺度等について

鵜飼観覧船事業における事業評価と同様、ホームページへの前年度分の掲載時期が遅い。そして、当年度分についても目標値までは掲載できるはずであるため、事業年度当初からの掲載に努めるべきである。

平成17年度分について以下のように記載されている。

城郭運営の事業評価

| | | |
|--|---|--|
| 目 標 | 年間 205,000 人の入場者を目指す。 | |
| 所属長評価 | 有効性（政策、施策への貢献度） | 大いに貢献している |
| | | 岐阜市のシンボルであり、年間を通して多くの観光客が訪れ、地域振興に大きく貢献している事業である。 |
| | 達成度（成果及び事業効果） | 十分に上がっている |
| | | 十分に達成されている。 |
| | 妥当性（実施方法等の妥当性） | 妥当である |
| ぎりぎりの管理運営予算ながら、企画展の内容も充実し、十分に妥当であると判断する。 | | |
| 総合評価 | 現状で継続する | |
| | 日本一といわれる「パノラマ夜景」も定着しつつあり、信長・道三ゆかりの岐阜のシンボルとして、さらに充実を図りたい事業である。 | |

目標とする年間入場者数は 205,000 人とあるが、設定根拠が不明確である。当年度の目標は、単にここ数年の推移の少し上のレベルに設定すればよいというのではなく、これまでの推移と当年度新たに実施するPRやイベントの効果、外部環境の変化等を勘案して、達成可能な範囲内の上限に設定するべきである。そして目標入場者数とともに考慮した要因を簡単に記載すべきである。

所属長評価における有効性、達成度、妥当性についても、何を尺度に判断しているのか根拠が不明確である。達成度がもし目標入場者数を評価基準にしているのであれば、平成17年度は達成されていない。評価結果の記載に当たっては、目的や評価基準を示した上で、それらに照らして有効であったのか、達成されたのか、妥当といえるのかを記載すべきである。

(3) 展示品や雰囲気づくりについて

①意見

(ア) 内装について

城郭に入場する人が期待することは、概ね「当時の展示品を閲覧したい」、「天守閣からの眺望を楽しみたい」、「戦国の雰囲気を感じたい」といったところであると思われる。岐阜城は鉄筋コンクリート造りであり、内装もコンクリートの壁、床に覆われており、残念ながら「戦国の雰囲気」を感じることはできない。このため訪れた人は、わかっているながらも、少し落胆して帰るとするのが実情だと思われる。このような感覚を少しでも無くすためには、修繕の機会に壁、床、天井を木製でリフォームし、戦国の雰囲気を

醸し出すように工夫することが望ましい。

(イ) 体験・体感型展示について

岐阜市歴史博物館では、平成16年度のリニューアルを機に、展示物を体験・体感型に切替えて、入館者により強い印象を与えられるよう工夫している。

岐阜城内に展示してある各種資料は、傷みやすい当時の鎧兜や着物であったり、危険な刀剣や貴重品であるため、入場者に自由に触れさせることには限界があると思われる。しかし、可能な範囲で展示物を体験・体感型に切替えていくことによって、入場者特に子供連れの家族の満足度は高くなると思われる。

例えば、強化プラスチックの中に入れて自由に振り回せない本物の刀を実際に手に持ってみることができるという展示があれば、入館者はその重さを実感することを通じて、いくらか戦国の世に思いをはせることができると思われる。また、実際に身に付けることができる鎧兜が用意されていれば、その重量感や動きにくさなどを体感することができると思われる。そのほか、当時の鉄砲や手裏剣など工夫によっては体験・体感型の魅力ある展示ができ、観光地としての魅力を高めることに役立つと思われる。

(ウ) 岐阜城資料館における展示内容について

岐阜城資料館は、平成8年から9年にかけて行われた岐阜城外部改修工事により、岐阜城とともに立派となり、入館してみたいという気持ちにさせる外観を呈している。しかし、実際に入館してみるとその展示内容にがっかりしてしまうという状況である。市の説明では「実際に見ごたえのある展示物は岐阜城内や岐阜市歴史博物館内に展示・所蔵しており、資料館での展示品はランクが低い物となっている」との説明であった。

しかし、資料館として岐阜城とは分けて観光客を誘導している以上、何らかの工夫をするべきである。そのためには岐阜城と資料館とで展示物をランクの良し悪しで分類するのではなく、テーマごとに分類することによって、資料館では岐阜城とは別の関心を持つことができるようになると考えられる。資料館における展示の一例としては、当時の女性の身の回り品に特化した展示としたり、庶民の生活ぶりに特化した展示とすることが考えられる。あるいは展示物から離れ、ミニシアターのようにして、岐阜城の辿ってきた歴史を中心に信長や道三はもちろん明智光秀や竹中半兵衛なども登場する紹介映像を20分程度で見せる施設とすることによって、岐阜城とは別の魅力を提供することができるものと思われる。

(エ) 金華山登山ルートについて

金華山登山ルートは林野庁所管のため、許可がないと手が加えられない、とのことである。しかし、岐阜城は金華山（標高329m）の頂上にあり、麓の岐阜公園とは分離不可能な観光施設であり、今日の健康志向と体験・体感型を重視すれば、観光客にもできるだけ自身の足で登ってもらうよう工夫すべきである。また、これにより観光客も一層楽しむことができると思われる。

現在、金華山登山ルートは、健康志向の高い岐阜市民によって主に利用されているため、山中の自然だけを楽しみながら黙々と歩く環境である。しかし観光客のことを考慮すれば、所々で歴史的事実を紹介する案内看板があってもよいと思われる。例えば関ヶ原の戦いの前哨戦となり、1600年に岐阜城を陥落させた東軍の福島正則・加藤嘉明・細川忠興は七曲りルートから攻め上り、京極高知は百曲りルートから、池田輝政は瞑想の小径（水手道）から上ったとされているが、これらを説明した案内看板を各ルートごとの休憩に適した場所に立て掛けることによって、観光客はより楽しみながら登山をすることができると思われる。

(オ) 岐阜城パノラマ夜景について

山頂からの夜景は函館山や六甲山の夜景と異なり、ほぼ 360° 周囲全体を楽しめる、まさにパノラマ夜景であり、魅力的な施策だと感じられた。ただし、残念なことに、夜景を見るのであれば、山頂のロープウェイ乗場からほど近い民間の展望レストランで満喫できてしまうことである。そこから昼間と同じ展示内容の岐阜城までしばらく歩いて、あえて入場料金を支払って入館し、再び夜景を見ようという気分にはあまりなれない。このため山頂のロープウェイ乗場から岐阜城へ至る小道と夜間の岐阜城内において新たな工夫を追加する必要があると感じる。

III. 岐阜公園について

1. 概要

岐阜公園の沿革

| 西暦 | 年月日 | 歴史 |
|------|------------|--|
| 1861 | 明治 6.1.15 | 太政官布告に基づき、明治 15.6.22 地元有志公園設置を申請。 |
| 1865 | 明治 10 | 岐阜中教院建設。 |
| 1882 | 明治 15.9.13 | 岐阜公園開園、地元有志等の請願により公園用地として下付される。板垣退助遭難。 |
| 1888 | 明治 21.11.1 | 岐阜公園開園式、当時は丸山公園と称す。万松館（迎賓館兼倶楽部）、物品陳列場建設。 |
| 1889 | 明治 22.8 | 岐阜公園と改称。 |
| 1910 | 明治 43.7 | 岐阜城模擬天守閣建設。 |
| 1917 | 大正 6.11 | 大正天皇御大典記念三重塔竣工。 |
| 1918 | 大正 7 | 板垣退助銅像除幕式。 |
| 1919 | 大正 8 | 名和昆虫研究所博物館竣工。 |
| 1923 | 大正 12 | 鵜飼観覧所建設。 |

| | | |
|------|------------|------------------------------|
| 1927 | 昭和 2 | 板垣退助遭難碑建立。 |
| 1940 | 昭和 15.11.7 | 護国神社造営完成。 |
| 1943 | 昭和 18.2.17 | 岐阜城模擬天守閣焼失 |
| 1945 | 昭和 20.7.9 | 空襲被災。 |
| 1950 | 昭和 25 | 淡水魚水族館建設。 |
| 1951 | 昭和 26.6.27 | 岐阜特別都市計画公園決定。 |
| 1955 | 昭和 30.7 | 児童科学館建設。金華山ロープウェー開業。 |
| 1956 | 昭和 31.7 | 岐阜城天守閣再建開館。 |
| 1957 | 昭和 32.1.28 | 岐阜県立図書館完成。 |
| 1958 | 昭和 33.5.2 | フンボルトペンギン4羽、ライオン1対、東山公園から入園。 |
| 1963 | 昭和 38 | 金華山ドライブウェイ全線開通。 |
| 1968 | 昭和 43.12.9 | 公園管理事務所建設。 |
| 1970 | 昭和 45.4 | こども広場建設。 |
| 1970 | 昭和 45.8.6 | 三重塔の第三層を改修。 |
| 1976 | 昭和 51.5.25 | 天然記念物オオサンショウウオ10匹飼育。 |
| 1980 | 昭和 55.4.3 | 猿8頭入園。 |
| 1984 | 昭和 59 | 千畳敷など遺構発掘調査開始。 |
| 1985 | 昭和 60.11.1 | 岐阜市歴史博物館開館。堤外駐車場拡張完成。 |
| 1986 | 昭和 61.4.8 | ポケットパーク名水完成。 |
| 1987 | 昭和 62.3 | 緑のシンボルゲート、湊コミュニティー水路完成。 |
| 1987 | 昭和 62.5.30 | 金華山トンネル開通。内外苑連絡橋完成。 |
| 1987 | 昭和 62.11 | ケープペンギン2羽入園。 |
| 1988 | 昭和 63.3 | 御手洗池改修。 |
| 1988 | 昭和 63.6 | 冠木門完成。信長居館跡開園。 |
| 1989 | 平成 1 | 杭州門完成。平成の滝完成。来園者休憩所完成。 |
| 1990 | 平成 2 | 日中友好庭園完成。花木広場完成。 |
| 1991 | 平成 3.5.11 | (財)加藤栄三・東一記念美術館開館。 |
| 1993 | 平成 5.3.31 | (財)加藤栄三・東一記念美術館を岐阜市へ寄贈。 |
| 1995 | 平成 7 | 堤外駐車場一部立体化。 |
| 1997 | 平成 9.2.15 | 岐阜城平成の大改修開始。 |
| 1997 | 平成 9.3.19 | 岐阜城天守閣に金シャチを設置。 |
| 1997 | 平成 9.7 | 猿・鳥類を農林高校、動物園等に譲渡。 |
| 1997 | 平成 9.10.3 | 岐阜城平成の大改修完了、新装オープン。 |
| 1999 | 平成 11.3 | 鏡岩緑地多目的広場、樹林広場完成。 |
| 1999 | 平成 11.5 | 水族館閉館。 |
| 2000 | 平成 12.2.5 | 三重塔改修工事完了。 |

| | | |
|------|------------|------------------|
| 2000 | 平成 12.4.8 | 物販棟完成オープン。 |
| 2001 | 平成 13.1 | 信長の庭完成。 |
| 2002 | 平成 14.4 | 水の資料館開館。 |
| 2004 | 平成 16.3 | 臨時駐車場完成。 |
| 2005 | 平成 17.3.26 | 歴史博物館リニューアルオープン。 |
| 2005 | 平成 17.4.27 | 水の体験学習館開館。 |

岐阜公園構内の主な施設

| | |
|-----------------|---------------------------|
| 岐阜市歴史博物館 | 岐阜市を中心とした歴史と文化の博物館。 |
| 名和昆虫博物館 (※) | ギフチョウの名付親で昆虫翁、名和靖氏が建立。 |
| 来園者休憩所 (華松軒) | 立礼茶席 (一服 400 円、お菓子付)。 |
| 萬松館 (※) | 料亭。 |
| 信長の居館跡地 | 巨石を使った通路、石垣、土塁状の遺構など。 |
| 金華山ロープウェー (※) | 岐阜公園と金華山の山頂を結んでいる。 |
| 三重塔 | 大正天皇御大典を記念して大正 6 年に建築。 |
| 加藤栄三・東一記念美術館 | 岐阜市出身の著名画家兄弟の作品を収蔵・公開。 |
| 遊具広場 | 木製遊具の広場。 |
| 信長の庭 | 巨木を取り込み、巨大な石を使った石庭。 |
| 御手洗池 | 昔、伊奈葉神社参拝者がここで手を洗った。 |
| 日中友好庭園 | 友好都市、中国杭州市から贈られた。 |
| 花木広場 | 4 月上旬、絶好の花見ポイント。 |
| 長良川左岸堤の桜 | 大正中期に植えられたソメイヨシノ、現在 70 本。 |
| 鶉飼桜 | 花数の多少により鶉飼の豊凶を占った。 |
| 水の体験学習館 | 金華山麓にあった鏡岩水源地の旧ポンプ室。 |
| 水の資料館 | 昭和 5 年～40 年までエンジン室として使用。 |
| 樹林広場 | 自然のままのスギ、ヒノキで森林浴が楽しめる。 |
| 山内一豊と千代婚礼モニュメント | 永禄 10 年、一豊は岐阜で千代と結婚したという。 |
| 堤外駐車場 | 忠節放水路に沿った有料駐車場。 |
| 臨時駐車場 | 岐阜公園正面の有料駐車場。観光バスも駐車可能。 |
| 鏡岩緑地・多目的広場 | 長良川左岸の河川敷。無料駐車場やイベント利用。 |

(※) 民間施設

2. 外部監査の結果

(1) 岐阜公園全体

①監査の結果

(ア) 全体の統一的なイメージづくりについて

全国的に集客力のある観光スポットや観光施設には、一つのテーマに絞って大規模に展開しているという共通点が見られる。

この点岐阜公園は、公園としてのコンセンサスがなく、各施設の間でまとまりを欠いており、結果として何も無いような印象を受けてしまう。

その原因は、最近まで観光テーマが明確でなかったことや、岐阜市の行政が縦割り型になっていることなどが考えられる。特に後者については、岐阜公園の池や広場は都市建設部公園整備室が管理し、岐阜市歴史博物館は教育委員会事務局が管理し、岐阜城は商工観光部観光コンベンション室が管理するというように、それぞれ担当部署が細分化されており、公園内の整備状況や登山ルートなど、あまり観光客を意識していないと思われる部分が見られる。例えば、山頂の岐阜城周辺で見られるような白壁が、岐阜公園内の随所に配置されていたり、公園入口が大手門のように造られていたり、歴史博物館が近代的なビルの構えではなく二の丸のような外観を呈していれば、観光客は岐阜公園内に足を踏み入れただけで戦国のイメージに浸ることができると思われる。このように統一性の感じられる施設作りを行っていくためには、観光に関連した組織横断的なグループを作るなどにより、横の連携を強化し、部門間の協力体制を高めていくことが必要である。

(イ) 鶺鴒や戦国と関連のない石碑・銅像等について

「金華山・長良川まるごと博物館」という構想があるが、「まるごと博物館」の中身は何かということ、言葉ではなく実際の姿として観光客に明確に示していく必要があると感じられる。もちろん、その中身の中心は伝統漁法である鶺鴒と織田信長を中心とする戦国絵巻、そしてこの地域の伝統文化であると思われる。従ってこれらを従来以上に強くアピールしていくとともに、これらとは関係のない施設については思い切った取捨選択が必要である。

(ウ) 岐阜公園の一体運営について

赤字施設がほとんどであるが、少しでも施設の充実等に充てるため、収入の増加を図るべきである。そのためには各部署の連携が不可欠である。施策としては、例えばパスポートを発行し一定金額（例えば大人 1,000 円）で歴史博物館、加藤栄三・東一美術館、岐阜城、資料館、華松軒などすべてを利用できるようにするといったことも検討すべきである。

(2) 岐阜市歴史博物館

①概要

岐阜市歴史博物館は、昭和 60 年 11 月の開館以来、市民の生涯学習施設及び観光の拠点施設としての機能を果たしている。

観光客向けの主な催しは、博物館 2 階の常設展示室と 1 階の特別展示室を用いて行われる。

常設展示室は平成 16 年度にリニューアルされ、「金華山・長良川まるごと博物館」構想の主要な施設として、岐阜市及びその周辺地域の歴史環境の豊かさを強くアピールする内容となっている。具体的には時系列に沿って「原始・古墳～古代・中世」、「戦国ワンダーランド」、「近世、近代・現代」及び「伝統工芸」の 4 つのコーナーに分けつつも、戦国時代、とりわけ織田信長が生きた時代を中心に展示した「戦国ワンダーランド」に力点を置いた展示内容になっている。その主な展示物は戦国立体図鑑、楽市立体絵巻、天下鳥瞰絵巻など、リニューアルによって体験・体感型展示を意識した内容に変更されている。

また、1 階の特別展示室では、歴史・文化を様々な視点からとらえてテーマを設定し、毎回工夫を凝らした展示内容の企画展・特別展を実施している。最近では、例えばテーマ「ちょっと昔の道具たち」では、道具の対比により新旧の移り変わりを学習できるように、昭和戦前頃の学校の教室や駄菓子屋の様子をジオラマ展示しており、別のテーマ「道三から信長へ」では、斉藤道三がしたための自筆の手紙などを展示する、といった企画が催されている。

生涯学習に関連した催しとしては、ボランティア活動のための研修、落語家を招いての土曜寄席、「まちなか博士育成事業」の一環としてのまちなか博士サポート講座などが開かれている。

組織は館長はじめ 13 名の正規職員と、嘱託職員及びアルバイトが各 1 名で構成されている。また、13 名の委員からなる岐阜市歴史博物館協議会が設置されている。

開館時間や入館料は、以下のように設定されている。

| | |
|------|---|
| 開館時間 | 午前 9:00～午後 5:00 (入館は午後 4:30 まで) |
| 休館日 | 月曜日 (祝日のときは翌日) 祝日の翌日 年末年始 (12 月 28 日～1 月 3 日) |
| 観覧料 | 総合展示 (常設展示) ー 高校生以上 300 円 (団体 240 円) 小・中学生 150 円 (団体 90 円) 特別展ーその都度決めた料金 企画展ー総合展観覧料で観覧可 *団体は 20 名以上 |

開館以来の入館者数の推移は以下のとおりである。

| 年 度 | 入館者数 | 開館日数 | 摘 要 |
|-------|---------|------|------------------------|
| 昭和60年 | 53,956 | 122 | 11月1日開館 |
| 61 | 105,717 | 300 | |
| 62 | 97,115 | 301 | |
| 63 | 132,604 | 297 | |
| 平成 元年 | 87,353 | 295 | |
| 2 | 116,888 | 298 | |
| 3 | 112,968 | 297 | |
| 4 | 116,273 | 298 | |
| 5 | 101,706 | 297 | |
| 6 | 85,923 | 298 | |
| 7 | 73,512 | 301 | |
| 8 | 96,752 | 296 | |
| 9 | 127,816 | 296 | |
| 10 | 94,838 | 297 | |
| 11 | 113,926 | 301 | |
| 12 | 104,371 | 303 | |
| 13 | 101,885 | 303 | |
| 14 | 69,186 | 305 | |
| 15 | 64,966 | 306 | |
| 16 | 57,885 | 189 | リニューアルのため休館（11/1～3/25） |
| 17 | 88,488 | 303 | |
| 18 | 64,809 | 305 | |

開館時（昭和60年度）の建設費用

| | |
|------|--------------|
| 建設費用 | 1,730,070 千円 |
|------|--------------|

過去4年間の入館料収入等

（単位：千円）

| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|-----------|---------|--------|---------|---------|
| 目標入館者数（人） | 100,000 | 50,000 | 120,000 | 100,000 |
| 入館料等 目標値 | 20,000 | 13,000 | 23,000 | 21,000 |
| 入館料等 実績値 | 21,674 | 10,810 | 33,538 | 15,452 |
| 達成率（%） | 108.4 | 83.2 | 145.8 | 73.6 |

過去4年間の維持費用

(単位：千円)

| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 電気料 | 18,712 | 16,210 | 18,181 | 17,723 |
| 水道料 | 484 | 447 | 487 | 468 |
| ガス料 | 47 | 42 | 33 | 32 |
| 光熱水費計 | 19,244 | 16,700 | 18,702 | 18,223 |
| 施設保守委託料 | 10,061 | 4,733 | 5,163 | 9,093 |
| 運営管理委託料 | 61,037 | 49,813 | 56,202 | 50,972 |
| 建設委託料 | 0 | 6,510 | 0 | 0 |
| 委託料計 | 71,098 | 61,056 | 61,365 | 60,065 |
| 維持費用合計 | 90,343 | 77,756 | 80,068 | 78,289 |

過去4年間の改修費用

(単位：千円)

| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|--------|-------|---------|-------|-------|
| 建設工事費 | 0 | 389,135 | 0 | 0 |
| 建物等修繕料 | 4,257 | 1,294 | 1,934 | 1,916 |
| 補修工事費 | 0 | 0 | 6,275 | 0 |
| 改修費用合計 | 4,257 | 390,429 | 8,210 | 1,916 |

一般財源からの支出状況

(単位：千円)

| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 入館料等外部収入 | 21,674 | 10,810 | 33,538 | 15,452 |
| 市債 | 0 | 85,800 | 0 | 0 |
| 一般財源 | 188,494 | 132,081 | 232,575 | 112,536 |
| 事業費（実績） | 210,168 | 228,691 | 266,113 | 127,988 |
| 事業費（予算） | 191,335 | 241,078 | 268,404 | 139,379 |

②意見

(ア) 採算性について

毎年一般財源から1億円を超える収支差額の補填を行っており、建設費用の17億円はもちろん、毎年の維持・修繕費用、運営費用も回収できない状況である。当館は観光目的にも活用されているが、主目的は生涯学習にあり、必ずしも収支が均衡しなければならないという性格の施設ではないが、出来る限りの合理化を図っていく必要があることは当然である。

平成18年度決算資料（下記）から費用の主要部分は職員等の給与費であることがわかる。その額124,373千円は正規職員3,380人日及び嘱託職員・アルバイト433人日分である。

平成18年度決算（概要）

（単位：千円）

| 項目 | 決算額 |
|---------------|---------|
| 職員等給与費（分館を含む） | 124,373 |
| 施設管理費 | 81,247 |
| 資材購入費 | 2,376 |
| 常設展示室管理費 | 4,899 |
| 展覧会運営費 | 36,736 |
| 次年度展覧会準備費 | 1,318 |
| 教育普及活動費 | 4,782 |
| その他 | 1,409 |
| 合計 | 257,144 |

岐阜市歴史博物館における職員の業務は、歴史資料の調査研究や各種講座の企画運営など多岐にわたる。その中で例えば企画展や特別展の展示内容を検討する仕事は、専門的知識と時間を要するが、歴史的事実の解釈は毎年大きく変化するものではないことを考慮すれば、一旦練り上げたテーマとその展示内容は、アレンジを加えることにより将来の類似テーマでの展示に活かすことができると思われる。また、歴史資料の収集方法や魅力的な展示方法など、回を重ねるごとにノウハウが蓄積され効率化する活動もあると考えられる。こうした業務については従来以上に効率化に努めることによってコストの削減を図っていく必要がある。

また、職員等給与費以外についても、可能な限り合理化を図るべきである。そのためには、どのような活動にいくらの費用が発生しているのかを細かく分類整理し、それらの支出の必要性を個別に再検討していく必要がある。

岐阜市歴史博物館は公益性の高い施設である事は理解できるが、効率性を度外視して運営することは許されない。従って、当館の運営費用や入館料及び各種講座料金の収入については、受益者負担割合を再吟味し、適切な料金設定となっているかについて再検討してみる必要があると考えられる。

（イ）岐阜県との連携について

金華山ドライブウェイを登ると岐阜県資料館があり、岐阜市歴史博物館や岐阜城などと同様に歴史資料を保有・展示している。観光客や市民としては、一箇所で充実した展示品を見たいと思う人も多いと思われる。展示品の一時的な貸借に留まらず、県との連携をより密接にして、展示品の集約ができないかを検討することも必要である。

(3) 加藤栄三・東一記念館

①概要

民間団体である財団法人加藤栄三・東一記念館設立発起人会によって平成3年に建設された同記念館を、岐阜市が平成6年に作品とともに寄贈を受け、岐阜市歴史博物館の分館として今日に至っている。

館内には、岐阜市出身で日展を中心に制作活動を続けた加藤栄三・東一兄弟の作品が展示しており、作品には長良川、金華山といった岐阜公園にマッチした題材がよく描かれている。

運営は岐阜市歴史博物館と同様、岐阜市の直営であるが、嘱託職員3人が担当している。

開館時間や入館料は、以下のように設定されている。

| | |
|------|--|
| 開館時間 | 午前 9:00～午後 5:00 (入館は午後 4:30 まで) |
| 休館日 | 月曜日 (祝日のときは翌日) 祝日の翌日 年末年始 (12月28日～1月3日) |
| 観覧料 | 高校生以上 300 円 (団体 240 円) 小・中学生 150 円 (団体 90 円) *団体は 20 名以上 |

平成3年度からの入館者数は以下のとおりである。

| 年 度 | 入館者数 | 開館日数 |
|------|--------|------|
| 平成3年 | 23,519 | 267 |
| 4 | 22,055 | 294 |
| 5 | 18,220 | 293 |
| 6 | 17,027 | 298 |
| 7 | 22,792 | 301 |
| 8 | 21,415 | 297 |
| 9 | 26,065 | 297 |
| 10 | 18,053 | 297 |
| 11 | 21,238 | 300 |
| 12 | 13,643 | 303 |
| 13 | 13,762 | 302 |
| 14 | 13,667 | 305 |
| 15 | 12,061 | 306 |
| 16 | 12,699 | 303 |
| 17 | 12,040 | 303 |
| 18 | 11,879 | 263 |

過去4年間の入館料等

(単位：千円)

| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 目標入館者数(人) | 12,000 | 11,000 | 12,000 | 11,000 |
| 入館料等 目標値 | 2,200 | 1,900 | 1,950 | 1,900 |
| 入館料等 実績値 | 2,255 | 1,488 | 1,830 | 1,079 |
| 達成率(%) | 102.5 | 78.3 | 93.8 | 56.8 |

過去4年間の維持費用

(単位：千円)

| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 電気料 | 1,570 | 1,620 | 1,577 | 1,477 |
| 水道料 | 35 | 36 | 42 | 59 |
| 運営管理委託料 | 732 | 571 | 532 | 450 |
| 維持費用合計 | 2,338 | 2,229 | 2,152 | 1,987 |

過去4年間の改修費用

(単位：千円)

| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|--------|------|------|------|-------|
| 建物等修繕料 | 508 | 493 | 318 | 232 |
| 補修工事費 | 0 | 0 | 0 | 2,841 |
| 改修費用合計 | 508 | 493 | 318 | 3,073 |

一般財源からの支出状況

(単位：千円)

| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| 入館料等外部収入 | 2,255 | 1,488 | 1,830 | 1,079 |
| 一般財源 | 17,265 | 11,086 | 9,724 | 9,934 |
| 事業費(実績) | 19,520 | 12,574 | 11,554 | 11,013 |
| 事業費(予算) | 17,324 | 14,773 | 12,360 | 13,450 |

②監査の結果

(ア)採算性について

毎年一般財源から10,000千円程度の収支差額の補填を行っており、毎年の維持・修繕費用、運営費用が回収できない状況である。当美術館は観光目的だけでなく美術を通じた生涯学習の場を担っており、必ずしも収支が均衡しなければならないという性格の施設ではないが、出来る限りの合理化を図っていく必要がある。

費用項目の内訳を見ると展示運営費や施設管理費が、入館料を大きく上回っている。展示運営費の主な内容は企画展の計画・実施に伴う諸費用である。また、施設管理費の主な内容は水道光熱費や通信費など日常の費用で、恒常的に発生する費用は2,500千円程度と考えられる。

平成18年度決算（概要）

（単位：千円）

| 項 目 | 決算額 |
|-----------|-----------|
| 職員等給与費 | (本館に含まれる) |
| 施設管理費 | 5,593 |
| 資材購入費 | 1,000 |
| 展示運営費 | 3,951 |
| 次年度展覧会準備費 | - |
| 教育普及活動費 | 290 |
| その他 | 468 |
| 合計 | 11,302 |

美術館の採算は、一般に良い収蔵作品数が多ければ入館者数も多くなり、運営費用を入館料が上回ることによって採算ベースに乗ると考えられるが、当美術館の場合、主に加藤両氏の作品に絞った展示内容となっており、今後の飛躍的な入館者数増加を期待することは難しいと思われる。長期的には建物の修繕費も多く発生することや、日常的な経費だけでも現在の入館料収入を上回っている状況から、将来的にも収支の均衡を図ることは困難と考えられる。

併せて考慮すべきことは、加藤両氏の作品を岐阜公園内で展示していくことが、はたして最も効果的な美術品の活用方法であるかということである。年間入館者数が1万人台の当美術館で展示を続けるよりも、他の多くの作品とともに、もっと大勢の人の目に触れる場所に展示することの方が、市民の生涯学習や観光の面において望ましいのかもしれない。この場合、例えば岐阜県との協力により、岐阜県美術館へ移すなどの方法が考えられる。

今後も第2展示室は加藤兄弟以外の展示を主にしていくのか、また記念館の場所は現在の位置のままでよいのか等、観光拠点としての岐阜公園との関わりも踏まえ、方向性を定めていく必要がある。

（4）信長居館跡

①概要

岐阜市教育委員会の外郭団体である財団法人岐阜市教育文化振興事業団の埋蔵文化調査事務所は平成18年度から信長居館跡(岐阜城千畳敷遺跡)の発掘調査を行っている。信長居館跡は金華山麓に位置する「千畳敷御殿」と呼ばれた織田信長の屋敷で、平時に住んでいたといわれる。ポルトガルのルイス・フロイスが著書の中で壮麗なものとして紹介している。

平成19年8月現在、巨石を使用した通路や石垣のほか、土塁状の遺構、階段水路建築物の礎石の一部などが復元整備されている。

発掘調査の様子は一般に公開されており、以下の日時に見学することができる。

公開期間 2007年6月～9月

調査時間 9:00～16:00

夏休み期間中は土・日も公開

| 期 間 | 公開日 | 休止日 |
|-----------------|-------|--------|
| 6 / 1 2～7 / 2 0 | 月一金曜日 | 土・日・祝日 |
| 7 / 2 1～8 / 3 1 | 火一日曜日 | 月曜日 |
| 9 / 1～9 / 3 0 | 月一金曜日 | 土・日・祝日 |

※雨天時は調査を休みます。

また、インターネット上にも発掘情報が公開されており、分かりやすく整理分類されている。教育目的だけでなく、観光客が現地を訪れるに当たって、事前情報として位置を把握したり、背景を理解したり、また関連スポットを知るための資料として役立つと思われる。これらの情報は以下のURLから閲覧可能となっている。

| | |
|--------------------------------|---|
| (財) 岐阜市教育文化振興事業団 埋蔵文化財調査事務所 | http://www.gifu-gif.ed.jp/org/maibun/ |
| 一般公開 信長居館発掘調査 | http://www.nobunaga-kyokan.jp/blog/ |

②監査の結果

(ア) 他部署との連携について

岐阜市のホームページ (<http://www.city.gifu.lg.jp/>) は上部に大きな6個のタグ (見出し) を設け、その一つを「観光」としているため、岐阜市の観光に関心のある人はすぐに観光専用のサイトへアクセスすることが可能である (「岐阜市観光ホームページ」<http://www.city.gifu.gifu.jp/kankou/>)。そして「岐阜市観光ホームページ」では内容を大きく4種類に分けており、信長居館跡に関する内容は「歴史めぐり」から探すことができる。しかし、画像一枚と150字程度の説明が掲載されているにすぎないため、十分な紹介にはなっていない。

発掘調査に関心のある人は一般に歴史的事実にも詳しい人が多いと予想されることから、観光用のホームページだけでは情報不足と思われる。よって、概要に示した発掘調査に関するサイトへリンクすることによって、より詳しいサイトへ誘導すべきであるが、「岐阜市観光ホームページ」からは該当リンクを発見することができなかった。

これは商工観光部と教育委員会事務局という縦割り行政の弊害であり、観光客側に立ったサービスが提供出来ておらず、発掘調査に関するサイトが教育用には活用されても、観光用には活かされていない。商工観光部としては、自身のサイトの充実に努めるだけでなく、関連サイトの有効活用を積極的に図っていくべきである。

(5) 信長の庭

①概要

岐阜公園再整備事業として、5億6千万円をかけて造られた庭園であり、平成12年度に完成している。信長の庭は岐阜公園内の一部分であるため、その維持管理は岐阜公園管理事務所（公園整備室）が行っている。

②監査の結果

(ア) テーマ性について

岐阜公園案内図には、「巨木を取り込み、巨大な石を使った石庭として、当時の石組みの技法を用いて「剛」、「静」、「雅」の3つの滝と池からなり、近隣にない規模の日本庭園です。」と解説されている。

しかし、観光という視点から見ると、統一テーマである信長を中心とした戦国をイメージすることができず、また雑草なのか植木なのか判然としない植物が多く、手入れがあまり行き届いていない印象すら感じてしまう。さらには庭園の背後にロープウェイ駅付属の民間物販棟が視界に入るため、雰囲気損ねる要因になっている。

庭園そのものでテーマ性を醸し出すことはなかなか難しいと思われるが、庭園を囲む壁や石垣を工夫することでテーマ性の演出が容易になるものと思われる。

(6) 物販棟

①概要

平成11年の岐阜公園再整備事業として、臨時駐車場と岐阜公園の間を流れる「せせらぎ水路」とともに、水路に並ぶ形で物販棟A棟及びB棟が設置された。18百万円をかけて設置したものの、A棟からは6年後の平成18年3月に岐阜市土産品協会が撤退し、B棟も同協会によって自動販売機が設置されているに過ぎない。現在A棟は信長居館発掘調査の案内事務所として流用されている。

②監査の結果

(ア) 事業評価について

現在、A棟の前面は臨時駐車場であり、背面は遊具広場（子供の遊び場）となっていることから、A棟の場所で観光地にいるという感覚にはなれない状況である。しかも、臨時駐車場と岐阜公園の中心部分を結ぶ線上からA棟は外れており、観光客の動線を意識した位置に設置されていない。そのような場所で土産品を販売しようとしてもうまくいかないことは予想すべきことであったと思われる。また、岐阜公園の中心部分に面し、A棟よりも有利な場所にあるB棟でさえ、現在自動販売機が設置されているに過ぎない状況であることを考慮すると、近く岐阜公園整備事業において、総合案内所・休憩所内に検討している飲食店及び物販所についても、慎重に対応すべきである。

物販棟A棟及びB棟については、設置時の目標値がなく、設置後6年間における利用者数の推計もとられていない。従って活性化のための施策や事後的評価もこれまで行われていない。新たな物販所等については、これまでの状況を踏まえて、採算性の根拠を明確にしてからとりかかるとすべきである。

(7) 三重塔

①概要

岐阜公園東側にある朱塗りの塔で、大正天皇御大典記念事業として大正6年（1917年）に、かつての長良橋の材木を使用して建築されたものである。日本画の巨匠として知られる河合玉堂が建立位置を定めたもので、背景との調和が美しいことから、平成17年に国の登録有形文化財に指定されている。

過去に行われた支出額は以下のとおりである。

| | 支出額 | 使 途 |
|----------|----------|-----|
| 大正 6 年 | 5,500 円 | 建設費 |
| 昭和 4 5 年 | 251 万円 | 修繕費 |
| 昭和 6 3 年 | 460 万円 | 修繕費 |
| 平成 1 1 年 | 3,340 万円 | 修繕費 |
| 合計 | 4,051 万円 | |

②監査の結果

(ア) 事業としての評価について

最近では平成11年に3,340万円をかけて修繕を行っている。このように施設を維持運営していくためには必ずランニングコストが発生する。しかし、平成11年の修繕費がどの程度岐阜市の観光事業に寄与しているかは残念ながら不明である。三重塔は入館できないこともあり、直接的に来館者数を把握したり収益性をみることはできないが、観光事業に寄与する施設であるということに違いはないことから、企業における固定資産と同じく常に必要性を検討すべきである。

このため、岐阜市としてはコストをかける以上、何らかの指標を用いて維持運営に係る事業評価を行っていくべきである。

(イ) 観光客に与えるイメージについて

朱色に塗られた三重塔は、緑の木々で覆われた金華山をバックに美しく映える。また、昼間とは別に、夜間照明によって照らし出される三重塔は、闇の中に鮮やかな朱色が浮かび上がることから、目を見張るものがある。このように三重塔は視覚的には注目されやすい施設だけに、入場できないことは、そうと知った観光客を落胆させてしまうケー

が多いと思われる。安全上の問題さえクリアできるならば、内部を公開する等、観光客の体験欲求を少しでも刺激することが望ましい。

また、観光客を落胆させないため、三重塔は近代以降の建築物であり専ら風景美を求めた建築物であることを、パンフレット等を通じて事前に十分知らしめるようこれまで以上に情報提供していく必要がある。

(8) 来園者休憩所（華松軒）

①概要

市制 100 周年記念事業として昭和 63 年に総額 165,200 千円をかけて設置された平屋の和風建築物で、立礼茶席による抹茶とお菓子のサービスや茶室等の貸出しサービスを行っている。

営業内容及び平成 18 年度の実績は以下のとおりである。

| | サービス内容 | 価 格 | 営業時間等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|-----------|---|--|---------|----------------|---------|----------------|---------|---------------|---------|---------------|---------|----------------|---------|----------------|---------|---------------|---------|---------------|-------|----------------|-------|----------------|-------|---------------|-------|---------------------------|
| 立礼茶席 | 抹茶とお菓子の提供 | 一服 400 円 歴史博物館入館者は 360 円 | 月曜定休日 午前 10 時から 午後 4 時まで (鶉飼シーズンの 5 月 11 日から 10 月 15 日は午後 4 時 30 分まで) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 茶室 | 茶室等の貸出し | 茶室（青翠庵） <table border="1"> <tr><td>午前 9:00-12:00</td><td>2,200 円</td></tr> <tr><td>午後 12:00-17:00</td><td>2,650 円</td></tr> <tr><td>夜間 17:00-21:00</td><td>2,650 円</td></tr> <tr><td>全日 9:00-21:00</td><td>6,600 円</td></tr> </table> 和室（20 畳） <table border="1"> <tr><td>午前 9:00-12:00</td><td>1,650 円</td></tr> <tr><td>午後 12:00-17:00</td><td>2,000 円</td></tr> <tr><td>夜間 17:00-21:00</td><td>2,000 円</td></tr> <tr><td>全日 9:00-21:00</td><td>5,100 円</td></tr> </table> 水屋（7.5 畳） <table border="1"> <tr><td>午前 9:00-12:00</td><td>300 円</td></tr> <tr><td>午後 12:00-17:00</td><td>300 円</td></tr> <tr><td>夜間 17:00-21:00</td><td>300 円</td></tr> <tr><td>全日 9:00-21:00</td><td>800 円</td></tr> </table> | 午前 9:00-12:00 | 2,200 円 | 午後 12:00-17:00 | 2,650 円 | 夜間 17:00-21:00 | 2,650 円 | 全日 9:00-21:00 | 6,600 円 | 午前 9:00-12:00 | 1,650 円 | 午後 12:00-17:00 | 2,000 円 | 夜間 17:00-21:00 | 2,000 円 | 全日 9:00-21:00 | 5,100 円 | 午前 9:00-12:00 | 300 円 | 午後 12:00-17:00 | 300 円 | 夜間 17:00-21:00 | 300 円 | 全日 9:00-21:00 | 800 円 | 月曜定休日 午前 9 時から午後 9 時まで |
| 午前 9:00-12:00 | 2,200 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 午後 12:00-17:00 | 2,650 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 夜間 17:00-21:00 | 2,650 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 全日 9:00-21:00 | 6,600 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 午前 9:00-12:00 | 1,650 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 午後 12:00-17:00 | 2,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 夜間 17:00-21:00 | 2,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 全日 9:00-21:00 | 5,100 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 午前 9:00-12:00 | 300 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 午後 12:00-17:00 | 300 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 夜間 17:00-21:00 | 300 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 全日 9:00-21:00 | 800 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | 冷暖房設備 施設使用料の2割相当額 茶道具 1回につき1,000円 | |
|--|--|--|--|

平成18年度の営業収入は、立礼茶席が4,322千円、茶室が407千円であった。このうち立礼茶席の運営は財団法人岐阜市みどりのまち推進財団に自主事業として委託しており、営業収入は同財団が収受し、これに伴う原材料費や人件費を負担している。なお、岐阜市は施設使用料の徴収について、同財団が緑化事業の一層の推進にその利益を投じることから免除とし、徴収を行っていない。

| 立礼茶席の収支状況（平成18年度） | | | |
|-------------------|-----------|----------|-----------|
| 収入（円） | | 支出（円） | |
| 立礼茶席茶代収入 | 4,322,200 | 運営経費 | |
| | | 人件費 | 1,596,088 |
| | | 原材料費 | 1,722,352 |
| | | 消耗品費 | 26,773 |
| | | 手数料 | 2,905 |
| | | 公課費 | 550,479 |
| | | 施設使用料 | 0 |
| 合計 | 4,322,200 | 合計 | 3,898,597 |
| | | 収支差額（利益） | 423,603 |

人件費の内訳 813千円 繁忙期のアルバイト代
 783千円 華松軒運営職員の立礼茶席業務相当金額

同財団は立礼茶席運営による収支差額のほか、岐阜公園の管理委託費（華松軒の運営及び堤外駐車場、臨時駐車場の監視業務）として15,693千円を受け取っている（事務局費を除く）。

②監査の結果

(ア) 施設使用料の徴収について

岐阜市は岐阜市みどりのまち推進財団に対して立礼茶席の運営を自主事業として委託しているため、運営から生じる損益は同財団に帰属するが、土地や建物の使用料を徴収することなく減免としている。これに対して岐阜公園内で民間事業者が営むロープウェイ山麓駅や団子屋等の飲食店からは土地等の使用料として、平成18年度は合計で4,882千円を徴収している。このような格差について、岐阜市は同財団が立礼茶席の運営からほとんど利益をあげていないこと、及び同財団の利益は緑化事業に充てられることから結局は公の用途に使われることを根拠としている。

また、人件費1,596千円のうち813千円は繁忙期のアルバイト代であるが、残りの783千円については、岐阜市が岐阜公園の管理委託費として支出している15,693千円の中

の来園者休憩所（華松軒）の運営に要する人件費に含まれている。

従って、立礼茶席に関するみどりのまち推進財団の実質的な利益は収支差額 424 千円に岐阜市負担の人件費 783 千円を加えた 1,207 千円と考えるべきである。一方、来園者休憩所（華松軒）を岐阜市から見ると、人件費 783 千円と徴収していない施設使用料（岐阜市公園条例に基づく試算）967 千円の合計額 1,750 千円を実質的に毎年岐阜市が負担していることになる。

岐阜市としては、市費を投じて来園者休憩所（華松軒）を建設した以上、収益性の向上に努めることにより、施設の活性化を図るべきである。そのため、みどりのまち推進財団からも民間事業者と同様に施設使用料を徴収すべきであり、同財団がこれに耐えられないのであれば、入札により純粋な民間事業者に運営を委託する等の施策も検討すべきである。

（イ）観光客へのアピールについて

実際に訪ねてみたが、景観に溶け込むように地味な看板が立てられているに過ぎず、外観上喫茶のできる休憩所であることが分かりにくい。観光客のなかには気付かないで通り過ぎてしまう人も多いと思われる。景観を害することなく観光客にアピールできる和風ののぼりを立てたり、暖簾をかけるなどして、営業していることを認知させる努力をはらうべきである。

（ウ）鵜飼シーズン中の営業時間延長について

立礼茶席の営業時間は午前 10 時から午後 4 時までで、鵜飼シーズンの 5 月 11 日から 10 月 15 日は 30 分延長し午後 4 時 30 分まで営業している。

しかし、貸切船が午後 5 時 30 分から出船可能なことを除いては、鵜匠による鵜飼説明が午後 5 時 45 分からであり、午後 5 時 30 分頃までに鵜飼観覧船事務所（のりば）へ集合すれば十分に間に合う。来園者休憩所（華松軒）から鵜飼観覧船事務所（のりば）まで 10 分程度あれば十分に徒歩で行けることを考慮すると、鵜飼シーズンだけ営業時間を 30 分延長するという運営は中途半端な時間延長であると思われる。延長するのであれば 1 時間延長し午後 5 時までの営業とすべきである。

（9）日中友好庭園について

①概要

昭和 28 年より日本で強制労働を強いられた中国人殉難者の遺骨送還運動が始まり、岐阜市においても昭和 31 年に中国要人を招いて合同慰霊祭が営まれたことがきっかけとなり、訪問団を北京や杭州市に派遣するといった交流が始まった。その後杭州市とは「日中不再戦」の碑を交わすなど交流が深まり、昭和 54 年 2 月同市と友好都市提携を

結ぶに至っている。日中友好庭園内にある杭州門は、岐阜市と杭州市の友好都市提携 10 周年を記念して贈られたものであり、本庭園は杭州門の贈呈に伴い 731,000 千円をかけて造園され、平成 3 年に完成したという経緯がある。

②意見

(ア) 観光テーマとの乖離について

岐阜公園の中心テーマを織田信長を核とした戦国時代に置くのであれば、中国風に作られた日中友好庭園はこのテーマから外れるものである。また、岐阜公園と川原町界隈及び長良川左岸を一体的な観光スポットとして捉えた場合、当公園はその中心的位置にあり、突然現れる中国風庭園は観光客に馴染みにくいばかりでなく、違和感さえ感じさせられる。中国杭州市との友好は観光とは別の視点から意義があり、その結果同庭園が設けられていることも否定するものではないが、必ずしも現在の位置にある必要はないはずであることから、長期的に施設の老朽化が進むなどして手を加える必要が生じた場合には別の位置に移すことも、観光スポットを整備する観点からは有効であると考えられる。

(10) 花木広場

①意見

(ア) 観光資源としての活用について

花木広場は日中友好庭園に繋がるように東側に位置している。川や道路、民家により事実上の飛び地になっているため、現在は純粹に市民の公園として使われており、観光施設としては機能していない。

花木広場は岐阜公園中心部と長良川左岸エリアを結ぶ場所に位置しているため、長良川左岸エリアを開発する際には、日中友好庭園とともに重要な接続点になると考えられる。観光資源を有効活用する観点から、今後、順次有効利用していくことが望ましい。

(11) 樹林広場

①意見

(ア) 観光資源としての活用について

長良川左岸に位置し、岐阜公園内としては最も東端にあるエリアで、樹林が生えているだけの場所である。「岐阜公園案内図」には「自然のままのスギ、ヒノキが多く、森林浴が楽しめます。」と案内されている。

ここへ至る施設がすべて観光的魅力を欠いているため、当広場を訪ねる観光客はほとんどいないと考えられる。樹林広場を含めた長良川左岸一体は、観光スポットとしての岐阜公園の価値を高めるための、残された未開発エリアと捉えることができる。今後、順次有効活用していくことが望ましい。

(12) 水の体験学習館

①概要

金華山麓にあった鏡岩水源地の旧ポンプ室を再利用し、水と自然とのかかわりを体験したり、水の様々な要素を楽しく理解できるようにした施設である。整備費として平成16年度に40,000千円を支出しているが、入場者数は把握していない。

②監査の結果

(ア) 支出効果の測定について

岐阜公園内の施設ではあるが、岐阜市上水道鏡岩水源地構内の裏側に位置しており人の目に付きにくいほか、施設への誘導標識もなく岐阜市民であっても建物自体の存在を知らない人が多いと思われる。また、施設内の展示物は見学するまでもないようなものばかりであり、なぜこのような施設を整備するために40,000千円もの費用をかけたのか理解に苦しむ。旧ポンプ室を残したいとの発想から出た企画であると思われるが、相応の資金を投入する以上、展示物についても十分に内容を検討してから進めるべきであったと考える。

現状は入館者数を把握しておらず、施設が観光用として機能しているか判断することができないだけでなく、教育などその他の目的についても有効な施設として役割を果たしているか判断できない。今後は入館者用にアンケート用紙を設置するなどして、その回答内容から施設の有効性や新たなニーズを把握していくべきである。

(13) 水の資料館

①監査の結果

(ア) 支出効果の測定について

市民に水道の歴史や水源地から水道が送られるしくみ等について知ってもらい、水道についての関心と理解を深めてもらうことを目的として、岐阜市が給水を開始した昭和5年から昭和40年代までエンジン室として使用していた歴史的建築物の有効利用を兼ねて、館内に水道の歴史を振り返るコーナーや職員手作りの模型等が展示されている。過去の利用者数は以下のとおりである。

| 年 度 | 利用人数 |
|------|-------|
| 14年度 | 1,592 |
| 15年度 | 1,239 |
| 16年度 | 1,903 |
| 17年度 | 1,153 |
| 18年度 | 1,169 |

資料館として開館するための改修費として平成14年の開館当時17,522千円を支出

している。維持費については平成19年4月より無人化しているため、照明等の光熱費が発生する程度である。

実際に見学したところ、水の体験学習館と同様観光資源とはなっていない。

(14) 駐車場

①概要

現在、岐阜公園に隣接する駐車場は、堤外駐車場、臨時駐車場及び鏡岩緑地の3か所があり、その利用状況等は以下のとおりである。

| | 堤外駐車場 | 臨時駐車場 | 鏡岩緑地 |
|------------------|--|--|--|
| 普通車収容台数 | 156台 | 40台(注1) | 200台 |
| 観光バス収容台数 | 不可 | 11台(注1) | 不可 |
| 普通車年間累計 | 61,438 | 49,127 | 無料のため不明 |
| 観光バス年間累計 | — | 2,278 | — |
| 平均駐車台数 | 168.3台/日 | 118.6台/日 | 無料のため不明 |
| 平均回転率(年間) | 1.08 | 2.82 | 無料のため不明 |
| 平均回転率(土日) | 1.95 | 4.11 | 無料のため不明 |
| 位置と特徴 | 岐阜公園と川原町の間の堤に沿って設置された普通車専用の一部立体式駐車場。臨時駐車場では収容しきれないため、普通車の主要な駐車場となっている。 | 岐阜公園正面に位置し、最も見つけやすいが、収容台数が少ない。観光バスにとって唯一の駐車場。 | 長良川左岸、鏡岩水源地前の河川敷1.3万㎡を岐阜市が国土交通省から占用許可をもらって更地のまま利用している。最も収容台数が多いが、公園中心部からやや離れているため、現状では観光用に不向き。 |
| 駐車料金 (一回当たり) | 普通車 300円 | 普通車 300円 バス 1000円 | 無料 |
| 管理人 (委託先)(注2) | 営業時間内常駐 (岐阜市みどりのまち推進財団) | 営業時間内常駐 (岐阜市みどりのまち推進財団) | 無人 |
| 営業時間 | 4/11～5/10 9:00-18:00 5/11～10/15 9:00-21:00 10/16～11/15 9:00-18:00 | 4/1～10/30 8:30-18:00 11/1～3/31 8:30-17:00 岐阜城パノラマ夜景期間は延長あり | 開放 |

| | | | |
|------------------|--|---------------|---------------|
| | 11/16～4/10 9:00-17:00 岐阜城パノラマ夜 景期間は延長あり | | |
| これまでに支出した整備費・改修費 | 整備費 1,500 千円 改修費 87,000 千円 | 整備費 12,000 千円 | 整備費 20,000 千円 |

(注) 1.普通車だけ、または観光バスだけを駐車する場合の最大収容台数。

2.委託費は岐阜公園の公園管理委託料として 15,693 千円（事務局費を除く）を支出している。

②監査の結果

(ア) 駐車場運営に係る人件費等について

岐阜市は岐阜公園に隣接する堤外駐車場及び臨時駐車場の管理をみどりのまち推進財団に委託しており、平成 18 年度は同財団に対する市内数箇所の公園管理委託料 47,110 千円のうち上記駐車場及び岐阜公園来園者休憩所（立礼茶席）の委託料として 15,693 千円を支出している（いずれも間接費である事務局費 15,083 千円の按分を含んでいない）。臨時駐車場は自動化されていないため、営業時間中同財団から派遣された監視員が常駐し、発券や料金の収納業務を担当している。また自動化された堤外駐車場においても監視員が 1 名常駐し、利用客に対して閉鎖時間を告げるなどのサービスを行っている。これは、駐車場の設置目的が来園者や鶴飼観光客に対して駐車スペースを提供することにあるため、敢えて 24 時間営業としていないことから閉鎖時間の告知が必要となるためである。監査人も鶴飼や岐阜城パノラマ夜景を体験するに当たり同駐車場を利用して見たが、観光を終えてから駐車場の閉鎖まであまり時間的余裕がないと感じた。現状では、閉鎖時間後に駐車場へ戻る利用者への人的対応が必要であると考えられる。

しかし、堤外駐車場は自動化され、自動発券機や料金收受装置、これと連動する自動門扉が設置されており、これらの設置費用をかけておきながら監視員を常駐させることは、あまり経済的な対応とはいえない。前述のとおり、閉鎖時間後に駐車場へ戻る利用者への対策がとられればよいことから、必ずしも監視員を常駐させる必要はなく、閉鎖時間の前後 1 時間程度の業務を委託するか、あるいは閉鎖時間をもっと遅い時間に設定し、観光を終えた利用者が余裕をもって駐車場へ戻れるようにすればよいと考えられる。また、臨時駐車場は近く岐阜公園の正面ゲートとして改修される計画であるが、観光バスが出入りすることから今後も人的対応を図るのか、それとも機械装置により無人化していくのかという方針を事前に明確にし、無駄なコストの発生をできるだけ抑制する必要がある。

(イ) 川原町広場開発と堤外駐車場のあり方について

堤外駐車場は川原町広場と岐阜公園の間に位置しているため、駐車場として利用している現在は、両施設を分断する結果となっている。川原町広場開発に際しては観光客の徒歩の流れを妨げないような工夫が必要である。

IV. まちづくり事業について

1. 概要

岐阜市は、「ぎふ躍動プラン・21」（岐阜市総合計画 2004）において、「魅力ある都市型観光の充実」のなかで「金華山・長良川まるごと博物館構想」をまちづくり政策の目玉に掲げ、3つのゾーン区分を設定するとともに、各種の計画にブレイクダウンしている。

「金華山・長良川まるごと博物館構想」における主要な3つのゾーン区分及び各種計画は次のとおりである。

| 3つのゾーン区分 | |
|----------------------------|--|
| 川を活かしたまちづくりゾーン 《鶺鴒》 | 清流長良川と、そこで繰り広げられる鶺鴒をテーマにまちづくりを行なう。将来的には、ユネスコへの登録なども視野に入れながら、世界レベルのテーマゾーンを目指していく。 |
| 緑を活かしたまちづくりゾーン 《自然》 | 40万都市の中央にそびえる金華山の自然をテーマにまちづくりを行なう。また、市民ボランティアによる金華山ルネッサンス事業を展開し「自然」の保全に努める。 |
| 歴史を活かしたまちづくりゾーン 《道三・信長》 | 岐阜城の城下町の歴史的景観や資源を活かし、道三・信長をテーマにまちづくりを行なう。古い町並みを形成している川原町地区では景観まちづくり協議会が設立され、地元の商家が空き家となった古い町家を保存修復し、観光・文化活動拠点として再生するなど、まちづくりへの取り組みが始動している。 |

| 「金華山・長良川まるごと博物館構想」の主な計画 | | |
|-------------------------|-----------------|---|
| | 計 画 | 内 容 |
| 1 | 長良川河畔地区街並み整備 | 地道風カラー舗装や石張り舗装などによる道路修景整備を行う。 |
| 2 | 金華地区まちなみ景観整備 | 路肩や交差点のカラー化、イメージ歩道の設置。 |
| 3 | 歴史公園としての岐阜公園再整備 | 岐阜公園を「歴史公園」と位置づけ、その方針に則って再整備を行なう。 |
| 4 | 歴史博物館リニューアル | 体験・体感型をテーマに掲げ、また道三・信長にウエイトを置いてリニューアルを図る。 |
| 5 | 旧長良川ホテル跡地利用 | 長良川右岸の一等地 4800 m ² の有効活用を図る。 |
| 6 | 左岸ふれあい回遊整備 | 川原町ゾーン、岐阜公園ゾーン、寺町ゾーンをネットワーク化し、回遊性・連続性を高める。 |
| 7 | 金華山の再生・整備 | 金華山山頂駅から岐阜城までの遊歩道の整備を行う。登山道や樹木等の再生を図る。 |
| 8 | 土地利用コントロール | 金華山・長良川まるごと博物館地区を形成してきた自然環境、自然景観、歴史性の保全を図る。 |
| 9 | その他 | |

このうち3及び4については、岐阜城・岐阜公園の章で述べている。

2. 外部監査の結果

(1) 旧長良川ホテル跡地利用

①概要

i 跡地等の状況

岐阜市は、長良川右岸に面した旧長良川ホテル跡地が平成14年9月に更地返還されたことに伴い、隣接する鶺飼ひろばと併せ、鶺飼を中心コンセプトとして新たな名所とすべく、一体整備していくための事業を進めている。

整備の対象となる跡地等の概要は次のとおりである。

| | 敷地面積 | 土地評価額 | 現在の利用状況 |
|-------------|-------------------------|------------|---------------------|
| 旧長良川ホテル跡地 | 3,614.9 m ² | 255,574 千円 | 更地であり、イベント等で利用している。 |
| 鶺飼ひろば | 4,332.1 m ² | 306,283 千円 | |
| 長良川ホテル従業員寮跡 | 2,741.8 m ² | 155,738 千円 | |
| 合計 | 10,688.8 m ² | 717,595 千円 | |

ii 返還後の取り組み

返還後これまでにを行った再利用のための活動経緯は以下のとおりである。

| | | |
|--------|---------------------------|-----------|
| 平成15年度 | 長良川ホテル跡地等利用計画提案コンペを実施 | 308 千円 |
| 平成16年度 | 長良川ホテル跡地等施設整備基本構想を策定 | 27,037 千円 |
| 平成17年度 | 長良川ホテル跡地等施設整備基本構想の検証作業を実施 | 333 千円 |
| 平成18年度 | 簡易トイレの設置 | 2,090 千円 |
| | 合計 | 29,768 千円 |

iii 跡地等施設整備基本構想の概要

平成16年度に岐阜市長良川ホテル跡地等施設整備基本構想策定委員会がとりまとめた「岐阜市長良川ホテル跡地等施設整備基本構想」の概要は次のとおりである。

《施設整備構想》

| | |
|-----|---|
| 名称 | 長良川棧敷（ながらがわさじき） |
| テーマ | 自然・文化・産業を一つのステージに乗せ、 「自然・文化を楽しむ商業空間」 「商業を通じて自然・文化に触れる空間」 づくりを目指す |

| | | |
|-----|------------|---|
| 施 設 | インフォメーション | <ul style="list-style-type: none"> ・ 長良川の源流から河口までの食と匠のお土産を集約。 ・ 放送スタジオ。 |
| | 鶺鴒博物館 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 鶺鴒匠の家をはじめとした、展示、映像シアターを擁する鶺鴒ミュージアム。 ・ 鶺鴒サミットも可能なギャラリー。 |
| | 鶺鴒鑑賞レストラン | <ul style="list-style-type: none"> ・ 時代絵巻を配した内装で観光の目玉とする。 ・ 川の幸、山の幸が楽しめる、目に美しく身体に優しいご馳走館。 ・ 長良川に面したロングカウンター。 |
| | 鶺鴒鑑賞温泉 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本一長い「足湯」の栈敷席。 ・ 眺望を楽しみながらリラックス。 ・ 階段栈敷ではオープンカフェもできる。 |
| | テーマ商業ヴィレッジ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統工芸品の実演販売や体験工房、銭湯、ステージなどの建物が集まる。 ・ パワーリハビリ導入も検討。 |
| | イベント広場 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 来るたびに違った楽しみに出会うことが出来るイベント広場。 |

《事業収支計画（直営の場合）》

| | 初年度 | 通 年 | 初期投資金額 |
|---------|--------------|--------------|--------------|
| 年間売上 | 3,106,000 千円 | 2,484,000 千円 | 4,699,437 千円 |
| 償却前営業利益 | 1,089,457 千円 | 700,000 千円以上 | |
| 客単価 | @3,250 円 | @3,250 円 | |
| 年間入場者数 | 約 1 0 0 万人 | 7 0 万人以上 | |
| | | | |

iv 今後の事業計画

平成17年度からの「長良川ホテル跡地等施設整備事業」では施設整備構想及び事業化構想について採用するか否かの検討段階に入っており、検討期間を含む事業計画は未だ決定していない。その中で平成18年度は土地の有効活用として行われている各種のイベント用に公衆トイレを設置したに留まったが、平成19年度は、有識者、関係団体等で構成する協議会を設置し、「長良川ホテル跡地等基本計画」を策定する予定である、との回答を得ている。

②意見

(ア) 事業化構想の検討・実施期間について

現在、鶺鴒観光の中心的存在である鶺鴒観覧船事業の規模は、年間収入（売上）約3億円、年間集客数11万人前後である。これに対して、「岐阜市長良川ホテル跡地等施設

整備基本構想」は、年間収入24億円超、年間集客数70万人以上を見込んでいる。そしてこのための設備投資金額も約47億円と現実的な感覚から相当に乖離しているため、平成17年度からの「長良川ホテル跡地等施設整備事業」では、平成19年10月現在に至ってもなお検討中として慎重に対応している。

現実離れした構想を強引に進めることによる公費の無駄使いは厳に慎まなければならない。採算性についての慎重な検討は必要である。しかし、他方で長良川鶴飼の一等地に広大な土地が更地として放置され続けることは、観光資源が有効活用されていないことであり、機会損失が発生し続けることになる。ちなみに、土地評価額717百万円に3.4%（固定資産税と国債利回相当分）を乗じると、年間24百万円の機会損失が発生していると試算できる。このため、慎重でありながらもできるだけ早期の意思決定とその実施により、鶴飼観光を盛り立てていく必要がある。

平成17年度から現在に至る事業化構想についての検討期間は既に長すぎると考えられる。上記構想は失敗であるとの割り切りをもって、別途に予算の上限を設定した上で新しい構想を策定するという選択肢も含め、慎重かつ機会損失を多く発生させないよう早期の意思決定とその速やかな実施が望まれる。

(2) 左岸ふれあい回遊整備（川原町広場整備事業）

①概要

i 川原町の概要

金華山の北西麓、長良川に沿った湊町、玉井町、元浜町は、通称「川原町」といい、古い格子戸の家並みが連なる一帯である。古くから商業の拠点として栄え、斉藤道三もここを拠点に木材、美濃和紙、関の刃物などを諸国に売りさばいて巨利を得たといわれる。江戸時代には長良川役所が置かれ、川に沿って紙問屋・材木問屋などの商家が軒を並べていたといわれる。船運が衰えたあとも空襲にあわなかったこともあり、川原町には今でも古風な格子をつけた町家が残っており、伝統のぎふうちわ、老舗の和菓子店など川原町そぞろ歩きを楽しむことができる。

ii 整備事業の概要

| | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 岐阜公園周辺地区において、川原町と岐阜公園を結ぶ最短の歩行者ルート上にあり、極めて良好な視点場としての環境を保全しつつ、賑わいを創出し、まちなか歩きにおける憩いの空間として整備し活用することを目的とする。 |
| 事業概要 | 流の場、賑わいの創出という観点から、時代や嗜好の変化が激しい中で、その状況に応じて人が楽しめる空間をつくり出すため、弾力的な運用ができる空間整備を目指す。 |

| | |
|--------|--|
| | 「食」の提供やイベントができる多目的広場を整備して、まちなか歩きの憩いの空間としての施設を充実する。 |
| 事業の対象者 | 市民及び観光客 |
| 事業年度 | 平成 18 年度～平成 20 年度 |

岐阜市は平成 18 年度から平成 20 年度にかけて、川原町と忠節放水路に挟まれた土地約 4,800 m²を取得して、川原町広場（仮称）の設置を計画している。これは「ぎふ躍動プラン・21」や「まちなか歩き構想」に掲げられている施設間の回遊性・連続性強化のための事業であり、観光客や市民が歩行により岐阜公園と川原町ゾーンを自然に回遊することを意図したものである。

整備費用予算は以下のように計画されている。

（単位：千円）

| | | 費用 合計 | 18 年度 実績 | 19 年度 予算 | 20 年度 要望 | 摘 要 |
|-------|-----|----------|-------------|-------------|-------------|---|
| 用地費 | 用地費 | 49,300 | 49,300 | — | — | 4,834.94 m ² |
| 設計費 | 測量費 | 1,300 | 1,300 | — | — | 基準点、地形等 |
| | 設計費 | 10,095 | 2,375 | 7,720 | — | 基本計画、実施設計 |
| 施設整備費 | 整備費 | 171,000 | — | 64,000 | 107,000 | (19 年度) 川原町広場の公園基盤整備 64,000 千円 (20 年度) 川原町広場の公園基盤整備、修景整備 78,000 千円、連絡橋 10,000 千円 堤外駐車場の舗装整備 11,000 千円、スロープ 8,000 千円 |
| | 建築費 | 30,000 | — | 30,000 | — | トイレ、休憩所、管理棟 |
| 事務費 | | 15,025 | 3,025 | 6,000 | 6,000 | |
| 総事業費 | | 270,720 | 56,000 | 101,720 | 113,000 | |

②監査の結果

(ア) 川原町広場入場者の推計について

当事業計画は、概要でも述べた岐阜公園ゾーンと川原町ゾーンの回遊性・連続性を強化

する目的のほか、金華山への眺望や蔵の立ち並ぶ風景等を活かした公園やイベント開催場所としての利用、及び堤外駐車場の補完施設としての利用を目的としている。

しかし、回遊性・連続性の強化を図って「ぎふ躍動プラン・21」や「まちなか歩き構想」を確実に達成するためには、当事業を行った結果どの程度観光客や市民による回遊性が高まるのかを、事前に推計（リサーチ）することにより数値データとして把握すべきである。

（3）長良川温泉

①概要

事業の目的

長良川温泉が、岐阜市の観光面における柱となり、観光都市「岐阜市」の名声に貢献し、発展につながるものとなるため、維持管理する。

長良川温泉の沿革

昭和34年12月、三田洞地区の飲料水供給の水源を確保するため、簡易水道のボーリングの途中35mで湧き出したものである。

飲料水としては不適當な水源であったが、分析の結果、鉄分が温泉法の基準の2倍以上あることが判明した（鉱水1kg中の鉄分が22.74mg、基準は10mg以上）。

昭和35年4月、県の掘削許可を受け、試験用井戸を築造して揚水試験を繰り返す一方、岐阜大学に水質調査、水量調査を依頼して行った。

これらの結果、温泉として供給できることが判明し、本格的な取り組みを開始、昭和42年3月にポンプ室が完成した。

昭和42年度には、長良川北岸まで、4,623mの導水管の敷設と、三田洞神仏温泉への通水が開始された。

昭和43年には、長良川横断の配管工事と長良川河畔両岸の旅館街への配管工事が完成し、同年10月から通水している。

効能

神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え症、病後回復期、疲労回復、健康増進、月経障害などがある。

温泉使用状況

民間宿泊業者8社、及び三田洞神仏温泉（市営）の合計9施設が使用している（平成18年3月31日現在）。昭和43年に温泉が開通して以来、30施設が温泉使用許可を受けたが、今日までに21施設が温泉の使用を中止・廃止している。

長良川温泉にかかる入湯客数

| | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 課税人員 | 248,475 | 239,377 | 234,206 | 302,014 | 235,726 |
| 課税免除 | 14,531 | 13,847 | 14,000 | 30,838 | 16,941 |
| 合計 | 263,006 | 253,224 | 248,206 | 332,852 | 252,667 |

(注) 課税免除は、12歳未満の者、学校行事として旅行に参加する者。

民間宿泊業者が支払う温泉使用料(月額)

(単位:円)

| 種別 | | 金額 | 摘要 |
|-------|--------------|--------|---------------------------------------|
| 基本料金 | | 2,000 | 1施設1箇月につき、基本料金に収容定員の区分による定員割料金を加算した額。 |
| 定員割料金 | 25人まで | 2,000 | |
| | 26人から50人まで | 4,000 | |
| | 51人から100人まで | 8,000 | |
| | 101人から200人まで | 15,000 | |
| | 200人をこえるもの | 25,000 | |

平成18年度の収支状況

(単位:千円)

| | | |
|------|---------|-------|
| 収入 | 温泉使用料 | 2,016 |
| 支出 | 修繕料 | 1,774 |
| | 光熱水費 | 680 |
| | 通信運搬費 | 7 |
| | 使用料・賃借料 | 14 |
| 収支差額 | | ▲461 |

②監査の結果

(ア) 事業としての認識について

長良川温泉の供給に関わる業務は、現在、市民健康部保健所の健康づくり室が担当しているが、同業務を事業として取扱っていない。今日、健康づくり室が担当している理由や過去から事業として取扱われてこなかった理由は不明であるが、これを事業として取扱わない場合、会計上の科目(細目)を通じて収支は把握されるものの、収支の内容について事業評価が行なわれないため、収支改善に向けた取り組みが不十分なものとなりやすい。

同業務は費用をかけて利用者にサービスを提供し、対価として収入を得ているものであるから明らかに事業である。よって、今後同業務を事業として取扱い、事業評価を行なっていくべきである。

(イ) 観光資源としての有効活用について

現在、長良川温泉は三田洞の老人福祉施設神仏温泉と 8 箇所のホテル・旅館が利用しているのみであり、これらのホテル・旅館に宿泊する観光客以外の観光客は事実上利用することができない。(ただし、有料で入湯のみ提供するホテル・旅館はある。)

そこで、観光的魅力を高める観点から、長良川温泉を気軽に利用できるサービスがあってもよいと思われる。例えば岐阜公園整備事業や川原町整備事業において、長良川温泉を用いた足湯等のサービスが受けられる施設等の検討が必要である。

(4) 中川原地区温泉試掘

①概要

長良川温泉の泉質が、鉄分の多い褐色であることから、旅館街の利用が伸び悩んでおり、泉質の良い新たな温泉を開発するため、中川原地区を選定し、平成 12 年 10 月に土地を購入するとともに平成 13 年 3 月から試掘を開始した。

しかし、試掘開始から 1 か月後に近隣住民から振動・騒音による工事中止の申入れがあり、協議を重ねてきたが、建物被害が発生していることもあり 1 年後に工事中止を決定した。また、建物被害のあった 4 軒に対して補償契約を結んだ。

この間に発生した費用は以下のとおりであった。

(単位：千円)

| | |
|-----------------------------------|--------|
| 土地 (344.46 m ²) の購入費用 | 33,686 |
| 1 か月間の掘削費用 | 44,940 |
| 4 軒に対する補償費用 | 8,675 |
| 合計 | 87,301 |

②監査の結果

(ア) 試掘計画・事前調査について

振動・騒音を原因として試掘開始後わずか 1 か月で工事を中止しているが、作業により振動や騒音がどの程度発生するのかは、ある程度事前に分かるはずであり、適切な事前調査が行われていれば近隣住民に及ぼす被害を想定できたはずである。それにもかかわらず岐阜市は土地を購入し、試掘作業の実施に踏み切りわずか 1 か月足らずで工事を中止したことは、事前調査が不十分であっただけでなく、計画全体がずさんであったと考えざるを得ない。

この試掘失敗により少なくとも掘削費用と補償費用の合計 53,615 千円が無駄になっており、土地購入費用 33,686 千円についても代替的な利用計画がないまま資金が拘束されている。

岐阜市は今後二度と同じことを繰り返さないよう事前調査の重要性を再認識し、緻密な計画を立て、慎重に業務を実施していく必要がある。なお、購入した土地については現在保有目的が曖昧になっているが、特に有効活用できる目途がないのであれば、資金をいたずらに拘束しないため、早期に売却することが望ましい。

(5) まちなか歩き構想

①概要

岐阜市は上位計画である「金華山・長良川まるごと博物館構想」を受けて、「岐阜町発祥の地・まちなか歩き構想」を立て、次のように目的・概要、目標等を設定している。

| | |
|--------|--|
| 目的・概要 | 岐阜市は、鶺鴒を主体とした観光に取り組んできたが、近年、観光客離れが進んでいる。岐阜の新たな活力を生み出すため、岐阜の地に溶け込む様々な地域資源（歴史、文化等）を活用した、魅力拠点の整備や道路デザインを工夫した回遊路の整備を図り、市民や来訪者にまちなかを楽しく歩いてもらえるまちなか歩きを目指す。また、民地の軒下などの敷地空間での魅力作りや携帯電話を活用した情報発信など、鶺鴒以外の観光資源の発掘により、岐阜の新たな観光スタイルを作ることで、まちなかのにぎわいを創出することを目的とする。 |
| 目標 | 岐阜市の年間観光客数を平成 16 年の約 90 万人（岐阜公園来客数）から、平成 22 年には平成 16 年の約 1.5 倍である約 150 万人とすることを目標とする。 |
| 事業予定期間 | 平成 19 年度～平成 22 年度 |

「岐阜町発祥の地・まちなか歩き構想」を構成する主な具体的事業は以下のとおりである。

| | 名 称 | 事業概要 | 事業費（千円） |
|-----|--------------------|---|--|
| i | ゆとりやすらぎ道空間事業（金華地区） | 人々が安全で安心して歩け、また憩いの場所となる「ゆとり・やすらぎ」の道空間を創出するため、路肩や交差点のカラー化、イメージ歩道の設置など交通安全対策と合わせた道路修景整備を行う。 | 平成 19 年度 52,000 千円 全体予定 97,000 千円 |
| ii | 長良川プロムナード事業（左岸） | 古い町家の残る川原町筋において、良好な景観を形成するため無電柱化整備を行なうとともに、周辺地区内において、地道風カラー舗装や石張り舗装などによる道路修景整備を行う。 | 平成 19 年度 123,600 千円 全体予定 279,000 千円 |
| iii | 岐阜公園整備事業 | 道三、信長の戦国期から現在にかけて構築された歴史的資産や魅力的な要素を活かし、歴史公園として統一性のある整備を図る。 平成 19 年、平成 20 年の 2 か年で周辺 | 平成 19 年度 209,000 千円 全体予定 396,800 千円 |

| | | | |
|----|----------------------------|--|--|
| | | 観光地区の中心施設のエントランスとしての役割を担う、大宮町北街区の整備を行う。 | |
| iv | 川原町広場整備事業 | 岐阜公園と川原町筋の街並みとの連携を強め、まちなか歩きによる人の流れを促進するとともに、周辺住民や川原町周辺をまちなか歩きする来訪者が、周囲の景観やイベントを楽しみ、憩える自由広場の整備を行う。 | 平成 19 年度 108,000 千円 全体予定 264,000 千円 |
| v | 携帯電話（QRコード）を活用したまちなか歩き支援事業 | 携帯電話（QRコード）を活用して、観光施設をはじめ、岐阜の地に色濃く溶け込んでいる歴史・文学等の情報と、民間サイトとの連携によるバス情報、地図情報、飲食店等の情報提供をし、地域住民や観光客のまちなか歩きを支援する。 （平成 19 年度：携帯電話を活用したスタンプラリー、新たなコンテンツ制作等） | 平成 19 年度 2,500 千円 全体予定 10,000 千円 |
| | 総 計 | | 平成 19 年度 495,100 千円 全体予定 1,046,800 千円 |

上位計画である「金華山・長良川まるごと博物館構想」での具体的事業計画と、「岐阜町発祥の地・まちなか歩き構想」での具体的事業計画には重複が見られ、i、ii 及び iv については「金華山・長良川まるごと博物館構想」の主な計画に掲げられている。また、iii についてはⅡ岐阜公園の章で述べている。

これらの事業計画がハードの側面、つまりインフラ整備が中心であるのに対して、次のようにソフト面の対応も予定されている。

| | 名称 | 概要 |
|----|----------|--|
| vi | 周遊ルートの設定 | 岐阜公園を中心とする半径約 1 km のエリアに 8 つの周遊ルートを提案し、観光客・市民のまちなか歩きをリードするもの。 ①川原町通り…昔ながらのまち並みと長良川の風景を楽しむルート ②芭蕉の小道…松尾芭蕉が岐阜を訪れ、散策したルート |

| | | |
|------|----------|--|
| | | ③戦国の大道…戦国から残る古道に、信長や道三など時代に生きた人々を感じるルート ④御鮎街道…鵜飼でとれた鮎をなれ鮎にして運んだルート ⑤信長天下布武への道…信長が天下統一を目指した岐阜の町を眺めるルート ⑥文学の道…岐阜ゆかりの文学を尋ねるルート ⑦大手道…信長やその家臣が岐阜城登城の際、通ったルート ⑧水の道…水を感じるルート |
| vii | 魅力の創出 | 周遊ルート上に、魅力を高めるための看板やベンチ、照明灯、樹木などを配置するもの。 ①道路の意匠 ②サイン、看板 ③ベンチ、トイレ ④照明灯 ⑤樹木、水辺 ⑥軒下などの敷設空間の活用 |
| viii | 公園内お勧め順路 | 岐阜公園内の8つのポイントを明示し、お勧め順路を示すことで、公園内の回遊性を高め、周辺のまちなか歩きルートとの接続を図るもの。 |

②監査の結果

(ア) 目標の設定方法について

「岐阜町発祥の地・まちなか歩き構想」の目標として、平成22年の岐阜公園来客数を約150万人に設定している。しかし、岐阜公園は「まちなか歩き構想」の一部分のエリアでしかないことから、中心部分が岐阜公園であるとしても、「まちなか歩き構想」の成否を測る尺度としては不十分と考えられる。

現在はルートの整備中のためすぐには適用できないが、将来的には岐阜公園来客数に代えて、例えば8つの周遊ルートごとに歩いた人数を推計し、それらの合計値を尺度として用いることの方が合理的であると思われる。その際、携帯電話（QRコード）を活用したまちなか歩き支援事業の一環として、同じく携帯電話を活用したスタンプラリーが予定されているが、将来的にソフトの機能が整備されれば、これを活用することによって、より客観的な人数の推計ができると考えられる。

V. 岐阜ファミリーパークについて

1. 概要

(1) 施設の概要

岐阜ファミリーパークは、岐阜市の東北端に位置し、背後を五つの山地が取り囲む四つの沢と前面を県道乙狩北野線に接する平地からなる面積58.6haの総合公園として、昭和52年に計画決定され、平成7年3月に全面オープンした。岐阜ファミリーパークには、様々な施設が整備されており、野球場・サッカー兼ラグビー場・テニスコートがあるスポーツレクリエーションゾーン、センターゾーンには体育館、青少年の研修宿泊施設少年自然の家が設けられている。冒険の谷をテーマにしたこどもゾーン「あどべんちゃあバレイ」は岐阜ファミリーパークの中核施設として豊かな自然環境の中で、アミューズメント性が高い施設として子どもを中心とした家族に利用されている。

岐阜ファミリーパークは、岐阜市第一次総合計画に基づき計画が立案された。岐阜市第一次総合計画の「第5章観光 第2節 計画と対策」には、「余暇の増大に伴い観光需要の増加が見込まれ、特に地域的レジャー人口と広域的レクリエーション人口の増大が考えられる。(中略) 後者について、長良川畔から奥長良および方県・網代方面に週末・季節的レクリエーション施設を整備する・・・」と記載されている。

計画の場所は現在の岐阜ファミリーパークとは異なるものの、休日は家族そろって郊外で過ごすといった余暇形態の変化に対応した、自然の中にある総合公園として岐阜市民はもとより隣接市町村を含めた広域レクリエーション施設として計画・開設された。

岐阜ファミリーパークは当時の週休2日制導入に伴う余暇需要の増大に対応した、廉価で1日家族が楽しめる施設として計画・建設されたが、現在は大型商業施設のレジャー化等人々の余暇利用の形態は多様化している。こうした社会経済情勢の変化と新規の施設設備投資を行っていないこともあり、岐阜ファミリーパークの来園者数は近年減少傾向にある。

(2) 設置目的

本市における総合公園は、中心地区の岐阜公園、北部地区の岐阜市民公園の2箇所が計画、開設されていた。当時は週休2日制が定着しつつあり、休日は家族がそろって郊外で1日を過ごすといった余暇形態が増えつつある中で、北野地区の豊かな自然の中にある総合公園として岐阜市民はもとより隣接市町村を含めた人と人、人と自然とのふれあいを大切にしながら幅広いニーズ、年齢層に対応できる公園として計画、開設された。

また、「少年自然の家」は少年が自然に親しみ、自然の中で集団宿泊生活を通じてその情操や社会性を豊かにし、心身を鍛錬し、もって健全な少年の育成を図るため設置した。

(3) 岐阜ファミリーパークの経緯

岐阜ファミリーパークの設置計画決定から現在に至るまでの経緯は以下の通りである。

下記のとおり、岐阜ファミリーパークは計画策定から現在に至るまで 30 年程度経過している。

【岐阜ファミリーパークの主な経緯】

| | |
|--------------|-----------------------|
| 昭和 48 年 12 月 | 岐阜市第一次総合計画発行 |
| 昭和 52 年 7 月 | 岐阜ファミリーパーク計画決定 |
| 12 月 | 事業認可 |
| 昭和 54 年度 | 整備工事開始 |
| 昭和 55 年 12 月 | 計画区域変更拡大 |
| 昭和 57 年 3 月 | サッカー兼ラグビー場オープン |
| 昭和 58 年 8 月 | 野球場オープン |
| 昭和 59 年 4 月 | テニスコート 10 面完成 |
| 昭和 62 年 11 月 | 野球場メインスタンド完成 体育館完成 |
| 昭和 63 年 5 月 | 少年自然の家オープン |
| 平成 元年 4 月 | スポーツレクリエーションゾーン完成 |
| 平成 2 年 12 月 | こどもゾーン整備開始 |
| 平成 4 年 11 月 | こどもゾーン一部開園 |
| 平成 5 年 7 月 | 海賊船管理棟完成 |
| 平成 6 年 4 月 | ジェロニモ砦完成 |
| 平成 7 年 3 月 | こどもゾーン全面オープン |
| 平成 11 年 3 月 | 屋根付多目的広場「あじさい広場」完成 |
| 平成 18 年 4 月 | 指定管理者制度導入 |
| 8 月 | 木製遊具撤去 |

(4) 建設費

岐阜ファミリーパークの建設に係る事業費の推移は以下の通りである。

(単位：千円)

| 年 度 | 工事名称 | 工事金額 | 累計金額 |
|--------|---------------|---------|-----------|
| 昭和54年度 | 大池桶門工事ほか | 51,718 | 51,718 |
| 昭和55年度 | 大池周辺整備工事ほか | 56,035 | 107,753 |
| 昭和56年度 | 給水工事ほか | 147,341 | 255,094 |
| 昭和57年度 | 野球場整備4工事ほか | 212,295 | 467,389 |
| 昭和58年度 | テニスコート整備4工事ほか | 197,702 | 665,091 |
| 昭和59年度 | センターゾーン敷地造成工事 | 277,155 | 942,246 |
| 昭和60年度 | テニスコート周辺工事ほか | 409,333 | 1,351,579 |
| 昭和61年度 | 体育館新設工事ほか | 584,821 | 1,936,400 |
| 昭和62年度 | 体育館整備工事ほか | 613,321 | 2,549,721 |
| 昭和63年度 | 大池周辺整備工事ほか | 457,806 | 3,007,527 |
| 平成元年度 | ジェロニモ砦整備工事ほか | 458,178 | 3,465,705 |
| 平成2年度 | ジェロニモ砦周辺整備工事ほ | 449,406 | 3,915,111 |
| 平成3年度 | スーパーモービル設置工事ほ | 591,574 | 4,506,685 |
| 平成4年度 | 管理棟建築主体工事ほか | 657,636 | 5,164,321 |
| 平成5年度 | 子供ゾーン整備工事ほか | 598,912 | 5,763,233 |
| 平成6年度 | 子供ゾーン整備工事 | 118,502 | 5,881,735 |
| 平成8年度 | テニスコート改修工事 | 28,964 | 5,910,699 |
| 平成9年度 | テニスコート改修工事ほか | 64,628 | 5,975,327 |
| 平成10年度 | テニスコート改修工事ほか | 93,360 | 6,068,687 |
| 平成13年度 | 徳山の家茅葺屋根補修工事 | 3,570 | 6,072,257 |
| 平成14年度 | 散策道整備工事 | 840 | 6,073,097 |
| 平成16年度 | 紙幣両替機工事 | 492 | 6,073,589 |
| 平成17年度 | サイクルモノレール塗装工事 | 5,346 | 6,078,935 |
| 平成18年度 | ジェロニモ砦補修工事ほか | 5,496 | 6,084,431 |

なお、上記のほかに用地費として昭和52年度から昭和62年度にかけて、3,647,664千円支出している。

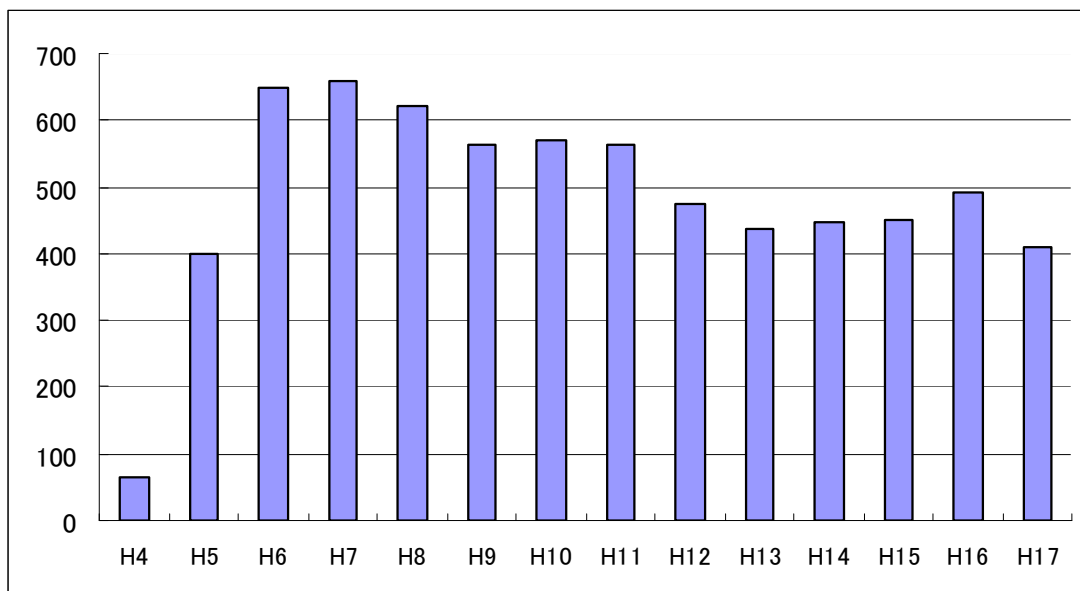
上記に記載のとおり、岐阜ファミリーパークは総事業費約100億円の支出がなされており、岐阜市の予算規模では大きな比重を占めている重要なプロジェクトである。近年の岐阜市全体の単年度における一般会計の歳出の合計金額が1,200億円程度であるから、その金額の岐阜市に占める割合の重要性が伺えるであろう。

(5) 入場者数の推移

岐阜ファミリーパークの入場者数について、岐阜市の担当部署は遊戯施設利用券販売金額及び販売数量しか把握していないため入場者数について独自の係数を用いて集計を行っているが分析及びモニタリングについては全く行っていない。

岐阜県は、岐阜市の集計結果を利用し、岐阜ファミリーパークの観光客数（入場者数）を算出し、その結果を岐阜市へフィードバックしている。当該データは、岐阜県が公表しているものであり、岐阜市商工観光部はそのコピーを保管しているが、岐阜ファミリーパークの管轄部署には、集計の基礎数値は存在するものの、集計結果についての情報はない。岐阜県が集計した結果は以下の通りである。なお、平成4年以前についてはデータがないため記載していない。

【岐阜県算出の岐阜ファミリーパーク入場者数（単位：千人）】



上記の表から入場者数は毎年減少傾向にあるといえる。

先述の年表を参照すると、平成7年のこどもゾーンの開園とともに入場者数は増加したが、その後継続して減少傾向にあるといえる。

入場者の構成は、後述する指定管理者が実施したアンケート結果（イベント時の聞取調査3回）によると、入場者の約95%が家族で来園し、全体の約半数が岐阜市内在住の市民であった。また、全体の約3割が初めての来園であり、残りの7割については年1回程度来園している結果となっている。しかし、このアンケート調査はイベント開催時の3回の集計結果であるから必ずしも実態を反映しているとはいえない。

なお、岐阜市の所轄部署が把握している遊戯施設使用券販売金額及び販売数量は以下の通りである。

| 年 度 | 使用券販売数量（枚） | 使用券販売金額（千円） |
|------|------------|-------------|
| 4年度 | 資料入手不能 | 18,635 |
| 5年度 | 資料入手不能 | 60,949 |
| 6年度 | 資料入手不能 | 60,763 |
| 7年度 | 資料入手不能 | 57,340 |
| 8年度 | 資料入手不能 | 54,997 |
| 9年度 | 資料入手不能 | 53,831 |
| 10年度 | 資料入手不能 | 47,397 |
| 11年度 | 資料入手不能 | 47,490 |
| 12年度 | 資料入手不能 | 39,288 |
| 13年度 | 382,484 | 48,961 |
| 14年度 | 361,597 | 45,740 |
| 15年度 | 378,913 | 46,811 |
| 16年度 | 366,565 | 40,063 |
| 17年度 | 333,907 | 36,678 |
| 18年度 | 307,112 | 33,636 |

*大人券 200 円、子供券 100 円

また、岐阜ファミリーパーク内の「少年自然の家」の利用状況について岐阜市が把握している利用状況は以下の通りである。

【少年自然の家 利用状況】

（単位：人）

| 年 度 | 区 分 | 1 日 | 1 泊 2 日 | 2 泊 3 日 | 3 泊以上 | 合 計 |
|------|-----|--------|---------|---------|-------|--------|
| 14年度 | 実人数 | 15,581 | 10,492 | 6,920 | 534 | 33,527 |
| | 延人数 | 15,581 | 20,984 | 20,760 | 2,461 | 59,786 |
| 15年度 | 実人数 | 11,302 | 10,902 | 6,264 | 544 | 29,012 |
| | 延人数 | 11,302 | 21,804 | 18,792 | 2,487 | 54,385 |
| 16年度 | 実人数 | 10,514 | 12,002 | 6,151 | 587 | 29,254 |
| | 延人数 | 10,514 | 24,004 | 18,453 | 2,715 | 55,686 |
| 17年度 | 実人数 | 6,702 | 11,683 | 6,750 | 636 | 25,771 |
| | 延人数 | 6,702 | 23,366 | 20,250 | 2,905 | 53,223 |
| 18年度 | 実人数 | 6,080 | 13,103 | 5,829 | 1,048 | 26,060 |
| | 延人数 | 6,080 | 26,206 | 17,487 | 4,853 | 54,626 |

上記表の延人数は実人数に宿泊日数（例：1泊2日であれば2日）を乗じたものである。

上記表に記載のとおり少年自然の家の利用者数は全体として横ばい傾向にある。

(6) 過去5年間の収支実績

過去5年間の岐阜ファミリーパーク及び岐阜市少年自然の家の収支実績は以下の通りである。

岐阜ファミリーパーク

(単位：千円)

| 科 目 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 収入 | 45,728 | 46,811 | 40,063 | 36,678 | 36,633 |
| 収入合計 | 45,728 | 46,811 | 40,063 | 36,678 | 36,633 |
| 支出 | | | | | |
| 人件費 | 96,984 | 95,996 | 91,232 | 90,749 | — |
| 旅費 | 141 | 151 | 180 | 239 | — |
| 需用費 | 19,143 | 19,012 | 17,049 | 16,415 | — |
| 役務費 | 2,956 | 2,858 | 2,507 | 2,562 | — |
| 委託料 | 15,202 | 14,996 | 12,914 | 12,281 | 100,000 |
| その他 | 6,334 | 6,330 | 6,132 | 7,224 | — |
| 支出合計 | 140,760 | 139,343 | 130,014 | 129,470 | 100,000 |
| 差引市税負担額 | 95,031 | 92,531 | 89,950 | 92,791 | 63,366 |

平成18年度より指定管理者制度を導入している。

岐阜市少年自然の家

(単位：千円)

| 科 目 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 委託料(市支出) | | | | | |
| 人件費 | 64,103 | 66,240 | 68,051 | 63,146 | 62,994 |
| 一般管理費 | 48,698 | 50,194 | 45,276 | 45,303 | 48,465 |
| 事業費 | 7,678 | 8,167 | 7,117 | 5,671 | 4,988 |
| 固定資産取得支出 | — | — | — | 225 | 849 |
| 事務局費 | 7,453 | 9,015 | 8,872 | 8,584 | 5,725 |
| 雑収入 | △998 | △1,488 | △1,027 | △1,028 | △6 |
| 余剰金 | 7,126 | 1,019 | 661 | 708 | 440 |
| 合計 | 134,063 | 133,149 | 128,951 | 122,612 | 123,459 |

岐阜市少年自然の家の運営は、現在に至るまで「岐阜市教育文化振興事業団」へ委託しており、平成18年度より指定管理者制度を導入しているが管理者として「岐阜市教育文化振興事業団」が継続して運営している。

2. 外部監査の結果

(1) 基本構想に照らし合わせた事後的な検証について

①監査の結果

岐阜ファミリーパークは、岐阜市第一次総合計画の施設整備事業の一部であり、また、事業規模の大きさから見ても、構想の中核を担う一大事業といえる。

しかしながら、このような大きな目標のもとに整備が進められた施設であるにもかかわらず、総合計画で理念として掲げた「地域的レジャー、広域的レクリエーション」という目標が達成されたのか否かの事後的な検証が行われていない。本来、施設は設置されてから実際に利用されたときに、利用者の満足度が生じ、基本構想で掲げた理念との合致性が見出されるものである。また、現在は当時の基本政策はなくなり、当時の基本政策の名の下に建設された施設のみが残されている状況にある。

岐阜市民が承認した前提となっている基本構想の理念が現実的に達成できているかどうかについて、事後的に検証することは非常に重要な岐阜市の業務であると考えられる。このような事後的な検証が十分に行われていない状況とは、構想そのものが単に施設を設置するための大義名分であって、肝心の構想の理念は施設が設置されてしまえば重要ではないということを意味している。

従って、当該事業の成否を検証する上で、後述する事業評価を見直し、設置計画時の基本理念と照らし、逸脱していないかを再度検証する必要がある。

(2) 施設の採算性について

①監査の結果

上記の過去5年間の収支実績に記載のとおり、岐阜ファミリーパークの運営にあたり岐阜市は毎年多額の市税（市民負担額）を投入している。これは岐阜ファミリーパークの収入である遊具の施設利用券の販売実績に比べ、公園の維持管理にかかるコストが多額にかかることに起因している。

岐阜ファミリーパークは都市公園であるから、採算性のみでその有効性を議論できないが、多岐に渡る追加工事を行っても、その設置による集客数の増加が限定的で、数年経過した時点では、追加工事を実施する以前の水準に利用者数が減少してしまうのは、公益性も考慮に入れた事業としての採算が確保できず、事業の失敗となる可能性がある。

また、追加工事等の事業拡大を伴わないにしても、相当の維持管理コストが発生するため、最低限維持管理コストをカバーするだけの便益が必要となる。

従って、来場者のうち遊具利用割合（施設利用時間のうち遊具使用に費やした時間数）をアンケートの実施などにより調査し、その割合をファミリーパーク全体の維持管理コストに乗じた金額（遊具使用にかかる維持管理コスト）と遊具施設利用券の販売実績金額を比較し遊具部門の採算を検証するなどの検討が必要である。

また、遊具利用割合以外の時間帯に相当する維持管理コストの金額は別途後述する事業評価基準の検討に使用してみてはいかがであろうか。

(3) 当該施設の事業評価について

①監査の結果

現在、岐阜市では岐阜ファミリーパークの事業評価について明確な基準を持っていない。岐阜市が把握している係数は、岐阜ファミリーパークの遊具利用の売上金額、使用券販売数量のみであり、実際にどの程度利用されているのか、また、利用者の満足度はどの程度なのかについて全く把握していない。岐阜市が所有している総合公園であるにもかかわらず岐阜市自体が入場者数等の数値を分析活用していないのも問題である。

岐阜ファミリーパークは、単なる遊園地として設立されたわけではなく、自然を満喫し余暇を充実させることを目的とした総合公園である。従って、本来の目的を達成したか否かを測定するための指標として、遊具利用の売上金額では不十分であり、設置目的との整合性に欠ける。また、単に利用者数を集計しているのみでは実際の満足度を測定することは出来ず、利用者に対するアンケートの実施、及び利用者以外に対しても広く市民から意見を聞く場を設け、施設に対する要望、改善案、存続の可否などについて議論を重ねフォローしていく必要がある。

岐阜ファミリーパークは総事業費 100 億円の岐阜市としては有数の事業であるから、市民にとって有益であり、また観光事業としても成果がでないと公費の無駄と解釈されかねない。公費として莫大な金額を投入したのであるから、岐阜市としては「無駄ではない有益な事業である」と言えるよう、適切に事業評価を行い、広く市民に対して説明する責任がある。

(4) 指定管理者のモニタリングについて

①監査の結果

岐阜ファミリーパークでは、平成 18 年 4 月より指定管理者制度を導入している。岐阜市は、指定管理者選定委員会のメンバーによる評点及び提示された指定管理料の金額により指定管理者の選定を行っている。選定後については、岐阜市は選定委員会の実施する評価を通じてモニタリングを行っている。

選定委員会の評価は要求水準以上という高評価であったが、モニタリングを行う上で必要となる利用者のアンケート調査が不十分であると考えられる。利用者のアンケート調査については全国的に実施している自治体も多く、岐阜ファミリーパークでも実施している。しかし、そのアンケート回数はイベント時の 1 年当たり 3 回であり、アンケート内容については、清掃、遊具コンディション、スタッフ対応等の現状の維持管理業務について調査しているが、来園そのものの魅力等のソフト面でのアンケート及びニーズの収集が不十分であると考えられる。

(5) 来場者数等の目標指標の設置について

①監査の結果

現在、岐阜市では岐阜ファミリーパークの来場者数等の目標を設定していない。上記の記載のとおり市民の理念に基づき多額の市税を投入している以上、その採算性及び公益性（公共性）についてビジョンを明確にし、来場者数等の目標指標を明確に設定した上で市民に対して開示する必要がある。つまり市税を使用していることは、市民から預かった金銭を適正に運用しているかどうかということであり、金銭を預かっている者にはアカウントビリティ（説明責任）が生じるといえる。

また、目標設定後についても、実態と比較し分析を行うことが必要である。現在岐阜市は入場者数の現状について分析活用していない状況である。従って、目標を明確に設定するとともに実績としての指標を集計し、分析結果について吟味し今後の運営計画に反映させるとともに、その結果について公表する必要がある。

目標の設定や分析を行うにあたり、岐阜ファミリーパークは公園としての公益・公共的施設の一面と、遊具を利用し余暇を満喫する遊園地としても一面を兼ね備えた施設であるから、各種設定する指標についても、部門ごとにデータを細分化し、その細分化されたデータの集積が全体の目標値等の指標になるように計算する必要がある。民間の企業等が短期、又は中長期の目標及び計画を策定する場合、各部門で施策などの目標値を作成し、最終的に合計及び調整の過程を経て、全体の目標及び計画として構築している。岐阜ファミリーパークについても、目的に応じた部門ごとに区分し、部門の目標を積み上げ、部門の採算及び公益性なども考慮し、説明可能な指標として精緻に構築する必要がある。上記のような過程を経るからこそ、具体的な施策についても実現性の高いものとなるであろう。

また、中期及び長期の目標指標については、随時見直しを行い、補正した目標値についてタイムリーに開示および補正の理由の説明を行う必要がある。

VI. ながら川ふれあいの森について

1. 概要

(1) 施設の概要

「ながら川ふれあいの森」は岐阜市北部に位置する面積 233ha（概数）の治山施設である。「ながら川ふれあいの森」内の主な施設は、四季の森センター（431.8㎡、管理事務所・多目的室・ホール・シャワー室・トイレ等）、キャンプ場、ラベンダー広場、散策路、展望台、オリエンテーリングコース、炭焼き広場などがある。

当該治山施設は、岐阜市農林振興部の所轄で管理している。また、岐阜市の HP で当該治山施設は観光地として紹介されており、キャンプ等自然に触れ合いながら余暇を楽しむ観光施設として位置付けてられている。

また、設置計画決定から現在に至るまでの経緯は以下の通りである。

| | |
|----------|------------------------|
| 平成 7 年度 | 基本設計、散策道整備 |
| 平成 8 年度 | 実施設計、記念樹の森ふれあい広場等整備 |
| 平成 9 年度 | 童話の森ふれあい広場・ラベンダー広場等整備等 |
| 平成 10 年度 | キャンプ場等整備等 |
| 平成 11 年度 | 四季の森センター建設等 |
| 平成 12 年度 | 野鳥観察小屋・展望台等整備 |
| 平成 13 年度 | 広場整備等 |
| 平成 14 年度 | オリエンテーリングコース設定等 |
| 平成 15 年度 | ながら川ふれあいの森グレードアップ事業 |
| 平成 18 年度 | 指定管理者制度導入 |

(2) 設置目的

緑豊かな森林を保全し、都市の生活環境の改善を図るとともに、市民が森林浴、自然散策等の体験を通じて森林の有する多角的な機能に関する理解を深め、健康的でゆとりのある市民生活に資するため、岐阜市にながら川ふれあいの森を設置する。

(3) 建設費

岐阜市が把握している過去の建設にかかる事業費は以下の通りである。

(単位：千円)

| 年 度 | 事業内容 | 金 額 |
|--------------|---------------------|----------|
| 7 年度 | 基本設計・散策道 | 6,147 |
| 8 年度 | 実施設計・ふれあい広場・駐車場等 | 65,291 |
| 9 年度 | ラベンダー広場等 | 166,825 |
| 10 年度 | 四季の森センター実施設計・駐車場等 | 178,668 |
| 11 年度 | 四季の森センター建設等 | 218,420 |
| 12 年度 | 野鳥観察小屋 | 82,987 |
| 13 年度 | 広場整備等 | 36,233 |
| 14 年度 | オリエンテーリングコース設定等 | 16,433 |
| 15 年度 | ながら川ふれあいの森グレードアップ事業 | 8,010 |
| 小計 | | 779,013 |
| 環境庁等からの建設補助金 | | △300,206 |
| 差引市民負担額 | | 478,807 |

なお、用地（一部国有地）については個人からの借地であり、賃借料を支出している。

上記の表に記載のとおり、岐阜市は当該施設に対して 779,013 千円の建設事業費を支出し、478,807 千円の市民負担額を強いている。四季の森センターは東海自然歩道（国の政策）の休憩所としての役割を担うため、環境庁等より建設に関して補助金を歳入している。なお、国等からの補助金歳入の経緯は以下の通りである。

(単位：千円)

| 年 度 | 補助金内容 | 金 額 |
|-------|---------------|---------|
| 8 年度 | 国等からの建設補助金の歳入 | 9,106 |
| 9 年度 | 国等からの建設補助金の歳入 | 64,700 |
| 10 年度 | 国等からの建設補助金の歳入 | 95,700 |
| 11 年度 | 国等からの建設補助金の歳入 | 120,000 |
| 12 年度 | 国等からの建設補助金の歳入 | 6,700 |
| 15 年度 | 国等からの建設補助金の歳入 | 4,000 |
| 合計 | | 300,206 |

(4) 入場者数の推移

現在岐阜市では当該施設の入場者数について、完全には把握していない。岐阜市が把握しているのは、有料の施設である「四季の森センター多目的室」及び「キャンプ場」の利用者数のみである。上記施設利用者数の過去5年間の推移は以下の通りである。

【四季の森センター多目的室（定員90名、冷暖房完備）】

| 年 度 | 利用件数 | 利用料合計 |
|------|------|---------|
| 14年度 | 51件 | 56,200円 |
| 15年度 | 71件 | 65,700円 |
| 16年度 | 60件 | 69,100円 |
| 17年度 | 63件 | 55,600円 |
| 18年度 | 38件 | 59,500円 |

【キャンプ場（テントサイト14区画）】

| 年 度 | 利用件数 | 利用料合計 |
|------|------|----------|
| 14年度 | 70件 | 307,410円 |
| 15年度 | 73件 | 270,020円 |
| 16年度 | 61件 | 237,210円 |
| 17年度 | 76件 | 192,510円 |
| 18年度 | 74件 | 190,400円 |

なお、岐阜市では当該施設でのイベントによる来場者数、無料駐車場の利用状況等を基礎に概算で来場者数を把握している。集計結果は以下の通りであり年間約12万人が来場している。なお、駐車場については年4回実際に市職員が台数を測定している。

| 項 目 | 摘 要 | 人 数 |
|---------|---------------|----------|
| イベント来場者 | ラベンダー刈り | 2,500人 |
| | 歩け歩け大会 | 3,500人 |
| | ジョギング大会 | 500人 |
| 三田洞駐車場 | 平日16台 248日2人 | 7,936人 |
| | 休日130台 117日2人 | 30,420人 |
| 古津駐車場 | 平日4台 248日2人 | 1,984人 |
| | 休日26台 117日2人 | 6,084人 |
| 他の入口駐車場 | 上記駐車場の2割相当 | 10,585人 |
| 歩行来場者 | 駐車場利用者と同数 | 57,009人 |
| | 合計 | 120,518人 |

(5) 過去5年間の収支実績

当該施設に係る過去5年間の収支実績は以下の通りである。

【歳入】

(単位：千円)

| 科 目 | 14 年度 | 15 年度 | 16 年度 | 17 年度 | 18 年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 県支出金 | - | 4,000 | - | - | - |
| 使用料及び手数料 | 307 | 270 | 237 | 192 | 190 |
| 寄附金 | 1,165 | 1,065 | 994 | 975 | - |
| 諸収入 | 516 | 386 | 155 | 3 | 93 |
| 一般財源 | 44,225 | 33,668 | 30,306 | 30,388 | 30,080 |
| 合計 | 46,214 | 39,390 | 31,693 | 31,559 | 30,363 |

【歳出】

(単位：千円)

| 科 目 | 14 年度 | 15 年度 | 16 年度 | 17 年度 | 18 年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 需用費 | 3,311 | 4,455 | 2,968 | 3,463 | 975 |
| 役務費 | 294 | 303 | 936 | 618 | - |
| 委託料 | 15,827 | 20,798 | 15,485 | 15,003 | 17,200 |
| 使用料及び賃借料 | 12,205 | 12,268 | 12,203 | 12,202 | 12,188 |
| 工事請負費 | 14,437 | 1,382 | - | - | - |
| 原材料費 | 138 | 98 | 29 | 29 | - |
| 備品購入費 | - | 83 | 69 | 241 | - |
| 合計 | 46,214 | 39,390 | 31,693 | 31,559 | 30,363 |

上記【歳出】のうち、平成17年度までは、条例に基づく随意契約により岐阜中央森林組合へ施設の維持管理を委託していたため、需用費、役務費、原材料費、備品購入費が計上されている。平成18年度は指定管理者制度へ移行したため、上記科目が一部需用費を除き、委託料に集約されている。

2. 外部監査の結果

(1) 施設の利用状況について

①監査の結果

現在岐阜市が実数値として把握している当該施設の利用者数は、上記1.(4)に記載した2施設の利用件数及び利用金額のみの有料施設である。上記1.(4)の表に記載のとおり、これらの施設は年間を通じてほとんど利用されていないのが実態である。

その原因として、当該施設の知名度の低さが挙げられる。岐阜市のHPには当該施設について紹介されているが、市民にとって認知度は著しく低い。実際包括外部監査チームメンバー（岐阜市在住）で議論した結果、当該施設について認知しているものは0名であった。

上記に記載のとおり、多額の市税等による建設費等を投入し、また、現在も年間30,000千円以上の市民負担を強いている施設であるから、岐阜市は当該施設について利用を促進するようPR等について努力をする必要がある。また、僅少な利用者数から利用者の満足度も低いように推測される。市民に対して当該施設について周知させるためにPR等を充実した上、満足度が高くなるよう利用者の不満、ニーズを集積し、業務改善を行うことにより利用者を増加させるよう検討する必要がある。

(2) 施設の事業評価について

①監査の結果

現在、岐阜市には当該施設についての事業評価としての基準がない。上記記載の「四季の森センター多目的室」「キャンプ場」の利用者数にあるように、実際利用者は非常に僅少で事業としての評価は著しく低いと考えられる。

当該施設は治山施設であり、有料施設である「四季の森センター多目的室」「キャンプ場」の利用者数で評価することは適切でないが、現在その他の憩いの場としての施設についても利用者等を概算でしか把握しておらず、事業評価の土台が形成されていない。上記に記載のとおり岐阜市では駐車場等の利用状況を基礎に年間12万人の利用者と集計しているが、歩行来場者数が駐車場利用者と同数とするなど集計方法は概算の域を出ていないといえる。

多額の資金を投入し建設した以上、市民負担を強いていることに対する行政の責任としてアカウントビリティ（説明責任）が生じる。

事業評価を形成するための手法として無作為に市民を抽出し、アンケートを行って情報の収集する方法などが考えられる。アンケート内容には当該施設の認知度、来場経験の有無、評判、要望等の多岐に渡り各5段階程度の評価で統計をとる方法が考えられる。

上記の方法によれば現状の事業評価としての統計が得られるだけでなく、次年度以降の予算を構築する上で資金を投入するポイントの選定にも役立ち、有効で効率的な市税

配分が可能となる。

従って、今後岐阜市は市民の意見を広く取り入れるよう情報収集に注力し、事業評価の基準を構築するとともに、現時点での当該施設に係る事業評価を実施する必要がある。

(3) 観光施設としての位置づけについて

①監査の結果

当該施設は岐阜市の HP にもリンクされ、また、キャンプ及びアウトドア施設として観光のパンフレットにも紹介されている。

しかし、認知度が低いことにも起因し、近隣の一部の住民にしか利用されていない可能性がある。実際、この施設は面積の大部分が遊歩道となっており、山登りコースとなっている。展望台も設置されているが、その道のりは長く、展望台まで上るには相当の体力と時間が必要になる。このため、一部の近隣の登山愛好家にとっては健康増進のため利用される可能性があるが、多額の資金を投入し建設した治山施設についての利用客が少なく、観光施設としての治山施設については広く集客を行う目的の達成に疑念が残る。

また、施設内には「ラベンダー広場」(12,000 m²)があり、ラベンダーの鑑賞が出来るようになっているが開花している一定期間を除き、そのエリアには魅力がなく、有効活用はされていない。7 月が花の満開となりシーズンとの事であるがそのシーズンでさえ鑑賞している来場者は著しく僅少であった。

以上のように HP やパンフレットで「観光」(レジャー、レクリエーション等)としての概念に基づき建設及び運営されているが、施設の内容は観光施設としての機能を発揮しておらず、実態として利用客の僅少により概念の説明が困難となっている。

観光事業の一部を担うためには、利用促進及び有効活用についての代替案(登山コースなど学校などへの働きかけ)について実施し、投下コストを市民に還元する必要がある。

(4) 指定管理者制度のモニタリングについて

①監査の結果

当該施設は、平成 18 年 4 月より指定管理者制度を導入している。岐阜市は、指定管理者選定委員会のメンバーによる評点及び提示された指定管理料の金額により指定管理者の選定を行っている。

岐阜市がモニタリングを行う上で必要となるのが、利用者のアンケート結果であるが、岐阜市が実施しているアンケート調査は不十分であるといえる。岐阜市が当該施設について実施しているアンケート調査は施設についての清掃状況などの 8 項目について「良、否」を問うだけの簡便的なものであった。またアンケート件数についても 16 件と僅少であり、回収したものの中には数件未記入のものを含まれていた。

施設を利用するのは市民であり、指定管理者制度を導入した以上、受託者はその責任で十分な管理運営を行う必要がある。このため、評価を厳格に感じ取るのは利用者であり、また市民の声でもある。従って、岐阜市は単に指定管理者制度を導入し、民間業者へ運営を移管したため監督責任がないというのではなく、行政としての監督責任は依然と残留しているため、モニタリングを十分に行い、場合によっては適切な指導、アドバイスを提言する責務がある。

また、アンケート結果には、指定管理者の業務の遂行状況に対する評価だけでなく、現在の施設の構造的不満（ハード面）、魅力的不満（ソフト面）での市民の意見を幅広く入手できる機会でもある。

指定管理者制度を導入し、指定管理者が管理及び運営を行うが、魅力ある運営を行い、民間のノウハウを利用し入場者数を増加させることも指定管理者のモニタリングの趣旨に含まれているため、アンケート調査に、ソフト面でのニーズおよび満足度を加えるなど工夫する必要があると考えられ、岐阜市は行政としての監督責任から適切に指導していく必要がある。

VII. 名産品について

1. 概要

(1) 岐阜市の名産品の概要

岐阜市の名産品は、岐阜市が作成したパンフレット及び岐阜市のホームページを参照すると以下のものが列挙されている。

【特産品】

岐阜油紙・のぼり鯉、岐阜和傘、岐阜提灯、岐阜渋うちわ

【おみやげ・料理】

鮎菓子、富有柿、佐波いちご、地酒、松風・味噌松風、枝豆まんじゅう

鮎の一夜干し・鮎昆布巻、いかだばえ、薬膳料理、鮎料理

これらの名産品に関連して、岐阜市は以下の活動を行っている。なお、柿及び鮎などは農林振興部、和菓子及び提灯などは地域産業振興室が担当している。

県外常設展示コーナー物産品展示業務

(財) 伝統的工芸品産業振興協会賛助会費

団体事業補助「岐阜提灯協同組合」

団体事業補助「岐阜市和傘振興会」
 伝統的工芸品物産品宣伝パンフレット作成
 伝統的工芸品万博出展事業
 岐阜市東京ギフトショー参加負担金
 岐阜市特産新製品見本市参加負担金
 全国菓子大博覧会事業補助（岐阜菓子工業会）

(2) 過去5年間の活動予算及び実績

岐阜市では上記に列挙したとおり、名産品に対する活動を行っているが、活動により生じた過去5年間の予算及び実績のうち主なものは以下の通りである。

活動の内容は、主にPR業務及び名産品（工芸品含む）の所属団体に対して、団体運営費の補助、負担金の支出を行い支援している。現在支出している補助金及び負担金については過去から継続して、現在と同様の名目で支出され続けている。

① 県外常設展示コーナー物産品展示業務（委託事業、開始年度：昭和62年度）

十六銀行東京支店及び大垣共立銀行東京支店のウインドの1スパンを県外常設展示コーナーとしてディスプレイするもの。

(単位：千円)

| 年 度 | 予 算 | 決 算 |
|------|-------|-------|
| 14年度 | 1,316 | 1,156 |
| 15年度 | 1,316 | 1,003 |
| 16年度 | 1,283 | 1,053 |
| 17年度 | 1,227 | 785 |
| 18年度 | 1,000 | 646 |

② (財) 伝統的工芸品産業振興協会賛助会費（会費、開始年度：平成8年度）

(単位：千円)

| 年 度 | 予 算 | 決 算 |
|------|-----|-----|
| 14年度 | 50 | 50 |
| 15年度 | 50 | 50 |
| 16年度 | 50 | 50 |
| 17年度 | 50 | 50 |
| 18年度 | 50 | 50 |

③団体事業補助「岐阜提灯協同組合」（補助金支給、開始年度：昭和 62 年度）

平成 7 年度に「岐阜提灯」が伝統的工芸品に指定され、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」の認定を受けた振興計画に基づき、後継者育成・需要開拓・意匠開発等の事業を行い、岐阜提灯の普及を促進する。

（単位：千円）

| 年 度 | 予 算 | 決 算 |
|-------|-------|-------|
| 14 年度 | 1,250 | 328 |
| 15 年度 | 1,250 | 802 |
| 16 年度 | 1,000 | 816 |
| 17 年度 | 1,000 | 1,000 |
| 18 年度 | 1,000 | 824 |

④岐阜市東京ギフトショー参加負担金（負担金支給、開始年度：昭和 62 年度）

東京ビックサイトで開催される「東京インターナショナル・ギフト・ショー秋」に出展し、内外販路と取引の増進を図る。

（単位：千円）

| 年 度 | 予 算 | 決 算 |
|-------|-----|-----|
| 14 年度 | 850 | 850 |
| 15 年度 | 868 | 672 |
| 16 年度 | 673 | 550 |
| 17 年度 | 672 | 427 |
| 18 年度 | 672 | 672 |

⑤岐阜市特産新製品見本市参加負担金（負担金支給、開始年度：昭和 62 年度）

東京ビックサイトで開催される「東京インターナショナル・ギフト・ショー春」に出展し、内外販路と取引の増進を図る。

（単位：千円）

| 年 度 | 予 算 | 決 算 |
|-------|-----|-----|
| 14 年度 | 700 | 700 |
| 15 年度 | 638 | 638 |
| 16 年度 | 673 | 673 |
| 17 年度 | 673 | 673 |
| 18 年度 | 673 | 673 |

2. 外部監査の結果

(1) 名産品の PR 活動について

①監査の結果

現在岐阜市は、県外常設展示コーナー物産品展示等により名産品について PR 活動をしている。名産品は重要な観光資源であり、名産品の良否はシナジー効果により観光客数にも影響を与えるものである。

名産品は地域の民間団体の歴史と創造の産物であるから行政である岐阜市が直接創造することは出来ない。行政として名産品の普及に貢献できるのは PR 活動が中心であろう。しかし、現在の岐阜市の活動では、上記の名産品の観光に与える影響の重要性から不十分であると考えられる。現在行っている県外常設展示コーナー物産品展示について岐阜市はその効果及び影響を測定していない。測定の方法としては、広告地域での、その知名度の普及程度を調査することなどが挙げられる。まず、現状の活動の効果を測定した上で、岐阜市は効率的で効果的な PR 活動に注力することが必要である。

(2) 少額な補助金及び負担金等について

①監査の結果

岐阜市は名産品に関連して、各種関連する団体に対して上記のとおり補助金及び負担金等を過去から継続的に拠出している。しかし、金額についても上記の表にあるとおり少額であり、この金額を支出することにより、各種団体の運営に影響を及ぼしているかどうか疑問である。少額の補助金及び負担金等の支給については、交付先団体は自主収入や繰越金等により自ら収入を確保できる可能性が高いと考えられるため、岐阜市でも過去から補助金の廃止を推進してきた。しかし、現在も少額補助金は残留しており、少額補助等の必要性の疑問からこれらについても廃止の検討を行うべきである。

補助金及び負担金等を岐阜市が拠出する場合には、その支出に対する効果を念頭において支出する必要がある。従って、このような少額の補助金及び負担金等では効果を期待できず、また過去から継続的に慣行として支出している可能性も否定できないため、補助金及び負担金等の支出を廃止するか、あるいは負担金及び補助金等の支給対象事業を絞り込んで集中的に補助することを検討する必要がある。

(3) 終期の設定（サンセット基準）について

①監査の結果

負担金及び補助金等の中には開始年度が古く、毎年継続的に交付されているものが見受けられた。時代の変化により、その存在意義が乏しくなった負担金及び補助金等もあると思われ、それらは速やかに廃止する必要がある。時代が急速に変化し負担金及び補助金等の前提条件が変わってきているにもかかわらず継続的に負担金および補助金等を交付したとしても、効果を得ることはできない。

よって、定期的に負担金及び補助金等の必要性を見直すことが必要であり、定期的な見直しを行うことで役割の乏しくなった負担金及び補助金等を廃止する機会が得られ、負担金及び補助金等の支給制度等を柔軟に運営することができる。その機会を得るために負担金及び補助金等の終期を設定する必要がある。

(4) 補助金及び負担金等の支出に対する効果の測定について

①監査の結果

負担金及び補助金等は公益的活動を支援する等の目的で交付され、何らかの公益的効果の発生を期待して行われるものである。しかしながら、上記負担金及び補助金等については、どのような効果があったのかを明確に測定できていないものが多く見受けられた。そもそも負担金及び補助金等の効果を測定するためには、補助金等の交付申請時に目標が設定されていなければならないが、現状では目標が明確となっていないため、負担金及び補助金等の効果を明らかにすることができない。

負担金及び補助金等の効果をより明確に測定するためには数値目標を設定することが望ましい。観光に関しては、数値目標を設定することが容易ではないが、できるだけ明確な数値目標を設定し、実績と比較することで負担金及び補助金等の効果を測定することができる。その結果、数値目標を達成できなかった負担金及び補助金等については、負担金及び補助金等の廃止も含めて検討すべきである。

また、負担金及び補助金等によっては、効果を単年度で測定できないものがある。負担金及び補助金等を交付した年度以降の指導等を行わなければ、負担金及び補助金等を交付した効果が薄れ、結果的に負担金及び補助金等の意義が失われる危険性がある。負担金及び補助金等の支給対象事業を長期的な視点から育成するためには、負担金及び補助金等の交付年度以降も負担金及び補助金等の効果を監視（モニタリング）し、必要な指導等の追加的施策を検討すべきである。

VIII. まつり・イベントについて

1. 概要

(1) 岐阜市のまつり・イベントの概要

岐阜市では、先述の「岐阜市の観光の概要」に記載したとおり、多くのまつり及びイベントを開催している。岐阜市で開催されているまつり及びイベントのうち、一部については岐阜市が補助金または負担金を拠出することにより事業として位置づけている。

岐阜市が関与しているまつり及びイベントは以下の通りである。

【観光事業】

ぎふ信長まつり

道三まつり

長良川全国花火大会

全国選抜長良川中日花火大会

岐阜祭り

手力火祭

池ノ上裸祭

ぎふ梅林梅祭

長良川まつり

岐阜大仏フェスティバル（平成 16 年度で補助金の支給終了）

【その他のイベント】

モーターフェスティバルコルモラーニ

喜多郎コンサート（平成 16 年度で終了）

笑いと感動のまちづくり事業（全日本学生落語選手権「策伝大賞」）

あかりフェスタ GIFU（平成 16 年度で終了）

(2) 過去5年間の活動実績

岐阜市では、上記に列挙したとおり、各種まつり及びイベントに対して補助事業等を行っているが各種事業費として拠出した金額は以下の通りである。

①観光事業

(単位：千円)

| 事業内容 | H14年 | H15年 | H16年 | H17年 | H18年 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ぎふ信長まつり負担金 | 14,000 | 14,000 | 14,000 | 8,000 | 6,000 |
| 道三まつり負担金 | 4,500 | 4,500 | 4,500 | 3,000 | 3,700 |
| 長良川全国花火大会補助金 | 2,250 | 2,250 | 2,250 | 2,250 | 2,250 |
| 全国選抜長良川中日花火大会補助金 | 1,350 | 1,350 | 1,350 | 1,350 | 1,350 |
| 岐阜祭り補助金 | 630 | 630 | 630 | 630 | 630 |
| 手力火祭補助金 | 900 | 900 | 900 | 900 | 900 |
| 池ノ上裸祭補助金 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 |
| ぎふ梅林梅祭補助金 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 |
| 長良川まつり補助金 | 250 | 250 | 200 | 250 | 250 |
| 岐阜大仏フェスティバル補助金 | 180 | 180 | 180 | - | - |
| 合計 | 24,240 | 24,240 | 24,240 | 16,560 | 15,260 |

②その他のイベント

(単位：千円)

| 事業内容 | H14年 | H15年 | H16年 | H17年 | H18年 |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| モーターフェスティバルコレモラーニ負担金 | 3,000 | 5,000 | 3,000 | 2,000 | 2,000 |
| 喜多郎コンサート負担金 | 10,000 | 13,996 | 10,000 | - | - |
| 笑いと感動のまちづくり事業負担金 | - | 22,384 | 19,296 | 15,577 | 8,826 |
| あかりフェスタ GIFU 負担金 | 12,000 | 12,000 | 4,926 | - | - |
| 合計 | 25,000 | 53,380 | 37,222 | 17,577 | 10,826 |

上記の表にあるとおり、全体的に補助金及び負担金の金額は近年減少傾向にある。また、補助金の中には毎年同額の金額を支出し続けているものもある。

(3) 過去5年間のまつり及びイベントの動員数の推移

上記、岐阜市が事業として関与しているまつり及びイベントの事業指標について岐阜市では各種イベントの動員数を入手することにより把握している。過去5年間の上記岐阜市が関与したイベントの動員数の推移は以下の通りである。

なお、動員数については各種イベントを主催している団体から報告された動員数であり、岐阜市が独自に集計などは行っていない。このため、各種イベントの主催者がどのような方法で動員数を把握しているかは不明である。

①観光事業

(単位：人)

| イベント | H14年 | H15年 | H16年 | H17年 | H18年 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ぎふ信長まつり | 450,000 | 450,000 | 180,000 | 370,000 | 400,000 |
| 道三まつり | 380,000 | 280,000 | 350,000 | 390,000 | 300,000 |
| 長良川全国花火大会 | 400,000 | 400,000 | 130,000 | 250,000 | 250,000 |
| 全国選抜長良川中日花火大会 | 400,000 | 400,000 | 250,000 | 250,000 | 250,000 |
| 岐阜祭り | 380,000 | 280,000 | 350,000 | 390,000 | 300,000 |
| 手力火祭 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 |
| 池ノ上裸祭 | 20,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 4,500 |
| ぎふ梅林梅祭 | 80,000 | 45,000 | 45,000 | 50,000 | 70,000 |
| 長良川まつり | 800 | 800 | 800 | 800 | 800 |
| 岐阜大仏フェスティバル | 180 | 180 | 180 | - | - |
| 合計 | 2,140,980 | 1,891,980 | 1,341,980 | 1,736,800 | 1,605,300 |

②その他のイベント

(単位：人)

| イベント | H14年 | H15年 | H16年 | H17年 | H18年 |
|-----------------------|---------|--------|---------|---------|---------|
| モーターフェスティバル コルモラーニ | 50,000 | 43,900 | 101,000 | 110,000 | 200,000 |
| 喜多郎コンサート | 50,000 | 30,000 | 40,000 | - | - |
| 「策伝大賞」参加学生数 | - | 76 | 92 | 114 | 123 |
| あかりフェスタ GIFU | 5,679 | 5,854 | 3,069 | - | - |
| 合計 | 105,679 | 79,830 | 144,161 | 110,114 | 200,123 |

2. 外部監査の結果

(1) 少額な負担金及び補助金について

①監査の結果

岐阜市はまつり及びイベントに関連して、主催者等に対して上記のとおり負担金及び補助金を過去から継続的に拠出している。しかし、金額について、少額のもの（1,000千円未満）も多数含まれている。少額の補助金及び負担金等の支給については、交付先団体は自主収入や繰越金等により自ら収入を確保できる可能性が高いと考えられるため、岐阜市でも過去から補助金の廃止を推進してきたが、現在も少額補助金は残留している。

補助金及び負担金等を岐阜市が拠出する場合には、その支出に対する効果を念頭において支出する必要がある。従って、このような少額の補助金及び負担金等では効果を期待できず、また過去から継続的に慣行として支出している可能性も否定できないため、補助金及び負担金等の支出を廃止するか、あるいは負担金及び補助金等の支給対象事業を絞り込んで集中的に補助することを検討する必要がある。

(2) 負担金及び補助金の支出に対する効果の測定について

①監査の結果

岐阜市は、過去からイベントに関連して負担金及び補助金を拠出しているが、その効果について十分に測定ができていない。

現在上記にも記載したとおり、各イベントの主催者から動員数等の情報を入手し、把握しているが、その正確性の検証、分析等については実施していない。上記の表に記載されている動員数は非常にアバウトな印象を受ける。本来岐阜市は、主催者から一方的に動員数の結果を受け入れるのではなく、その集計方法等についてもヒアリングまたは指導を行い、正確性を向上させるように心がける必要がある。

また、報告をうけた動員数の分析を行い、人数の増減傾向、来客者の客層、住居地域の把握、年齢層、グループ構成（家族、カップル、団体客など）等を把握し、今後のまつりイベントに対しての方向性を決定するための判断材料とすべきである。

ただ単に、負担金及び補助金を支出するのではなく、その後の結果及び傾向について把握及び分析を行い、岐阜市が行う PR 活動にも生かす必要がある。また、詳細の現場の状況を把握するためには民間の主催者などと連絡・結果報告及び打ち合わせを密接に行い、アイデアを提供しあうことによって、単にイベントに関する事業のみではなく、その他の観光事業を含めた観光事業全体に対するシナジー効果を創出することができるであろう。

(3) 終期の設定（サンセット基準）について

①監査の結果

負担金及び補助金の中には開始年度が古く、毎年継続的に交付されているものが見受けられた。時代の変化により、その存在意義が乏しくなった補助金等もあると思われ、それらは速やかに廃止する必要がある。時代が急速に変化し補助金等の前提条件が変わってきているにもかかわらず継続的に負担金及び補助金を交付したとしても、効果を得ることはできない。

よって、定期的に負担金及び補助金の必要性を見直すことが必要であり、定期的な見直しを行うことで役割の乏しくなった負担金及び補助金を廃止する機会が得られ、補助金制度等を柔軟に運営することができる。その機会を得るために補助金の終期を設定する必要がある。

(4) 補助金支給について

①監査の結果

「岐阜市観光事業補助金交付要綱（平成 11 年 3 月 15 日）」には以下のように記載されている。

第 2 条 市長は、岐阜市の観光事業に寄与する活動を行っている団体等が行う次に掲げる事業に対し、補助金を交付するものとする。

- (1) 観光客誘致に資する事業
- (2) 地域の活性化に資する事業
- (3) 市内の観光資源、自然等を広く宣伝できる事業
- (4) 観光資源の保全育成に関する事業
- (5) その他市長が特に必要と認めた事業

観光事業に係る補助金は、岐阜市の観光の振興と発展を目的に実施される事業に対して補助を行うものである。上記要綱の「第 2 条 (2) 地域の活性化に資する事業」については、本来の観光事業の枠外の事業も対象と考えられる可能性が生じる。例えば、H18 年度に観光事業の補助金として拠出した「長良川まつり補助金(250 千円)」については、長良校区の住民に対してのみチラシを配り、参加者も 300 人程度の特定の地域の者に対する地域振興の補助金となっている。

観光事業としての補助金の範囲を明確にするために、岐阜市はチラシを特定の地域の住民のみに配布するのではなく、観光事業の趣旨に合わせ PR の指導を行う必要があると考えられる。

IX. 岐阜市の観光行政の総括的問題点

岐阜市の観光行政は、個別の施設及び事業に関して上記のように、効率性、公平性、公共性などの観点から様々な問題点が発見された。これらの個別の問題点等を総括し、その原因などはどこにあるのか、また、今後行政として如何なる方向へ進むのが望ましいのかについて、検討してみた。

以下、上記の個別問題点等から共通して考えられる、岐阜市における「観光行政」の弱点と思われるものを記述する。

(1) 岐阜市の観光施策の十分性について

先述の従来からの岐阜市の観光事業における基本施策、個々の観光資源、観光施設、観光事業等を勘案して岐阜市の現在に至るまでの観光事業の成果は総合して如何なる結果であったのか。この結果を把握するには、本来総合計画の各基本構想立案時に掲げた目標と実績を比較すれば理解しやすいのであるが、岐阜市では明確な目標値を現在に至るまで掲げていない（後述）。従って、観光事業の成果として、先述した岐阜県が集計した観光客数、消費量（経済効果）等の観光実績で確認する。先述したとおり岐阜市の観光実績は決して成功しているとはいえない。では、如何なる要因によりこのような事態が発生したのかについて論じていく必要がある。以下、包括外部監査人が考える観光事業が成功していない原因について記述する。

①「観光」の定義が不明確である

岐阜市が観光行政を行う上で、まず検討・整理しなくてはならないのは「観光」の定義を明確にすることである。本報告書では先述したとおり、政府観光政策審議会での定義を基礎に「観光」の範囲を特定してきた。この観光の定義及び観光の範囲については個々の行政団体によりその個性や実情を踏まえ、具体的に一律ではなくポリシーに基づいた定義が構築されて施策など議論されるものである。先述したとおり、岐阜市は産業の町であると同時に観光の町であるという漠然とした認識はあるものの、その「観光」としての定義及び位置づけが不明瞭であるがゆえに、その施策、予算、構想、実態分析などがすべて漠然としてしまい、単に目的が不明確な予算を消化している可能性も否定できない。今後は、観光行政の入り口ともいえる観光の定義を明確にし、その定義に基づく岐阜市の観光の範囲を明確にし、部署を超えた観光行政事業全体の規模等勘案し、構想及び施策を検討していく必要がある。

②合理的で明確なビジョンや目標をもっていない

岐阜市の観光事業の基本施策では、先述のとおり毎回「鶺鴒、金華山・長良川周辺」を挙げているものの漠然とした施策を踏襲しているといえる。本来であれば観光事業に関するあらゆる情報を、地元の肌で感じる観光客のニーズから他都市の広範囲な観光事業の成功例の情報収集などの情報を幅広く入手し、綿密な議論を交わした上で合理的で

客観的なビジョンを形成し公表する必要がある。岐阜市の観光に対する明確なビジョンは、現在に至るまで存在していなかった。性格上内容が漠然となりうる基本構想に、各部署が現在まで実施してきた各業務を関連付け、継続して予算立案及び承認がなされてきた可能性がある。

平成 18 年度より実行に移された先述の「岐阜町発祥の地・まちなか歩き構想」については、従来のように漠然とした構想から脱却し、ひとつの首尾一貫したビジョンであるといえる。このビジョンについては、歴史・文化・心に重点をおき、まちなかを散策することで、金華地区の広いエリアを観光地として捉えており、従来完全にマンネリ化したビジョンに比べその方向転換を意図しているところは評価できると考えられる。しかし、このビジョンは内容的には岐阜公園周辺のまちづくり、及びその周辺エリアごとに連続性を主眼とした広範囲の回遊であり実現可能性などについては未知数である。

また、上記「岐阜町発祥の地・まちなか歩き構想」のみを岐阜市の観光のビジョンとして位置付けてしまうと、上記に適合しない従来からの観光施設は合理的に説明できるのかという問題も生じる。従って、上記構想以外にも、現状の「岐阜市の観光」のビジョンを構築し、説明が可能な施設・事業と説明が不可能な施設・事業に区分し、今後の岐阜市の観光行政の方向性に寄与する必要がある。

また、具体的な目標値、目標指標についても合理的な計算に基づき、正確性、客観性を備えた目標値を算出・公表する必要がある。平成 18 年度に策定された上記「岐阜町発祥の地・まちなか歩き構想」についても、具体的な目標値は「岐阜公園の来場者数」のみであり、目標値として不十分であるといえる。上記構想は歴史的背景に基づいた「まちなか歩き」であり、その構想エリアも岐阜公園を中心に 2km の範囲の街並みを視野に入れている。しかし、目標として掲げているのは岐阜公園の来場者数のみであり不十分であるといえる。単なる公園施設の利用を目標としていないのであるから、当該構想エリアの集客数を合理的な基準で定め、その累積来客数を公表していくことが望ましい。また現在策定中である金華地区以外の構想についても、今後目標値、目標指標設定について正確性、客観性を備えた目標値を算出し、公表していくことが望ましい。

(2) 基本構想を掲げる時点での目標値の設定について

基本施策とは、岐阜市の観光事業の中期的なビジョンであり、その具体化したものが計画であり、各種指標の目標値である。目標値を掲げ公表することで、市民は岐阜市が行う観光事業の将来を予測し安心できるものである。また、目標値とは単なる形式的な数値ではなく、この目標値を達成し地域に経済効果、産業発展をもたらせうる重要な意思決定指標であり、その指標に基づいて市民は観光事業に対する岐阜市の施策に同意した理念を持っているものである。

しかしながら、岐阜市では現在に至るまで明確な目標値を設定していなかった。「第一次総合計画」～「第四次総合計画」に至るまで漠然とした施策を打ち立てているものの明確な目標は立てておらず、各年度において次年度の予算を編成する時に鶉飼の来客数の予想人数を掲げているのみであった。「ぎふ躍動プラン・21」（岐阜市総合計画20

04)では、基本構想の中で、初めて集客目標から方向転換し顧客の満足度を指標に掲げ、5年後の顧客満足度の目標を掲げている。しかし、目標として掲げているのは鶉飼の顧客満足度のみであり、その他の観光事業については全く触れられていない。つまり、岐阜市では現在に至るまで、観光事業における基本施策を掲げるに当たりほとんど明確な目標値をたてず数十年継続して観光事業を遂行してきたといえる。また、先述したとおり観光事業は岐阜市の重点的な事業であり、毎年多くの市税（市民負担）を投入してきたが、明確な目標値が掲げられていないため、観光事業の成否の把握も漠然とし、市民に対しても岐阜市の方向性が伝達できない。

従って、目標値を網羅的にかつ正確に形成し、その後の実績との比較分析を市民に対して報告することによって、市税の投入に対するアカウンタビリティ（説明責任）が達成できるといえるのではないだろうか。

ちなみに、岐阜市が把握している予算編成時における鶉飼の予想集客数（短期計画）および各年度の実績は以下の通りである。

| 年 度 | 目標（予算）人員（人） | 決算人員（人） |
|---------|-------------|---------|
| 昭和 56 年 | 290,000 | 254,858 |
| 昭和 57 年 | 280,000 | 272,446 |
| 昭和 58 年 | 280,000 | 261,101 |
| 昭和 59 年 | 280,000 | 263,992 |
| 昭和 60 年 | 280,000 | 271,001 |
| 昭和 61 年 | 280,000 | 273,937 |
| 昭和 62 年 | 280,000 | 268,754 |
| 昭和 63 年 | 300,000 | 259,160 |
| 平成元年 | 280,000 | 250,858 |
| 平成 2 年 | 270,000 | 232,246 |
| 平成 3 年 | 260,000 | 238,662 |
| 平成 4 年 | 260,000 | 248,427 |
| 平成 5 年 | 240,000 | 207,334 |
| 平成 6 年 | 215,000 | 180,777 |
| 平成 7 年 | 210,000 | 161,821 |
| 平成 8 年 | 180,000 | 158,438 |
| 平成 9 年 | 170,000 | 132,403 |
| 平成 10 年 | 150,000 | 117,554 |
| 平成 11 年 | 140,000 | 107,241 |
| 平成 12 年 | 130,000 | 107,515 |
| 平成 13 年 | 120,000 | 106,762 |
| 平成 14 年 | 120,000 | 115,174 |
| 平成 15 年 | 120,000 | 106,527 |

| | | |
|---------|---------|---------|
| 平成 16 年 | 120,000 | 100,243 |
| 平成 17 年 | 130,000 | 127,118 |
| 平成 18 年 | 120,000 | 113,677 |

上記表を見てもわかるように、岐阜市では鶉飼の目標（予算）人員を前年度の実績決算人員を参考に微調整し、若干の努力目標相当部分を加算して予算人員としている。岐阜市では、昭和 56 年度から現在に至るまで、次年度予算編成時にも前年度を基準とした継続的な目標値を掲げる傾向にある。

本来であれば、上記のように「鶉飼」を目標値とした場合、次年度の予算編成という短期目標値であれば、目標値と実績値との差異を十分に分析し、その原因が一時的な要因によるものか、慢性的なものなのかなど分析し、次年度の予算編成時における目標とすることが必要であり、十分な分析等を行わなければ、目標値は意味を成さない形式的なものとなる。

従って、岐阜市は、現在目標値としている「鶉飼」の人員については短期計画（予算編成）上の精度を向上させるために分析を行うとともに、短期目標ではなく概ね 5 年間の中期及び長期の目標を計算根拠とともに示す必要がある。また、上記に記載したとおり、「鶉飼」のみの指標ではなく、岐阜市の「観光」は先述したとおり様々な資源があり、その複合体が岐阜市の観光であるから、「鶉飼」を含めた岐阜市の総合的な指標を作成し、これらも計算根拠とともに公表することが必要である。これらの公表が、「観光」に係る「市民の負担」を説明しうる行政の責任であり、今後岐阜市が前向きに検討していく必要があると考えられる。

また、岐阜市全体での目標値を構築するためには、各観光施設及び事業等の目標値を積み上げないと作成できない。現在、各施設等について目標値をそもそも作成しておらず、また作成したとしても部署が異なり連絡が不十分であることが原因し、集計されていない。従って、上記アカウンタビリティー（説明責任）のために、まず、各部署が所管の観光施設及び事業について目標値（将来 5 年間）を作成する、次に商工観光部と各部署は連絡を取り合い、各部署の目標値について内容を吟味し修正を加え実現可能性の高い目標値として構築し、「観光行政」として首尾一貫した「観光の範囲」「観光の目標」「観光の実績」について把握・公表する必要がある。

（3）合理的な観光統計資料の収集について

前述の各種「監査の結果」にも記載したが、岐阜市は合理的な観光統計資料の情報収集が不十分であるといえる。観光統計資料には、来場者数、入込人数、観光客の満足度を測定するアンケートなど幅広く存在する。

現在岐阜市では、各関係団体が個別に集計した施設の利用者数等について報告を受け、単純に集計しているのみで、その妥当性の検証及びその他の情報収集については実施していない。各種イベントや施設の関係者から利用者数の報告を受けること自体は問題ないが、岐阜市が予算を投入している以上、その測定方法等についても議論し、各関係者

の情報を利用するにしても、実態と乖離していないことを岐阜市の責任で把握しなくてはならない。従って、これらの情報の正確性・客観性について岐阜市が自己の責任で検証する必要がある。具体的には、測定方法などの指導等が含まれる。

また、観光事業は利用者及び観光客の満足度は重要な指標となる。満足度を測定するためにはアンケート結果を集計することは一般的である。岐阜市は鵜飼事業については先述したとおり一部限定的に実施し、公表している。しかし、鵜飼事業に関わらず、観光事業として市税を投入している以上、その他の観光事業についても同様にアンケート結果を入手し、分析および公表する必要がある。

また、岐阜市は簡単なアンケートを鵜飼事業で過去に実施したが、より詳細な情報を入手するために民間との連携は欠かせないと考えられる。観光事業の現場を認識しているのは旅行関係者、すなわち旅行代理店、旅館業者等であり、特に大手旅行代理店などは全国の観光地の長所短所、人気、不満な点などを幅広く情報収集している。この民間業者等と連携し情報交流することにより、従来から机上の空論となりがちであった観光事業が実態を見据えた実現可能性のある事業へと変化していくと考えられる。

また、統計資料についても、他都市との比較の情報、全世界での観光都市での成功例の情報収集及び模倣案等あらゆる情報を入手する必要がある。現在岐阜市は情報収集について不十分な面が存在していることは否定できない。統計資料は事後的な結果としての資料があれば、今後の計画を立案する上での基礎資料ともなり、これらの情報量の如何によって、魅力のある計画が立案できるか否かに影響を与える。

観光とは魅力である。世間の人々は日常生活から離れ、開放的にリラックスしたいという欲求があり、その欲求のために時間と金銭を消費するものである。岐阜市が魅力のある町として認識されるためには、岐阜市は行政としての努力をし、出来るだけ多くの統計資料、観光事業の案、成功例、トレンド、欲を言えば今後の予測トレンドを察知し、観光事業を成功させていく責務があると考えられる。

(4) 観光事業に対する業績評価基準について

先述した岐阜市の各種観光事業及び観光施設の設置及び運営等について、適切な業績評価基準が存在しないのが現状である。観光事業は、岐阜市のような地方都市にとって地域経済・産業の発展等に重要な影響を与えるため重点的な事業として位置付けられている。

しかしながら、当初予算の投入を決定し、施設の設置及び事業の開始等を行ったとしてもその施設の運営及び事業の遂行が予定通り行かないケースも相当の割合で存在している可能性も否定できない。施設に関しては、設置にかかる事業費のみならず、運営する上で毎年相当額の運営費が必要となる。従って、各種施設及び事業について存続または撤退の意思決定に資するルールを構築することが必要となる。上記ルールを構築するためには、以下のことに留意する必要がある。

まず、第1に適正な業績評価ルールを構築することである。業績評価を構築するためには、各項目について客観性、正確性を備えたマニュアルを作成し、各施設及び事業の

必要性のについても議論した評価結果が必要である。現在岐阜市では「岐阜市事業評価システム」を作成しHPで公表している。これは岐阜市の事業のうち一部について事業評価調書（各2ページ程度のもの）を作成するものであり、事業の内容、必要性、利用者数などを記載し、最終評価として有効性（政策・施策への貢献度）・達成度（成果および事業効果）・妥当性（実施方法等の妥当性）を勘案し事業の存続か廃止を結論付けるものである。

しかし、この事業評価調書は形式的に作成されているのみで、以下のような問題点が在ると考える。最終評価を構成する有効性については、主観で有効な事業と位置づけているのみでその根拠に客観性はない。また、達成度については、目標値（目標来場者数など）を設置しその達成程度を評価しているが、実際には目標値を下回り減少傾向にあっても、客観的な根拠に乏しい満足度（特に適正なアンケートなどを入手していない）等を勘案して達成度が上昇であると位置付けるなど、その信憑性に疑義が持たれるケースが散見された。さらに、妥当性については、コスト削減の余地、公共関与・事業手法の妥当性についての評価を行うのであるが、事業のコスト削減の分析が不十分な状況で作成しているため結果として抽象的な形式的な評価かつ各部署の自らの業務評価を主観で行っているため信憑性はない。従って、現在岐阜市が実施している「岐阜市事業評価システム」は、全ての施設及び事業について実施するとともに、最終評価にあたり以下の改善案が考えられる。例えば、有効性の評価については「a.必要不可欠な施設・事業、b.どちらかといえば必要な施設・事業、c.どちらかといえば不要な施設・事業、d.不要な施設・事業」という項目で無差別抽出のアンケート調査を行い公表する方法が考えられる。達成度については、採算性の数値を適正に集計・公表し、適正な利用者数を合理的・客観的な方法で集計した上で、利用者数が施設開設の翌年度の50%に達しない期間が3年以上継続し、採算性が悪いため市税投入（市民負担額）割合が50%を超えている施設及び事業については施設及び事業を廃止する案が考えられる。妥当性については、事業等のコスト分析を詳細に行い、民間の事業会社が業務効率化のために実施しているような、業務担当者の業務フローについて担当業務プロセスごとにフローチャートを作成し、業務について作業時間の短縮、効率性の再構築を行い、不要な人件費の削減、または適正業務への配置換えなど実施する方法などが考えられる。

第2に業績評価のための基礎資料となる各種事業目標指標と実績との分析作業を十分に行うことである。現在は、単に信憑性にかける利用者数を集計または一部の券売実績などを集計しているのみであるが、実態の利用者の行動とリンクしていない可能性がある。例えば施設を利用しているが有料のものには興味がないが施設内の無料部分に魅力を感じ、利用しているケースなどが考えられる。この場合一律利用者が減少し達成度が低いとも言えず、公益性の点で目標が達成されている可能性がある。

従って、無作為アンケートによる認知度の統計や利用経験の有無・利用回数の自己申告の集計なども指標に加えることも考えられる。さらに岐阜市の施設及び事業の利用者数等のデータについては関係団体に運営を任せているケースが多く、岐阜市は一方的に報告をうけている場合が多いが、岐阜市職員も抜き打ち（サプライズ）で現場に赴き、

利用者人数を実際にカウントすることによって、関係団体の報告内容の信憑性を確認する方法もある。

(5) 各担当部署相互や関係組織・団体等との連携について

「観光行政」を成功させるためには、岐阜市商工観光部が単独で実行できるものではなく「連携」が必要となる。「連携」には、大きく分けて以下の3つの連携が必要であると考えられる。第1に各部署間の連携、第2に近隣行政との連携、第3に地域の民間団体との連携、等が挙げられるといえる。先述した各個別の観光施設及び観光事業において岐阜市は「連携」が不十分ではないかという議論をしてきた。以下、上記3つの「連携」について岐阜市の現状及び問題点を列挙したいと考える。

①岐阜市商工観光部と岐阜市各部署との「連携」について

岐阜市では、各部署間の意識の共有が不十分であったため、部署間での「連携」はほとんど行われていない。また、行政の縦割り業務のため他の部署で行われている業務については情報交流が不十分であり、相互に把握していないのが現状である。総括して全体を把握している部署（商工観光部等）では、他の部署の業務について、近年業務内容の把握について努力して収集するように心がけ始めているが、現状では不十分であり、各部署任せの体質からの脱却について過渡期の状況にあるといえる。

「観光行政」は、岐阜市全体の主要な事業であり、岐阜市全体のビジョン及び構想の基つき構築されるものである。ビジョン及び構想の達成のためには、単に個々の事業及び施設の運営ではなく、各事業等が密接に結びついて相乗効果を発揮し、目標が達成できるものである。現在のように縦割り行政の典型となるようでは、岐阜市の目標を達成できず、非効率である。

従って、今後、岐阜市は各部署での政策や運営等について相互に情報交換および議論を重ね、新たな発展のためのアイデアの収集のみならず、ひとつの部署が単独で方向性を見失うようなリスクを回避し、相互に牽制し合えるような体制を構築し、合理的で効率的な運営を行う必要がある。

②岐阜市と近隣行政との「連携」について

岐阜市では、近隣行政との「連携」が十分であるとは言えない状況にある。岐阜市の近郊には県内では飛騨高山、世界遺産である白川郷、郡上八幡、下呂温泉といった全国でも有名な観光資源があり、また県外でも名古屋市内等の観光資源が存在する。岐阜市の立地は、名古屋駅から鉄道在来線で20分程度の距離にあり、名古屋と高山・下呂を結ぶ在来線の「通り道」であり、特急でも岐阜駅は必ず停車し、高速道路でも名古屋から高山・郡上・下呂への道路の通過地点でもある。つまり、関東地方及び関西地方から飛騨地方への観光に訪れた観光客は、鉄道であれば新幹線で名古屋へ行き在来線へ乗り

換え岐阜を經由して目的地へ向かう。また、車であっても東名・中央・名神で岐阜市のやや南のジャンクションで東海北陸自動車道へ移動し、岐阜市の近郊を通過する。

上記のように岐阜市の近郊には観光地として全国的にすでに有名となっている観光資源が豊富にあり、実際多くの観光客がこの地域に訪れているのも事実である。しかし、岐阜市は、この遠方より訪問してくる多くの観光客を岐阜市に長時間滞在させることが出来ていない。これは、岐阜市はこれらの近郊観光地、近郊行政との「連携」について近年努力傾向にあるものの成果としての「連携」が不十分であることに起因しているといえる。一般的に、遠方からの観光客はこの東海エリアに訪問することは頻繁ではなく、その少ない観光時に岐阜市が魅力を伝えられないのは悲しいことである。観光客にとって、岐阜市が目的地の通過点であるならば、岐阜市に立ち寄るための追加旅費コストは少なく、魅力が観光客に伝われば岐阜市の観光客は容易に増加すると考えられる。従って、遠方の観光客の対策として、近隣の行政と「連携」し岐阜市へ足を運ぶように策を講じる必要がある。

また、岐阜県内や愛知県等の近隣の観光客に対しては、それぞれの行政と連携し、行政ごとに相互にPRを行うことを前提に、岐阜市のPRも各自治体の中で実施してもらい岐阜市への観光客の増加に寄与させる必要がある。

③岐阜市と地域の民間団体との「連携」について

「観光」について行政が単独で出来ることは限られており、民間の協力無しには「観光行政」は実施できないと考えられる。観光は地域の街並み、歴史、文化等のそのエリアにおける人々の歴史・文化の集積であり、それがイメージ化したものである。実際、観光客が目にするもの、食すもの、触れるもの、癒されるものなどは多くが民間団体のものであり、民間団体の長年のアイデアに基づいて構築されたものである。また、業者・旅館等の民間団体は、長年のアイデア、経験、人脈等を持ち、その専門性から岐阜市などの部署よりも専門的で長けているといえる。

先述したとおり岐阜市は、これらの民間団体との連携が不十分であるといえる。例えばPRにしても、民間団体は普段より観光客と接しており、観光客のニーズ等についても岐阜市より把握しており、そのPR方法や施策についてもアイデアを多く保有していると考えられる。しかし、岐阜市は民間の団体との「連携」が不十分である可能性がある。包括外部監査人として希薄の程度を数値化して検証することは困難であるが、先述したとおり民間団体と協働せず単独でのPRがあるなど「連携」が不十分であるといえる。今後は従来とは考えを一新し、民間の意見を主導におき、かつ行政として一部の民間団体のみを優遇するのではなく公平性を確保できるよう、バランスを考慮しながらアイデアの収集に努める必要がある。

また、岐阜市の観光行政は「(財)岐阜観光コンベンション協会」が密接に関わり、民間との連携の責務を負っていると考えられる。従って、「(財)岐阜観光コンベンション協会」は、民間と活発に「連携」し、その存在意義をさらに発揮していく必要がある。

(6) 観光関連施設の設置・運営の市民負担額を上回る必要性（公共性）の検討について
岐阜市が設置・運営（指定管理者への委託を含む）している施設は、先述したとおり多くのものが存在する。そのほとんどすべてに関して、採算は確保できておらず、一般財源（市民負担）に頼るものとなっている。観光関連施設は、単独で直接的に採算が取れるか否かによって、単純にその存在可否を決定付けるものではないが、市民負担を強いるものであるならば、その観光関連施設の公共性を議論し、存在価値のあるものであれば存続させ、存在価値がないものは存続する必要がないと結論づける必要がある。

現在岐阜市では上記のような議論は行ったことはない。いかなる経緯があったにせよ一度建設された観光関連施設については、運営事業費を削減はするものの運営そのものは存続させている。しかし、いくら運営事業費を削減しても、その施設そのものの存在意義が失われれば、その削減された運営事業費そのものが市民にとって無駄なコストとなる可能性がある。運営事業費については、岐阜市では全体として削減方向にあり、実際委託料についても指定管理者制度を導入するなど民間を利用しコスト削減の努力をしている。削減したコストでも市民負担額は生じており、事業を継続することにより、市民の得られている便益を上回らない限り、税金の無駄使いを行っていると考えられる可能性がある。

では、観光関連施設について、事業の存続可否はどのように判断すべきか。その回答としては様々な方法が考えられるが、一例として下記のようなものが考えられる。

岐阜市市民のうち一定数（例えば 1,000 人）を無作為に抽出し、各種施設の認知程度、利用程度、施設の必要性、個人的な存続可否の考え等について各 5 段階程度の評価でアンケートを行い回収及び集計する。これらの集計結果により必要性が乏しいもの（5 段階のうち下位 2 段階が上位 2 段階より多いもの）で、各施設の運営事業費に係る市民負担額が各施設の運営事業費全体の 50% を超えるものについて、その施設の存続の可否について検討する方法が考えられる。この方法で抽出された施設については、特段の理由があれば検討の余地はあるものの、理由が不十分なものについては施設の廃止を検討することになるであろう。これらの議論については適正に書面で検討過程を残し、市民に対しても公表する姿勢が必要となる。

(7) 観光に対する危機感について

冒頭にも記載したとおり、「観光」事業は岐阜市のような一般的な地方都市にとってその与える影響は多大なものであり、重要な事業である。これは、岐阜市のみには当てはまるものではなく、他の地方都市にとっても同様であり、それぞれの地方都市は観光客の収集に対して近年力を入れている。このような観光地間競争が激化すれば国内観光地のリストラが余儀なくされるであろう。従来型の画一的な観光事業は真の観光とならず、既存の観光地の衰退を含めて危機意識が全国的に蔓延している。

観光行政について論じると、鳥取県では企画部内に文化観光局を設け商工労働部にあった観光課を同局内に統合した。和歌山県では観光振興課と観光交流課の二課体制を敷く観光局を設置した。柏崎市では経済部商工観光課の機能を拡充して企画部観光交流課

を設置した。これらは、深刻な地域経済の下で、産業振興の一部に位置付けられていた観光振興を地域全体の課題とし、観光客の視点に立った従来型の分野にとらわれない政策を行おうとする考えに基づいている。岐阜市もH19年度より一部組織を改良し、「まちなか歩き」に重点を置きだした。しかし、この対策は後発的で、他の行政は観光について数年前より危機意識を持ち、組織変更及び対策の強化を行っている。

岐阜市は現在、やや遅れながらも基本構想を見直し、また、組織を変更しながら「まちなか歩き」の路線を歩もうとしている。

以下、観光行政を行う上で重要でありかつ必要なことを列挙していく。

① I T等を利用した情報の発信

情報化の発展は、観光客にとって多岐の観光情報が手軽に入手できることを意味し、その結果、観光地間の競争の激化を導く。情報発信の不得手な地域は競争から脱落する。一方で満足感を持てる観光地が形成されない段階での情報発信は逆効果であり、観光体制の整備と連動した情報発信が必要である。

②ソフト戦略の重点化

近年、世間では安心、癒し、感動などに対する欲求が高まっている。この現象により保養型観光や体験型観光が堅調に成長している反面、従来の観賞型観光は観光客が減少傾向にある。健康志向等により、自然の恵みに対するニーズが高まってきていることも起因していると考えられる。これは「ハコモノ」整備などのハード面を重視した観光事業よりも地域の持つ資源をいかに活用するかというソフト戦略が重視されていることを意味している。

③リピーター化及び長期滞在型の促進

近年、観光が一般化し、年間旅行回数が増加している一方、安く近く短期間の旅行、及び格安パッケージによる安く遠く短期間のような手軽な旅行体系が増加している。このため新規の観光客のみならずリピーターを獲得するために、様々な角度で手軽に楽しめる戦略が有効であるため、ニーズに応じた対応が必要となる。

また、少子高齢化の進展とともに近年保養型・体験型観光が主流となる傾向にあり長期滞在型も増加する傾向がある。従って二極化への対応が必要となり、岐阜市のこれらを考慮した施策を構築する必要がある。

④独自性の追求

国内観光地のリストラに直面した現状では、地域の独自性を前面に出した、他地域との差別化のある観光事業が重要である。他の地域では真似のできない、その地域の個性ある観光資源を発掘し活用することが理想であり、そのために地域の特性を活かし良いところを伸ばすための策が必要である。また、地域の一体性、継続性などは、長期的にその地域の観光に対する姿勢として大きく差がつき、この姿勢が独自性となる場合もある。

独自性の有無を判断するためには、岐阜市やその周辺地域を視野に入れるのではなく、観光客の視点に立った判断、つまりマーケティングが必要である。例えば首都圏からの観光客を視野に入れた場合、東北地方、北関東、北陸、他の中部エリアなどが競合と見込まれるため、これらとの差別化が必要である。

岐阜市では、あえて独自性を高めるためにハード整備を行うよりも、地域住民の積極的な利用を推進し、住民が直接的な利益を享受できるよう、つまり地域文化の向上を主目的とし観光事業へ結果として導く方法も効果的であると考えられる。

近年では、行政も破綻する時代である。地方都市にとって観光事業は生命線の一つであり、その影響の大きさから方向性を誤り世間からの評判が悪化する又は忘却されるようでは将来がないといえる。岐阜市は今後も観光地域リストラの危機感を持ちながら、生き残りをかけて対策を講じる必要がある。